

さがみはら 子ども応援プラン

第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画
令和2年度～令和6年度



令和2年3月
相模原市

市長あいさつ



近年わが国においては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が著しく変化し続け、様々な課題が生じています。特に、保育所や児童クラブにおいては、共働き家庭の増加や核家族化などを背景に需要が増加し続けていることから、待機児童対策が大きな課題となっております。また、児童虐待については全国で痛ましい事件が発生し、相談件数も年々増加するなど、子どもや子育て家庭への充実した支援体制が求められているところです。

本市においても、同様の状況にあることから、未来を創る子どもや若者が生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していけるよう、これまでの計画を一層充実させた「第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画は、本市が目指す子ども・子育て支援の方向性を示すとともに、国連において2030年までの国際目標として掲げられたSDGs(持続可能な開発目標)を踏まえ、妊娠期から青年期まで切れ目ない支援の視点のもと、取り組むべき事業を定めました。

今後、対話を一層大切にしながら、大人が「子どもの権利」を守り、子どもを含めた市民の皆様一人ひとりが共に尊重し合い、ささえあい、誰一人取り残さず市民全員が輝くよう、子ども・子育て支援を進めてまいります。

本市が更なる発展を遂げ、より多くの子育て世代に選ばれ、相模原市民であることを誇れる日本一子育てしやすいまちを目指して取り組んでまいりますので、これまでにも増して皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

末筆ではございますが、計画の策定に御尽力いただきました相模原市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様にあたためて厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

相模原市長 本村 賢太郎

目次

第1部 総論	1
第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置付けと対象.....	5
3 計画の期間.....	6
第2章 計画の推進	7
1 計画の推進.....	9
2 計画の進行管理.....	11
3 計画の進行状況の公表.....	11
第3章 計画の基本的な考え方	13
1 計画の基本理念.....	15
2 基本方針.....	16
3 施策の体系.....	18
第4章 子ども・子育てを取り巻く状況	21
1 人口動態と子どものいる世帯.....	23
2 少子化の動向.....	28
3 子どもの貧困.....	35
4 子育ての状況.....	38
5 子ども・若者の状況.....	41
第2部 各論	45
第1章 子ども・子育て支援事業の整備	45
1 子ども・子育て支援新制度の趣旨とポイント.....	47
2 子ども・子育て支援新制度の概要.....	48
3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込量.....	53
4 保育環境・教育環境の状況.....	55
5 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域.....	56
6 各年度における教育・保育必要量の見込みと確保方策.....	58
7 地域子ども・子育て支援事業の提供.....	65
8 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について.....	79
9 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	81
10 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保.....	81

1 1	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	81
1 2	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	82
第2章 子ども施策の総合的展開		83
基本目標1 子どもの権利を大切にす取組の推進		85
1	動向と課題	85
2	成果指標	86
3	施策の方向と具体的な事業	86
基本目標2 子どもの育ちを支える機能の充実と人材の確保		89
1	動向と課題	89
2	成果指標	91
3	施策の方向と具体的な事業	91
基本目標3 子どもの夢をふくらませる場づくりの推進		97
1	動向と課題	97
2	成果指標	98
3	施策の方向と具体的な事業	98
基本目標4 子どもと親の健康づくりの推進		103
1	動向と課題	103
2	成果指標	104
3	施策の方向と具体的な事業	104
基本目標5 子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援		110
1	動向と課題	110
2	成果指標	111
3	施策の方向と具体的な事業	111
基本目標6 さまざまな家庭の状況に応じた支援の充実		115
1	動向と課題	115
2	成果指標	116
3	施策の方向と具体的な事業	116
基本目標7 子育ての意義や価値に対する意識の醸成		126
1	動向と課題	126
2	成果指標	127
3	施策の方向と具体的な事業	127

基本目標 8	地域社会で子どもの成長を支えるしくみづくり	130
1	動向と課題	130
2	成果指標	131
3	施策の方向と具体的な事業	131
基本目標 9	安心して暮らせる安全でやさしいまちづくりの推進	134
1	動向と課題	134
2	成果指標	135
3	施策の方向と具体的な事業	135
基本目標 10	市民との協働によるしくみづくりの推進と情報発信の強化	139
1	動向と課題	139
2	成果指標	140
3	施策の方向と具体的な事業	140
資料編		145
1	子ども・子育て支援事業計画策定経過	147
2	相模原市子ども・子育て会議委員名簿	148
3	アンケート調査の概要	149
4	ヒアリング調査の概要	150
5	パブリックコメントの実施結果	151
6	相模原市子ども・子育て会議条例	152
7	子ども・子育て支援法の抜粋	154
8	用語解説	158

第 1 部 総論

第 1 章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、様々な要因から進行する少子化、地域コミュニティの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもとその家族や地域を取り巻く環境が著しく変化しています。

このような中、幼児教育・保育については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な施策であり、持続可能な社会の実現に向け、社会全体で子どもの育ちを支え合っていくことが望まれています。

このため、国においては、平成27年度から、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」を全国で本格的にスタートさせ、「量」と「質」の両面から社会全体で子ども・子育てを支える取組を進めています。さらに、令和元年に改定した「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」では、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子育てのための施設等利用給付が創設され、幼児教育・保育の無償化が実施されました。また、平成26年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」が令和6年度末まで延長され、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会を形成するため、様々な取組の更なる推進・強化が図られており、平成28年の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正による全ての子どもが権利の主体であることの明確化、令和元年の子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の改正による子どもの貧困対策の更なる推進など、子どもの最善の利益の実現を目指し、取組を進めています。

このような状況の下、本市における子どもや子育て支援に関する施策については、平成17年に「さがみはら いきいき親子 応援プラン～相模原市次世代育成支援行動計画～」、平成27年に「さがみはら 子ども応援プラン～相模原市子ども・子育て支援事業計画～」を策定し、次代のさがみはらを担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を計画的に推進してきましたが、保育所や児童クラブ等の利用希望者の増加に伴い、いわゆる待機児童が生じていることや、児童虐待に関する相談の増加など、依然として様々な課題があります。それらの課題を解決するため、平成29年度には、子ども・若者に関する多様な施策の総合調整機能を有する「こども・若者未来局」を設置し、加えて子育て家庭の保健・福祉に関して包括的に支援する「子育て支援センター」を各区に設置し、妊娠期から子育て期、その先を見据えた「切れ目のない支援」を実施しています。また、相模原市子どもの権利条例（平成27年相模原市条例第19号）の制定、児童相談所の機能・体制の強化、相模原市幼児教育・保育ガイドラインの策定、子どもの貧困対策の充実など、様々な取組を推進しているところです。

この度、「さがみはら 子ども応援プラン～相模原市子ども・子育て支援事業計画～」の策定から5年が経過したため、改めて市民のニーズを把握し、社会情勢や国の動向に対応した「さがみはら 子ども応援プラン～第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画～」を策定し、更なる施策の充実を図り、引き続き「子どもの夢 輝く みんなでつながりあうまち さがみはら」を目指していきます。

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)

平成27(2015)年9月の国連サミットでは、持続可能で「誰一人取り残さない」社会を実現するため、2030年までに達成すべき17の「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。

「持続可能な開発」とは、今だけでなく未来も、自分だけでなく誰もが、自分の能力を發揮しながら満足して暮らせるようにすることです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



これらの目標を達成するためには、市民一人ひとりが身の回りや地域の問題を認識し、理想の未来について考え、話し合い、協力し合い、行動していくことが大切です。

本計画の推進に当たっては、全ての子ども・若者、子育て世帯、子育て支援に関わる多様な主体が、それぞれ能力を發揮し、今と未来の子どもの夢が輝くよう、みんなでつながり合って取組を進めていきます。

～本計画では基本目標ごとに関連の深いSDGsを表示します～

<本計画に関連する主なSDGs>



2 計画の位置付けと対象

本計画は、「相模原市総合計画」を上位計画とする部門別計画とし、「相模原市地域福祉計画」、「相模原市教育振興計画」、「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」等の関連計画や幼児教育・保育ガイドライン等の関連指針と整合を図るとともに、次の法律に基づく計画として策定します。

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付け、地理的状况等を勘案して定めた区域ごとに、教育・保育の量の見込み、提供体制の確保、実施時期等を定めます。

対象：主に小学校就学前（一部の事業については小学生）までの子育て世帯

○次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として位置付け、全ての子どもとその家庭を対象に、今後進めていく子ども・子育て支援の方向性や目標を定めます。

対象：おおむね18歳まで及び子育て家庭

○母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」として位置付け、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図り、自立を促進するため、支援施策について定めます。

対象：母子家庭、父子家庭、寡婦

○子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）

子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」として位置付け、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案し、子ども・若者の育成支援施策について定めます。

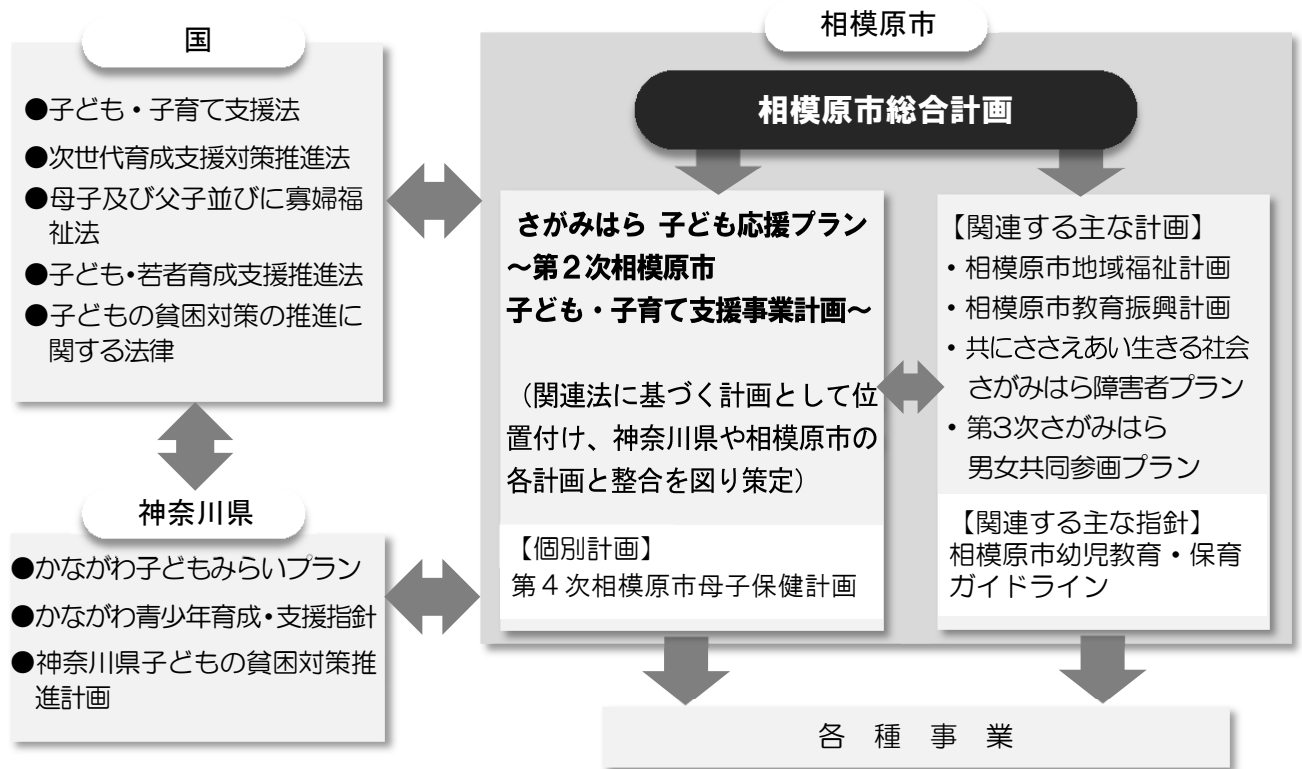
対象：おおむね39歳までの子ども・若者

○子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）

子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」として位置付け、「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案し、子どもの貧困対策について定めます。

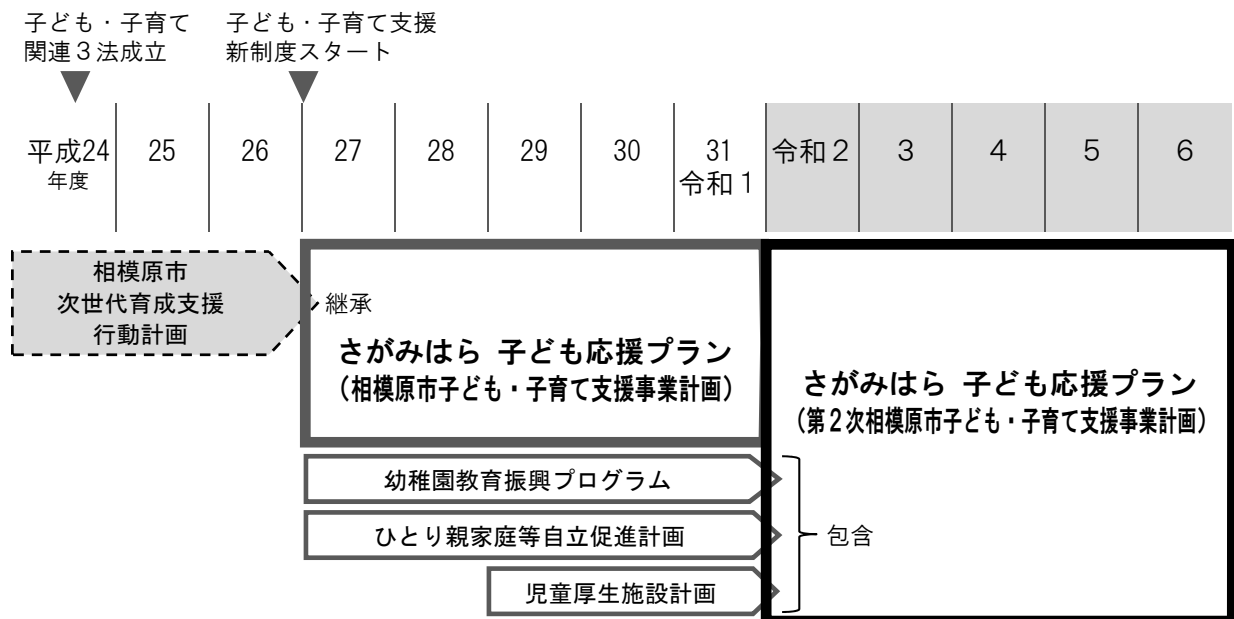
対象：おおむね18歳まで及び子育て家庭

【上位計画、関連法等との関係】



3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき5年間（令和2年度から令和6年度まで）とします。



第 1 部 総論

第 2 章 計画の推進

1 計画の推進

この計画は、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整え、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的としています。

計画を着実に実行していくためには、社会全体が共通の課題意識を持ち、この計画に掲載されている、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたる事業が、それぞれの立場において基本理念に沿った事業を展開し、連携を取りながら横断的に推進していくことが必要です。

このため、市民と行政が協働で市民参画のまちづくりを進め、市民一人ひとりが子ども・子育て支援への関心を高めるとともに、家庭、子どもに関わる施設、地域、行政等がそれぞれの立場に応じた適切な役割分担のもと、緊密な連携を図りながら一体となって取り組んでいくことが大切です。

<市民の役割>

子ども・若者は地域に明るさと喜びをもたらし、将来の相模原市に新たな活力を生み出す頼もしい存在であるという認識のもと、市民一人ひとりが子育てや子ども・若者の育ちや自立に関心を持ち、温かく見守り、支え合っていくことが求められています。

<家庭の役割>

家庭は子どもが生まれ育つ基本的な場です。保護者は、子育てについての第一義的な責任を有するものであり、家庭が子どもの人格形成や基本的な生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持つことを認識しなければなりません。

この認識のもと、子どもの思いやりや自主性、責任感等を育むよう、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが大切です。

また、家庭において女性に子育てや家事の負担が偏らないよう、男性の積極的な参画が求められています。

<子どもに関わる施設の役割>

認定こども園や幼稚園、保育所、学校等は、子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であり、また、集団生活を通して社会の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を築く場でもあります。

全ての子どもの声に耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にしたい関わりが求められています。

子どもが学び育つ場として、家族や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じ、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが必要です。

＜地域の役割＞

地域社会は、地域に住む全ての人々が健全な生活を営み、充実した日々を過ごすための大切な場です。

子どもは、地域社会との関わりの中で社会性を身に付けて成長していきます。しかし、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化から、子どもや子育て家庭が地域の人々と交流する場が減ってきています。

こうしたことから、全ての子どもが健全に成長できるよう、子育てのための相互支援活動への積極的な取組等、子どもや子育て家庭を地域ぐるみで応援していくことが大切です。

＜企業の役割＞

共働き世帯が増加する中、企業が子育て支援で担う役割も増大しています。

働いている全ての人々が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた多様な働き方を選択できるようにするなど、ゆとりある働き方が可能な就業環境や条件の整備を進めることが期待されるとともに、地域社会の一員として、より一層の貢献と参画に努めることが求められています。

＜行政の役割＞

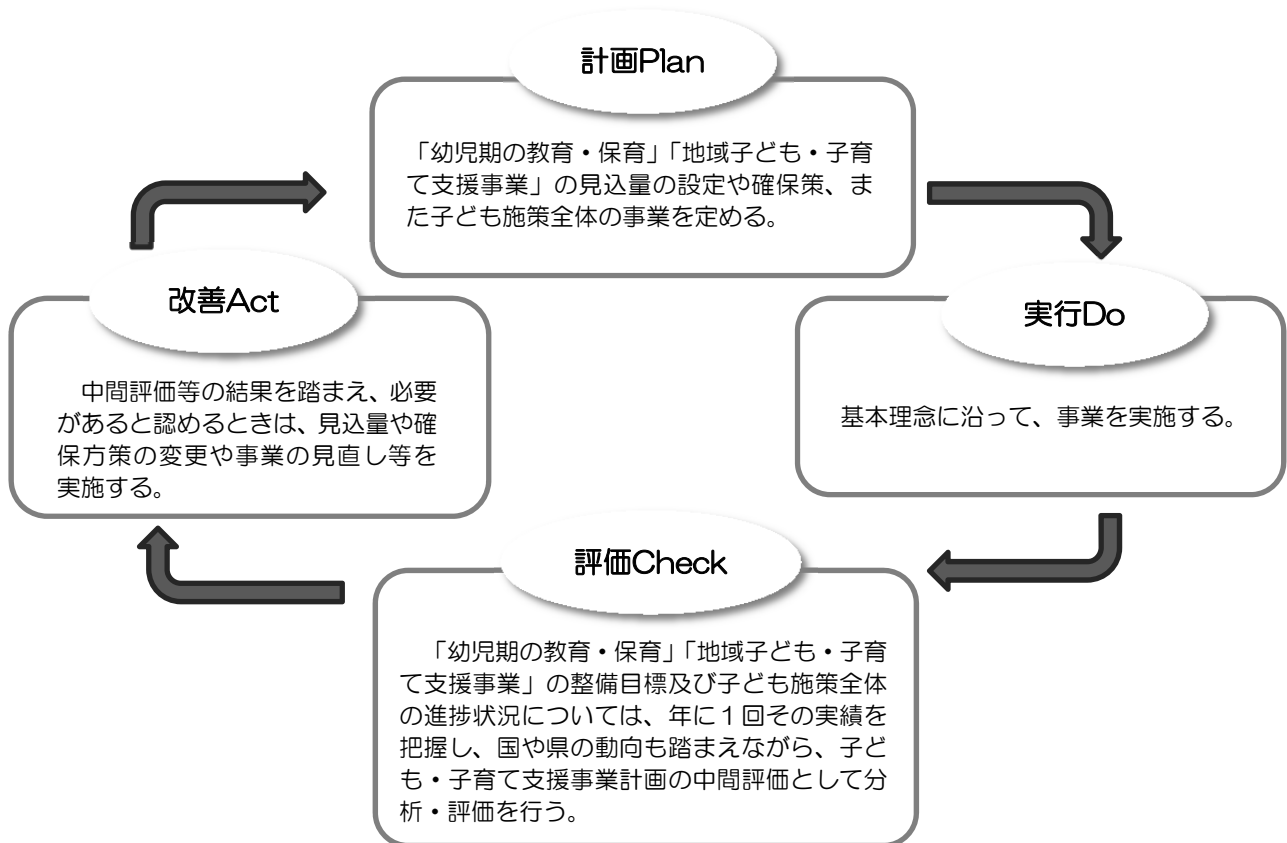
市は、この計画の内容を広く市民等に周知するとともに、施策・事業の実施主体として庁内の横断的な体制で子どもの健全な育成と養護、子育てや教育環境の充実、若者の自立支援等に取り組むことが必要です。さらに、関係機関・団体等との連携のもと、地域の子育て支援、家庭教育に対する支援をきめ細かく包括的に展開していくことが求められます。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のある計画とするため、庁内の「少子化対策推進会議」において、計画の推進、進行管理等を図ります。

また、公募市民や学識経験者、関係団体等で構成される「相模原市子ども・子育て会議」に計画の進行状況を定期的に報告し、評価を受けるものとします。

さらに、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。



3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年度ホームページ等で市民に分かりやすく公表します。

第1部 総論

第 1 部 総論

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもの夢 輝く みんなでつながりあうまち さがみはら



全ての子どもは、社会にとって「希望」であり、未来を創る存在です。

子どもは、子ども同士や地域社会の中で、様々な人との関わりにより、生きる力を培い、自立に向け、日々成長していきます。子どもが健やかに育まれるには、親や大人が地域社会の中で、安心して暮らし、子どもの成長に喜びを感じ、周囲の人とつながりを持つことが大切です。

無限の可能性を持つ子どもの育ちを支えるとともに、子ども・若者が自信を持って自己を確立し、将来に夢と希望を持って育つことができる「まち」。

そして、家庭・地域・職場・行政が連携し、子どもと子育て家庭を支援し、「子どもの最善の利益」を目指す「まち」。

本市では、子育てを通して、社会全体がつながりあう「まち」を目指します。

2 基本方針

I 子どもが自らの夢をふくらませ 育つことを支える環境づくり

全ての子どもは、社会の「財産」^{たから}であり、未来へ続く「希望」です。

子どもは、「子どもの権利」が守られると同時に、大人と同様に一人の人として、また、権利の主体者として尊重されなければなりません。

また、子どもが豊かな心を持ち、輝かしい未来に向かって夢を持つためには、その育ちを支える環境が大切です。子どもが生まれてから大人になるまで、周りが常に関心を持って見守り支えていくことで、子どもは更に大きな夢をふくらませることができます。

この計画では、子どもの夢が実現できるよう、子どもの人権を尊重し、子どもの視点に立った環境づくりを進めていきます。

II 子どもを生き育てることに安心と楽しさを感じ

心が豊かになる暮らしづくり

子どもが生まれること、子どもが成長していくことは、親にとって大きな喜びです。

しかし、現在では、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近な人から子育ての協力を得ることが困難になり、親は不安や負担感を抱えて、孤独に子どもと向き合っている場合が少なくありません。

子育ての楽しさや大切さの発見と感動を地域の人と分かち合いながら、子どもと共に親も成長していくことができるよう、地域での子育て支援を広げていく必要があります。

そのような環境で子育てができることで、親も子どもも心が豊かになり、地域社会との関わりを持ちながら、次代の親となる自覚を持った子どもや若者へと成長していく過程を見守っていきます。

この計画では、子育て家庭だけではなく、地域全体で子どもと大人が共に育ち、子どもを生き育てることに安心と楽しさが感じられるような暮らしづくりを進めていきます。

Ⅲ みんなが信頼しあい 子育て子育てができるしくみづくり

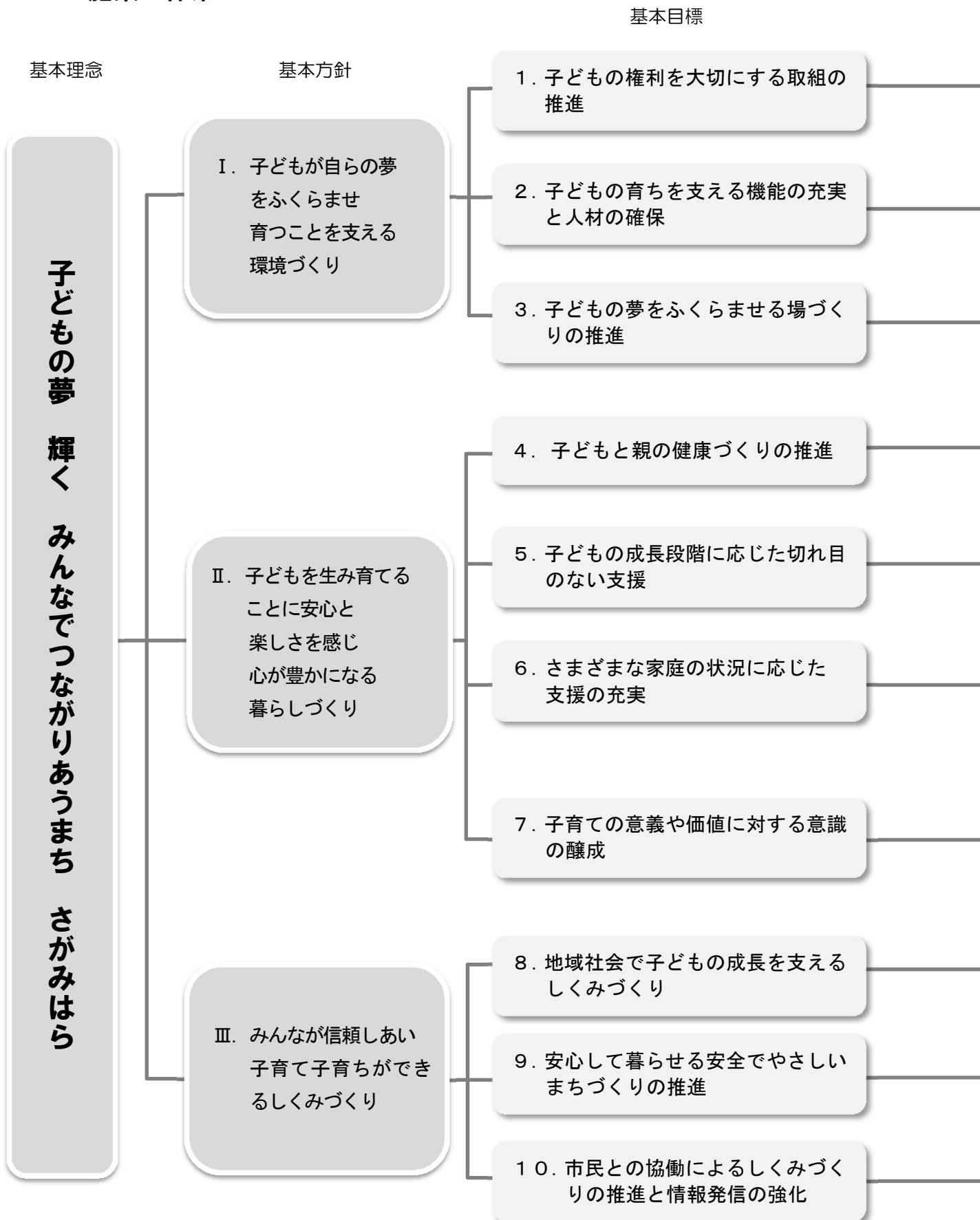
家庭は、教育の原点であり、出発点であるという認識を持ちつつ、「地域の子ども」という意識を持ち、子育てを地域全体の問題として考えることが大切です。

今まで家族の中で行われていた世代間交流や異年齢交流が減少している現在、地域において、子どもから高齢者まで幅広い世代の人々が交流し、信頼関係を築きながら助け合っていくことが大切です。

そのために、行政においては、全庁的に施策の推進に取り組むとともに、家庭や地域が自らの力でできることは地域が担っていけるよう、地域の育児力の向上に取り組めます。

この計画では、全ての子ども・子育て家庭を温かなまなざしで見守り続ける仕組みを築き、家庭・地域・職場・行政が連携して、みんなで子育て・子育ての在り方を考えるための仕組みづくりを進めていきます。

3 施策の体系



施策の方向

- (1) 子どもの権利に関する施策の推進
- (2) 児童虐待予防・防止対策の強化
- (3) いじめ防止、不登校児童生徒への支援

- (1) 子どもに寄り添う人の確保と研修の充実
- (2) 相談機関の充実
- (3) 就学前の子どもに対する教育・保育の充実
- (4) きめ細かな学校教育の推進
- (5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- (1) 子どもの遊び場、居場所の確保と充実
- (2) 子ども・若者の参画・多様な活動の機会の充実
- (3) 子どもの職業観の育成

- (1) 妊娠前に対する支援
- (2) 妊娠・出産の安全性や快適性の確保
- (3) 子どもの心と身体の健やかな成長の促進
- (4) 育児不安の軽減
- (5) 乳幼児期からの発育・発達に応じた食育の推進

- (1) 妊産婦・乳幼児期に関する切れ目のない保健対策の充実
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (3) 子どもや子育て家庭等のニーズに応じた相談体制の充実

- (1) ひとり親家庭等の自立に向けた支援
- (2) 配慮が必要な子どもと家庭への支援
- (3) 多様な文化をもった子どもと家庭への支援
- (4) 配偶者等からの暴力の問題をかかえる家庭への支援
- (5) 社会的養育体制の充実
- (6) 困難をかかえる若者への支援
- (7) 子どもの貧困対策の推進

- (1) 家庭教育支援の充実
- (2) 仕事と子育ての両立支援
- (3) 男女が共に家事や育児を担う意識の啓発
- (4) 次代の親の育成
- (5) 企業による子育て支援の取組の促進

- (1) 身近な地域で進める子育て支援
- (2) 子育て支援活動のサポート
- (3) 地域の子育て支援者の育成
- (4) 子育てに関する学習機会の充実

- (1) 事故・犯罪・災害から子どもを守る安全・安心対策の推進
- (2) みんなにやさしいまちづくり
- (3) 子育て家庭への経済的支援

- (1) 計画の実施状況を市民との協働により把握、点検するための機関の運営
- (2) 事業等の質の確保・評価をするためのしくみづくり
- (3) 子育てに関する情報の提供
- (4) 地域の支え合いとネットワークのしくみづくり
- (5) 企業等との連携

第1部 総論

第1部 総論

第4章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口動態と子どものいる世帯

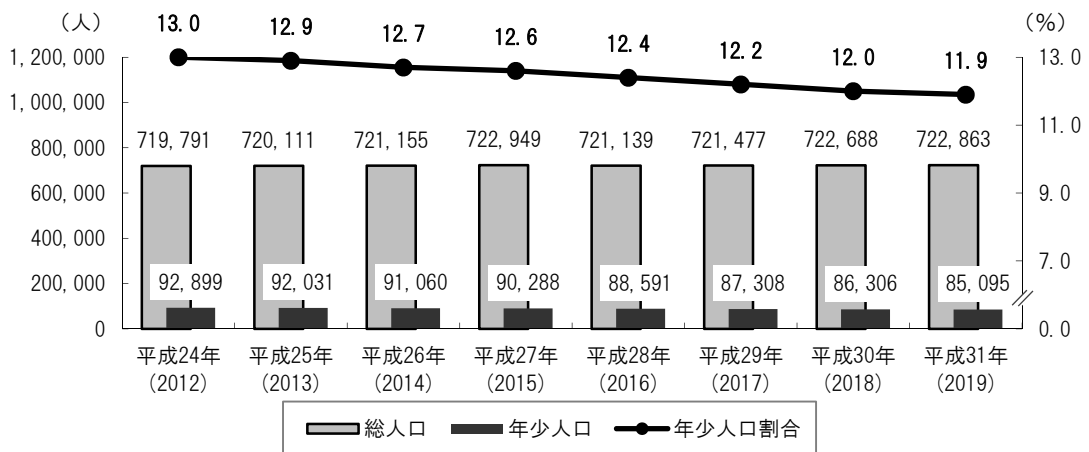
(1) 総人口と年少人口の推移

本市の人口は、平成31年1月1日現在722,863人となっています。平成27年まで増加傾向で推移していましたが、平成28年に721,000人台に減少し、平成30年から再び722,000人台に増加しています。

一方、年少人口（15歳未満）は減少傾向が続いており、平成31年1月1日現在85,095人で、年少人口割合は11.9%となっています。平成24年から7,804人が減少し、年少人口割合は1.1ポイント低下しています。

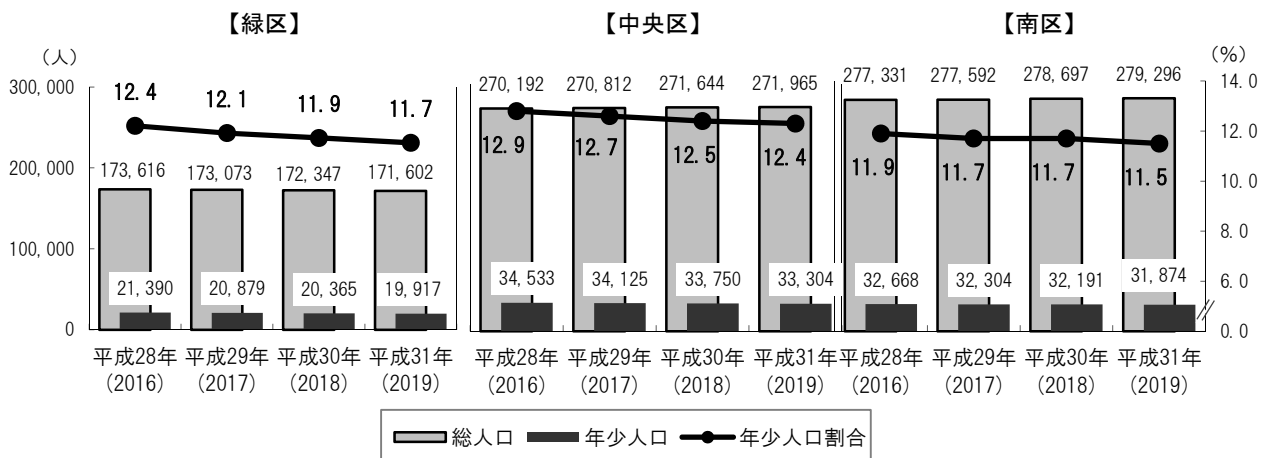
区別に見ると、平成31年1月1日現在の年少人口割合が最も高いのは中央区で12.4%、最も低いのは南区で11.5%となっています。

図表 総人口と年少人口の推移【市】



資料：相模原市年齢別人口（推計人口）（各年1月1日現在）
注）年少人口割合は年齢不詳を除いた割合

図表 総人口と年少人口の推移【区別】



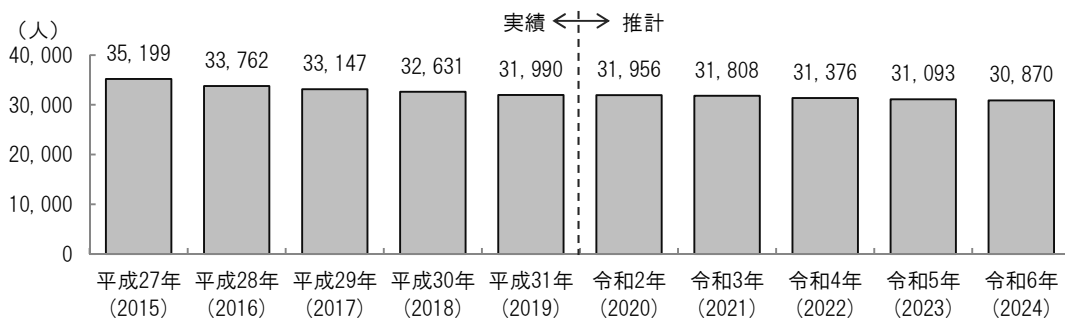
資料：相模原市年齢別人口（推計人口）（各年1月1日現在）
注）年少人口割合は年齢不詳を除いた割合

(2) 0～5歳人口の推移

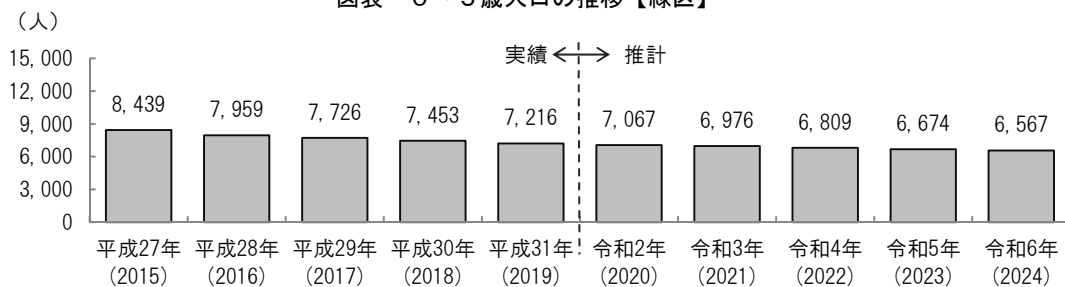
0～5歳人口は減少傾向にあり、平成31年1月1日現在31,990人で平成27年から3,209人の減少となっています。今後も減少傾向は続くものと推計されています。

区別に見ると、緑区、中央区は減少傾向で推移すると推計されており、南区は令和2年から令和3年は12,500人台に増加し、その後減少すると推計されています。

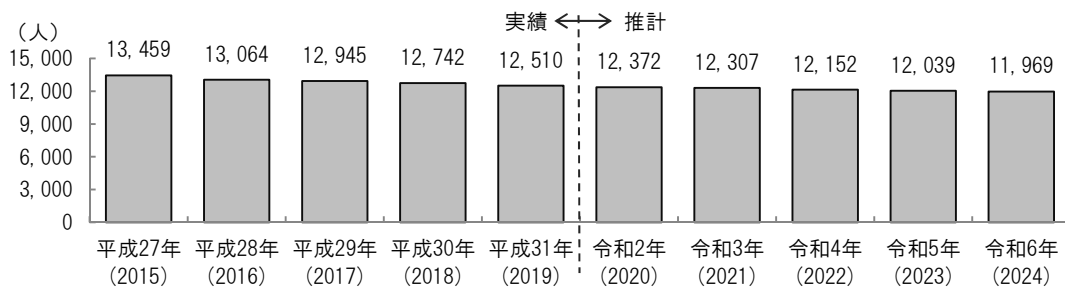
図表 0～5歳人口の推移【市】



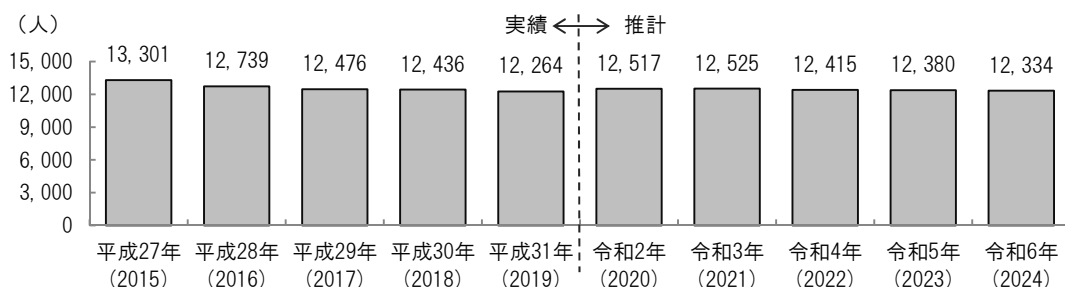
図表 0～5歳人口の推移【緑区】



図表 0～5歳人口の推移【中央区】



図表 0～5歳人口の推移【南区】

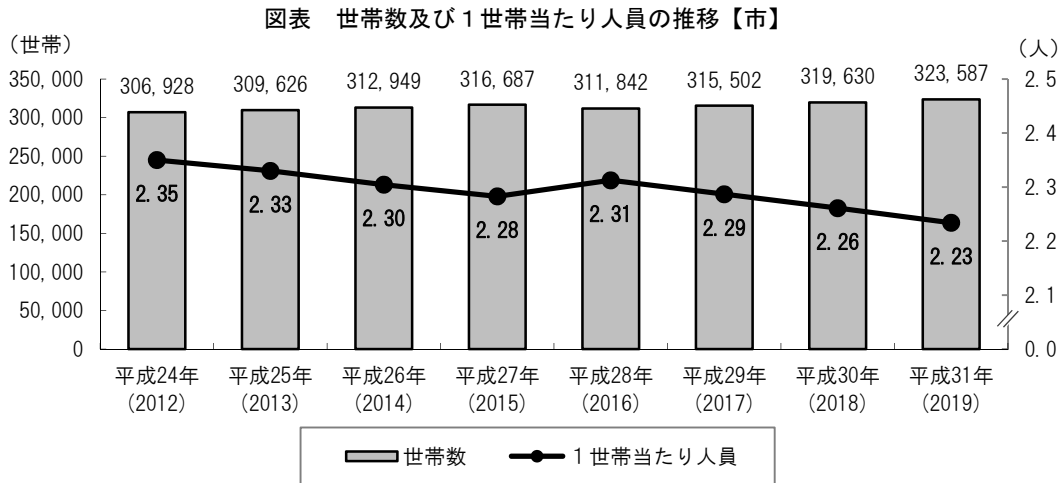


資料：相模原市年齢別人口（推計人口）（各年1月1日現在）
推計値は「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計 2018年2月」

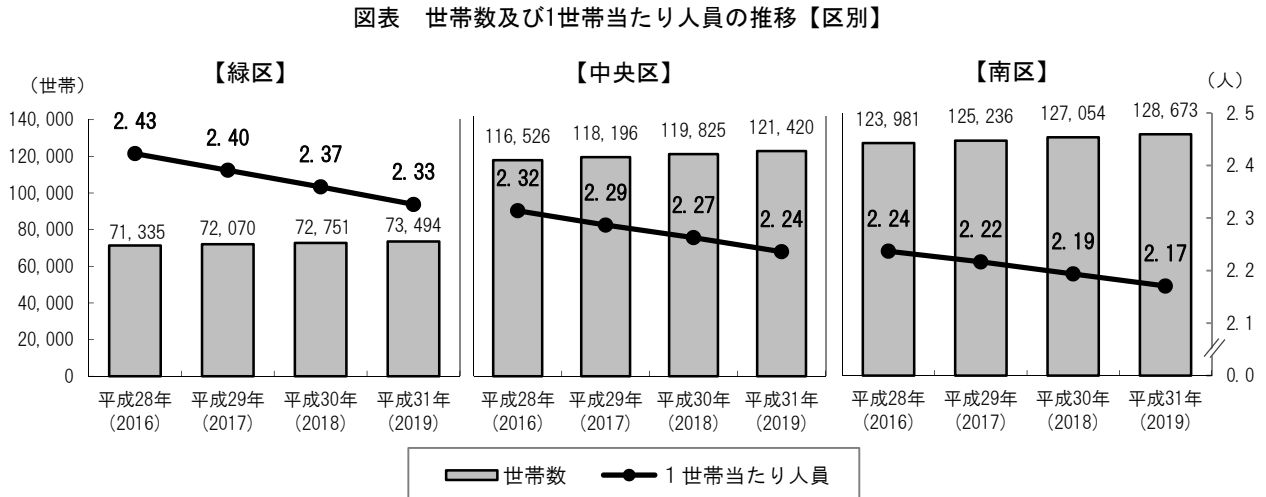
(3) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

世帯数は、平成31年1月1日現在323,587世帯となっています。平成27年まで増加傾向で推移していましたが、平成28年に311,842世帯に減少し、その後再び増加傾向に転じています。1世帯当たり人員は平成31年1月1日現在2.23人まで減少しています。

区別に見ると、平成31年1月1日現在の1世帯当たり人員が最も多いのは緑区で2.33人、最も少ないのは南区で2.17人となっています。



資料：月報統計さがみはら（各年1月1日現在）



資料：月報統計さがみはら（各年1月1日現在）

(4) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別一般世帯の状況は、平成27年は核家族世帯（180,796世帯）が総世帯数（310,833世帯）の58.2%を占めています。

核家族世帯の51.0%が「夫婦と子供」の世帯となっており、「夫婦のみ」世帯、「男親と子供」世帯、「女親と子供」世帯の増加が続いています。

また、核家族世帯のうち、6歳未満世帯員のいる世帯が13.4%、18歳未満世帯員のいる世帯が32.6%となっています。

図表 世帯の家族類型別一般世帯数の推移【市】

単位：世帯

家族類型別一般世帯数	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	6歳未満世帯員 のいる世帯 (再掲)	18歳未満世帯員 のいる世帯 (再掲)
総数	261,924	282,023	302,555	310,833	26,329	66,165
A 親族のみの世帯	183,206	190,768	195,276	197,314	26,238	65,606
I 核家族世帯	163,297	171,009	177,256	180,796	24,207	58,985
(1) 夫婦のみ	45,628	52,649	58,095	61,877	-	10
(2) 夫婦と子供	99,658	96,840	94,684	92,198	23,075	52,282
(3) 男親と子供	3,311	3,829	4,252	4,502	58	723
(4) 女親と子供	14,700	17,691	20,225	22,219	1,074	5,970
II 核家族以外の世帯	19,909	19,759	18,020	16,518	2,031	6,621
(5) 夫婦と両親	606	619	564	468	-	-
(6) 夫婦とひとり親	2,041	2,244	2,230	2,125	-	-
(7) 夫婦、子供と両親	3,485	2,942	2,192	1,960	497	1,393
(8) 夫婦、子供とひとり親	7,667	6,895	5,708	4,760	631	2,309
(9) 夫婦と他の親族 (親、子供を含まない)	411	472	537	510	13	92
(10) 夫婦、子供と他の親族 (親を含まない)	1,345	1,648	1,826	1,871	404	1,339
(11) 夫婦、親と他の親族 (子供を含まない)	254	268	244	195	15	31
(12) 夫婦、子供、親と他の 親族	779	776	669	546	240	450
(13) 兄弟姉妹のみ	1,679	1,795	1,740	1,699	-	21
(14) 他に分類されない世帯	1,642	2,100	2,310	2,384	231	986
B 非親族を含む世帯	1,347	1,959	3,802	2,899	91	262
C 単独世帯	77,371	89,296	103,377	110,236	-	297

※家族類型不詳があるため、合計は総数と一致しない場合がある。

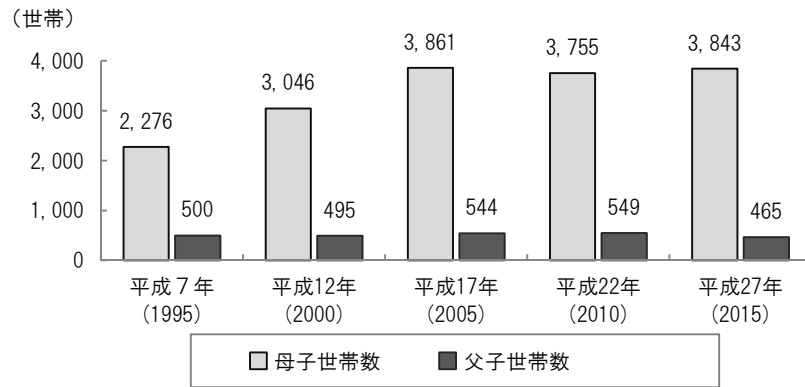
資料：国勢調査

注) 平成12年、17年は旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を含む。

(5) 母子世帯、父子世帯数の推移

母子世帯数は平成17年には3,861世帯まで増加し、平成27年は3,843世帯となっています。父子世帯数は、平成27年は465世帯で、平成22年より84世帯の減少となっています。

図表 母子世帯、父子世帯数の推移【市】



※母子（父子）世帯：

未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）

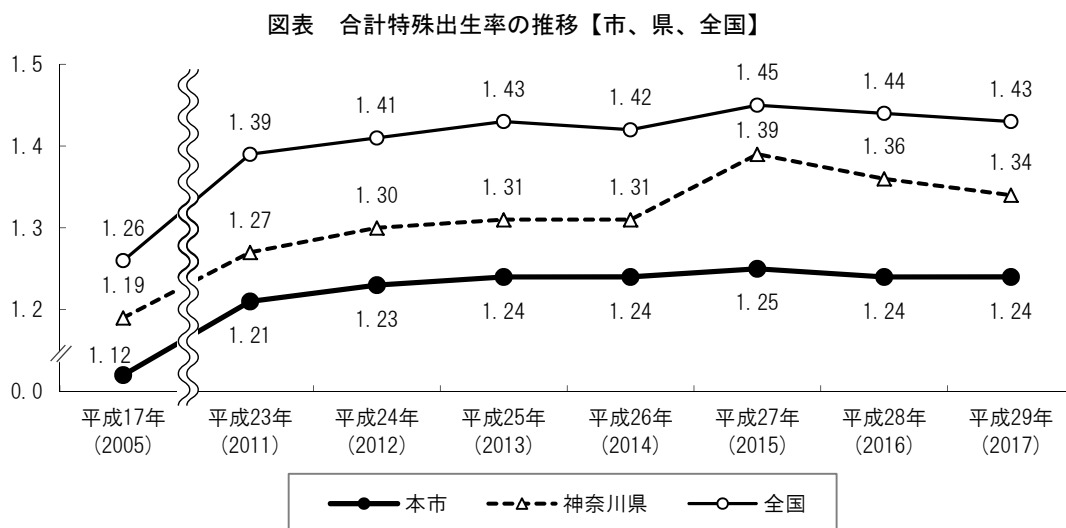
資料：国勢調査

注）平成7年、12年、17年は旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を含む。

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

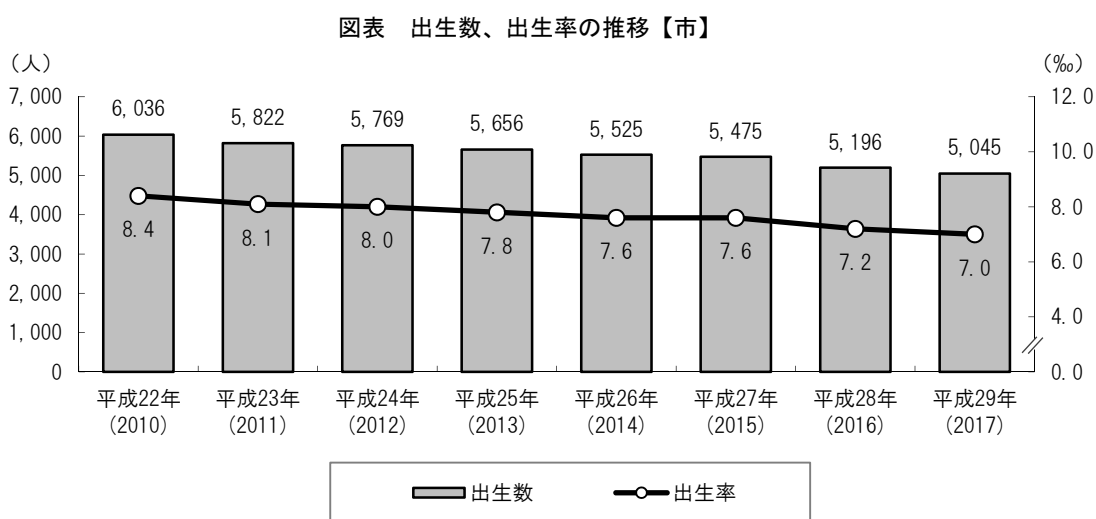
合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）は、全国的にも過去最低であった平成17年の1.12から上昇し、平成29年は1.24となっています。しかし、本市は県及び全国より低く推移しています。



資料：相模原市は神奈川県衛生統計年報、県・全国は厚生労働省人口動態調査
注）平成17年の相模原市は旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を含まない。

(2) 出生数及び出生率の推移

出生数は減少傾向が続いており、平成29年は5,045人、出生率（人口1,000人当たり）は7.0‰（パーミル）となっています。

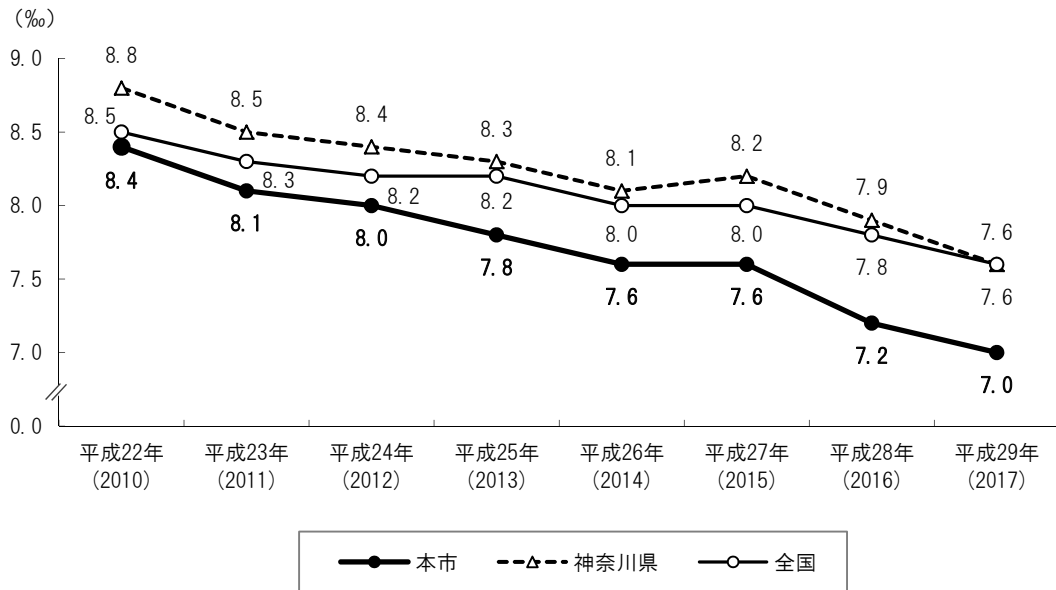


資料：神奈川県衛生統計年報

(3) 出生率の推移の比較

出生率（人口1,000人当たり）は県及び全国を下回って推移しています。

図表 出生率の推移の比較【市、県、全国】



資料：神奈川県衛生統計年報

(4) 未婚率の推移と比較（男性）

男性の未婚率は、平成27年は30～54歳で県及び全国より高く、30～34歳が50.5%、35～39歳が38.3%、40～44歳が35.1%となっています。

また、30～34歳、35～39歳では平成22年を下回っていますが、40歳以上では平成12年から上昇が続いています。

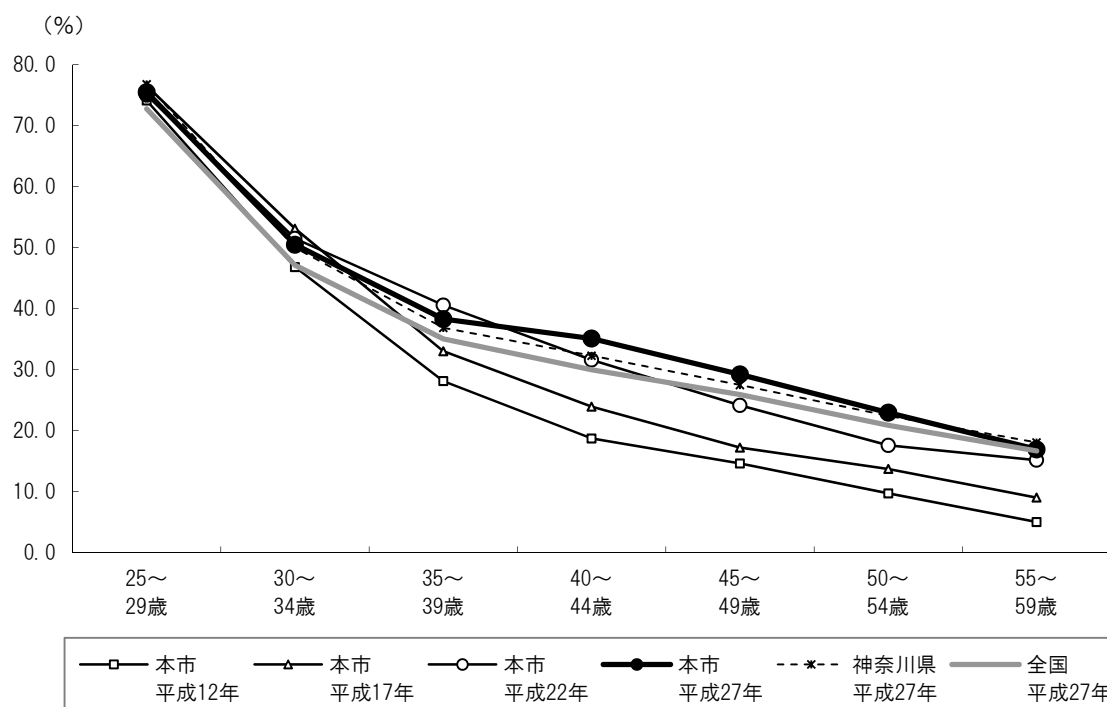
図表 未婚率の推移の比較（男性）【市、県、全国】

単位：％

	本市				神奈川県	全国
	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成27年 (2015)	平成27年 (2015)
15～19歳	99.5	99.7	99.6	99.6	99.7	99.7
20～24歳	95.1	95.3	95.3	96.1	96.6	95.0
25～29歳	74.1	76.5	75.0	75.5	76.8	72.7
30～34歳	46.8	53.1	51.5	50.5	50.0	47.1
35～39歳	28.1	33.0	40.5	38.3	36.8	35.0
40～44歳	18.7	23.9	31.6	35.1	32.3	30.0
45～49歳	14.6	17.2	24.1	29.2	27.5	25.9
50～54歳	9.7	13.7	17.6	22.9	22.4	20.9
55～59歳	5.0	9.0	15.1	16.9	18.0	16.7
60～64歳	2.8	4.9	9.6	13.8	15.5	13.6
65歳以上	1.4	2.1	3.6	5.3	6.4	5.3

資料：国勢調査

注）平成12年、17年は旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を含む。



(5) 未婚率の推移と比較（女性）

女性の未婚率は、平成27年は30～44歳で県及び全国より高く、30～34歳が36.0%、35～39歳が24.2%、40～44歳が20.0%となっています。

また、平成12年からの推移を見ると、20～64歳の上昇が続いています。

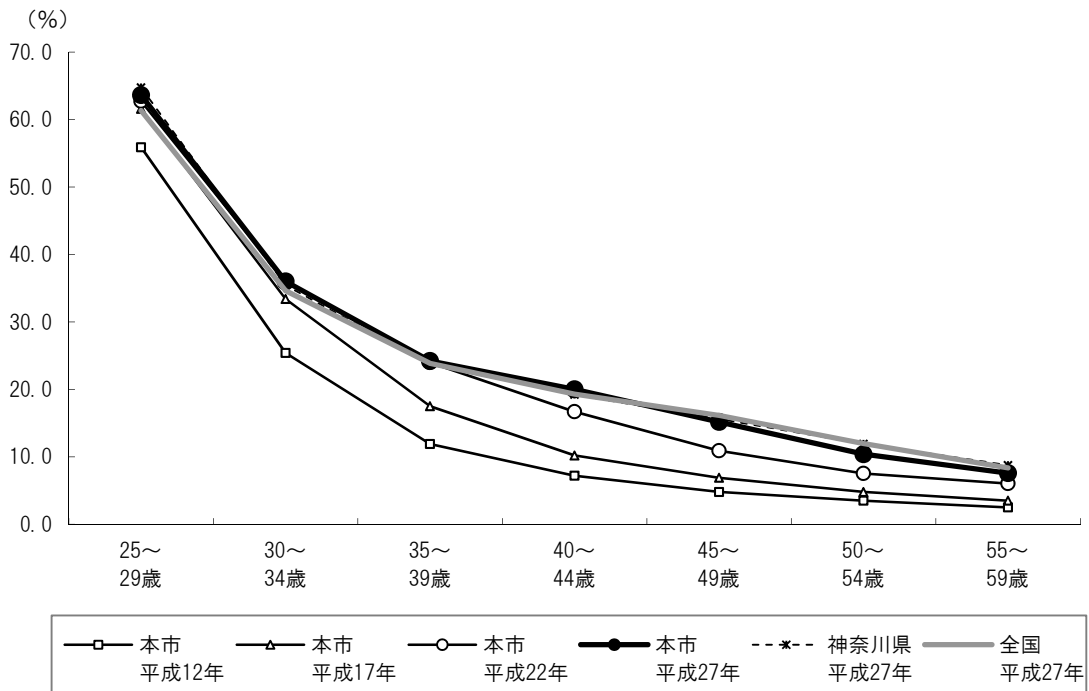
図表 未婚率の推移の比較（女性）【市、県、全国】

単位：％

	本市				神奈川県	全国
	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成27年 (2015)	平成27年 (2015)
15～19歳	99.2	99.3	99.2	99.4	99.5	99.4
20～24歳	90.6	91.0	91.6	92.7	93.3	91.4
25～29歳	55.9	61.6	62.7	63.6	64.7	61.3
30～34歳	25.4	33.4	36.0	36.0	35.4	34.6
35～39歳	11.9	17.5	24.0	24.2	23.7	23.9
40～44歳	7.2	10.2	16.7	20.0	19.2	19.3
45～49歳	4.8	6.9	10.9	15.2	15.6	16.1
50～54歳	3.5	4.8	7.5	10.4	11.9	12.0
55～59歳	2.5	3.5	6.0	7.6	8.8	8.3
60～64歳	2.3	2.5	4.0	5.3	6.5	6.2
65歳以上	2.6	2.6	3.0	3.4	4.5	4.3

資料：国勢調査

注）平成12年、17年は旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を含む。



(6) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

女性の労働力率は、平成27年は15～19歳は県及び全国より高く、20～34歳では県及び国より低くなっています。35～64歳では県より高く全国より低い状況となっています。

また、平成12年からの推移を見ると、25～64歳の上昇が続いており、30歳代での低下が緩やかになってきています。

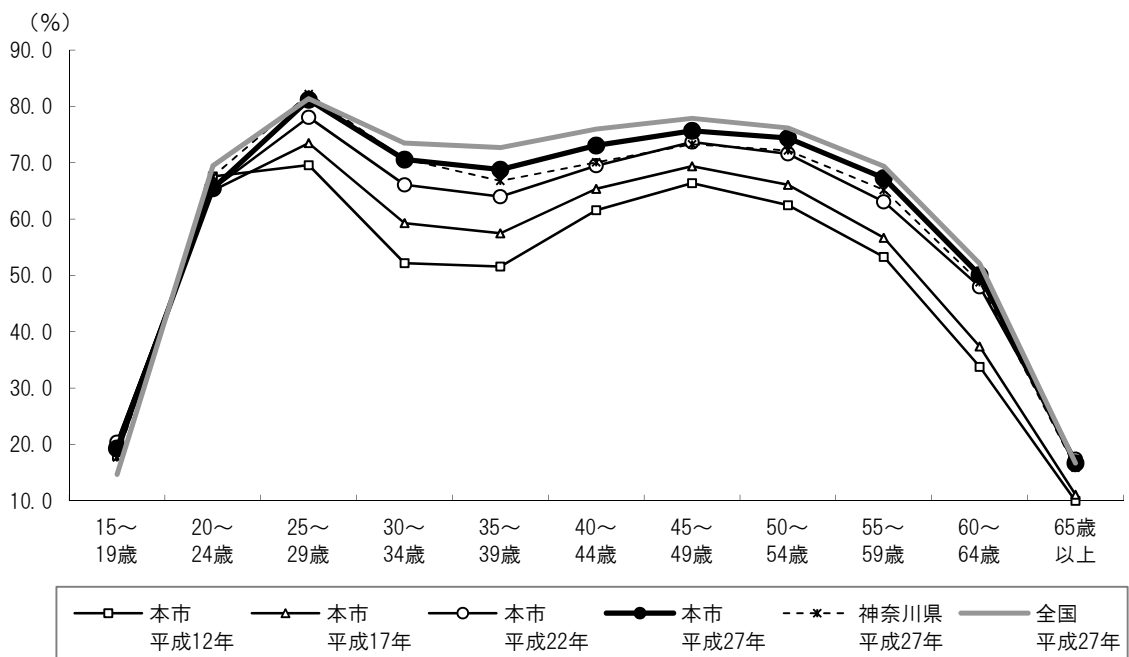
図表 年齢別労働力率の推移と比較（女性）【市、県、全国】

単位：％

	本市				神奈川県	全国
	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成27年 (2015)	平成27年 (2015)
15～19歳	18.0	20.5	20.4	19.3	17.7	14.7
20～24歳	67.6	65.1	65.4	65.5	67.6	69.5
25～29歳	69.6	73.5	78.1	81.2	82.2	81.4
30～34歳	52.2	59.3	66.1	70.6	70.7	73.5
35～39歳	51.6	57.5	64.0	68.8	66.8	72.7
40～44歳	61.6	65.4	69.5	73.1	70.1	76.0
45～49歳	66.4	69.4	73.7	75.7	73.3	77.9
50～54歳	62.5	66.1	71.6	74.4	72.2	76.2
55～59歳	53.3	56.7	63.1	67.3	65.2	69.4
60～64歳	33.8	37.4	48.0	50.1	48.8	52.1
65歳以上	10.0	11.1	17.4	16.7	15.9	16.7

資料：国勢調査

注）平成12年、17年は旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を含む。



※労働力率：15歳以上人口（労働力状態不詳を除く。）に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

(7) 母の年齢別出生数の推移

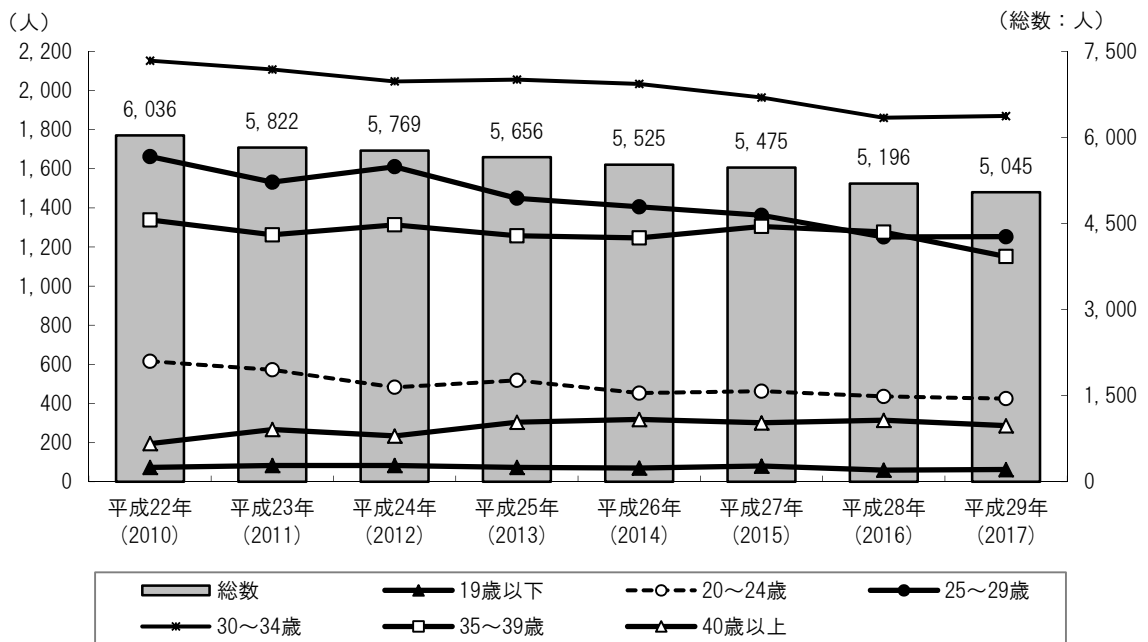
母の年齢別出生数は、総数としては減少傾向にあります。また、割合で比較すると、全体的に晩産化傾向にあります。

図表 母の年齢別出生数の推移【市】

単位：人

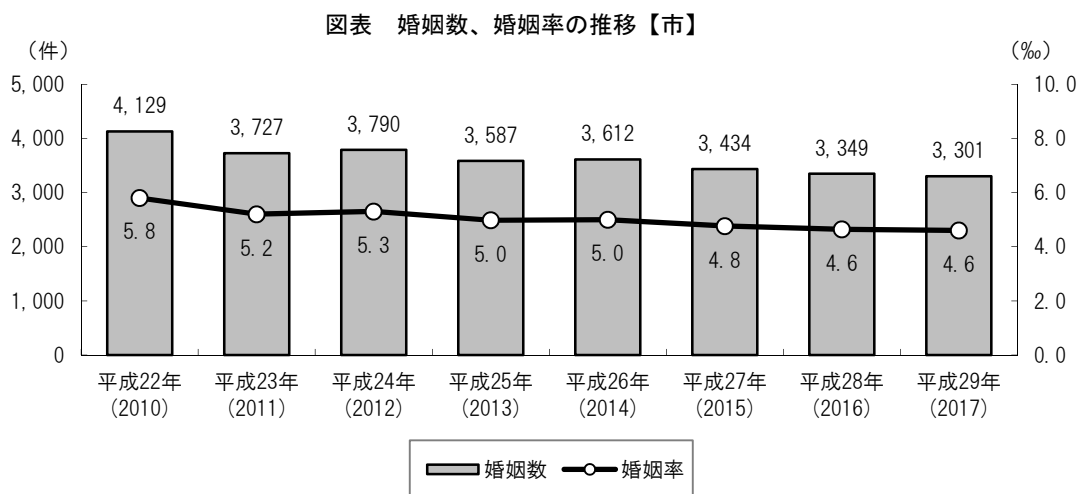
	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)
総数	6,036	5,822	5,769	5,656	5,525	5,475	5,196	5,045
19歳以下	73	83	83	73	70	80	59	62
20～24歳	616	572	483	518	453	463	436	425
25～29歳	1,662	1,531	1,610	1,449	1,405	1,362	1,251	1,252
30～34歳	2,152	2,107	2,046	2,055	2,033	1,964	1,860	1,869
35～39歳	1,338	1,262	1,313	1,257	1,246	1,305	1,276	1,151
40歳以上	195	267	234	304	318	301	314	286

資料：神奈川県衛生統計年報



(8) 婚姻数及び婚姻率の推移

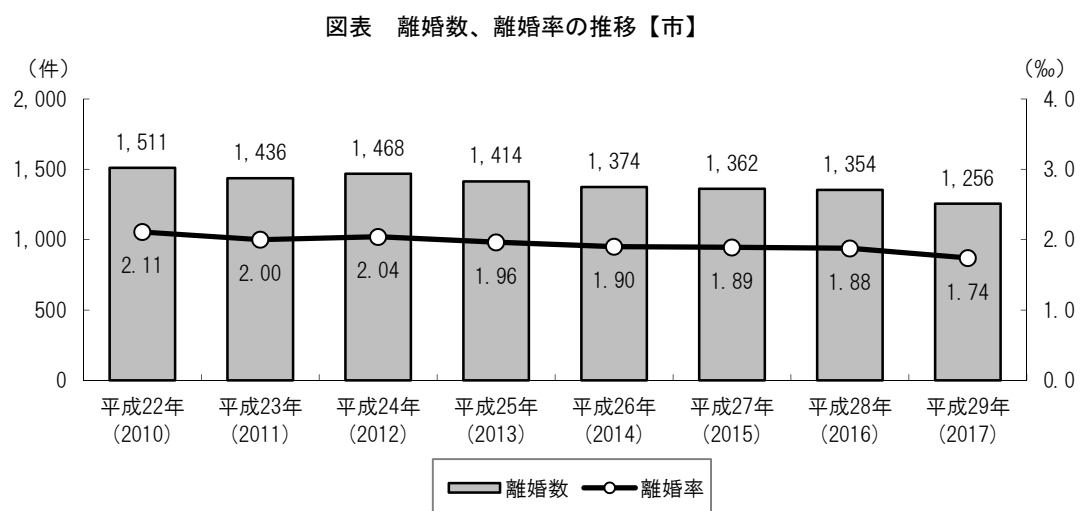
婚姻数は、平成23年から3,000件台に減少し、平成29年は3,301件となっています。婚姻率（人口1,000人当たり）も低下傾向にあり、平成29年は4.6‰（パーミル）となっています。



資料：神奈川県衛生統計年報

(9) 離婚数及び離婚率の推移

離婚数は減少傾向で推移しており、平成29年は1,256件となっています。離婚率（人口1,000人当たり）も低下傾向にあり、平成29年は1.74‰（パーミル）となっています。



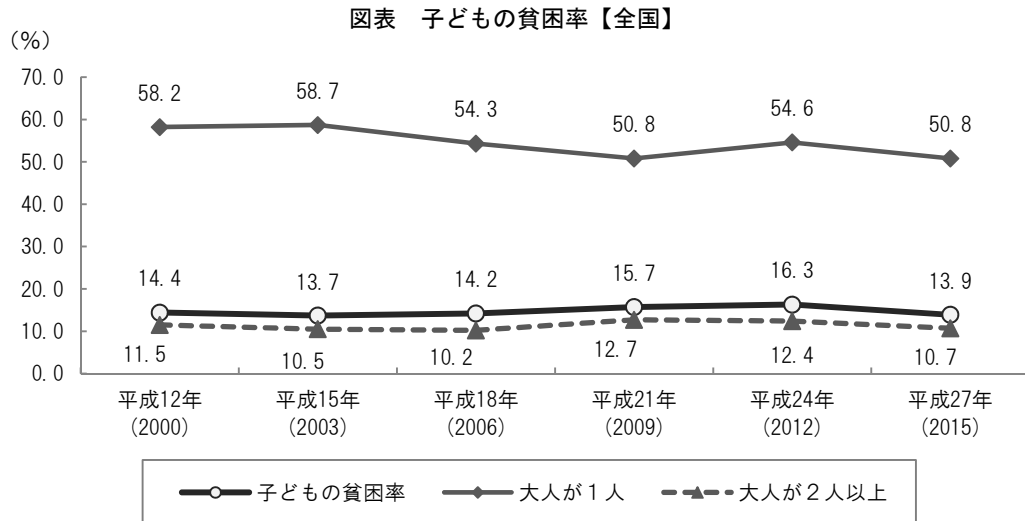
資料：神奈川県衛生統計年報

3 子どもの貧困

(1) 子どもの貧困率

全国の「子どもの貧困率」（17歳以下）は平成24年まで上昇傾向にありましたが、平成27年には13.9%に低下しています。

子どもがいる現役世帯のうち、「大人が1人」の世帯の貧困率は50.8%と、「大人が2人以上」の世帯の10.7%に比べて高い水準となっています。



※子どもの貧困率

平成27年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は122万円となっており、貧困線に満たない世帯で暮らす17歳以下の割合をいいます。

※子どもがいる現役世帯

世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯を言います。

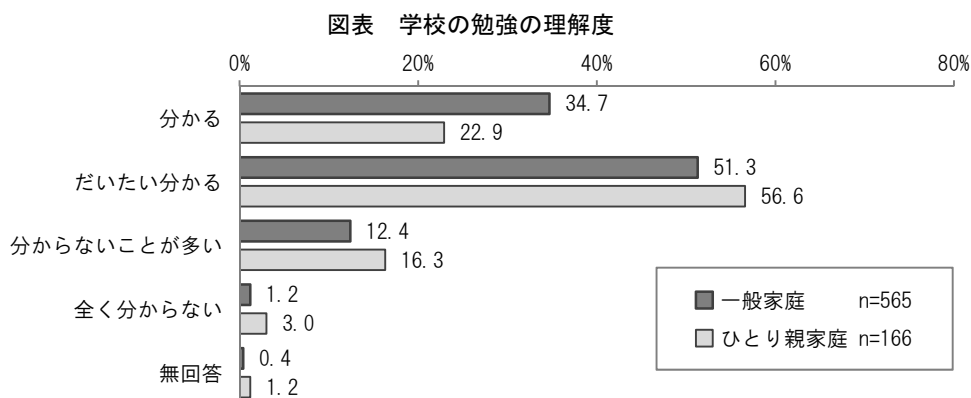
資料：厚生労働省 平成28年国民生活基礎調査

(2) ひとり親家庭の子どもの生活実態

本市では、平成29年度に子どもの貧困対策を推進するためのニーズを把握することを目的に、「子どもの生活実態に関するアンケート調査」を実施しました。

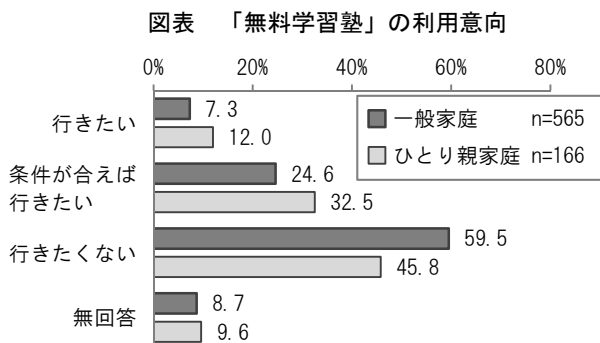
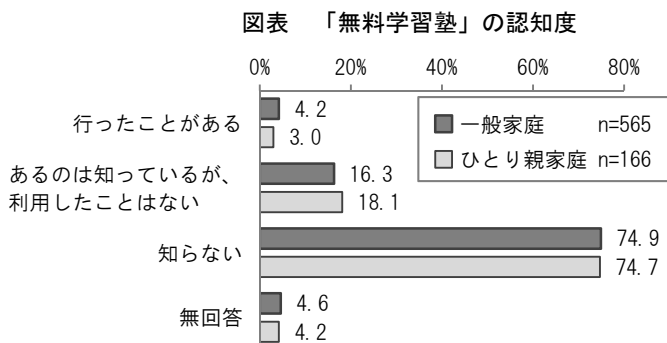
① 学校の勉強の理解度

「ひとり親家庭」の子どもは、「一般家庭」の子どもと比較し、学校の勉強の「分かる」割合が低くなっています。



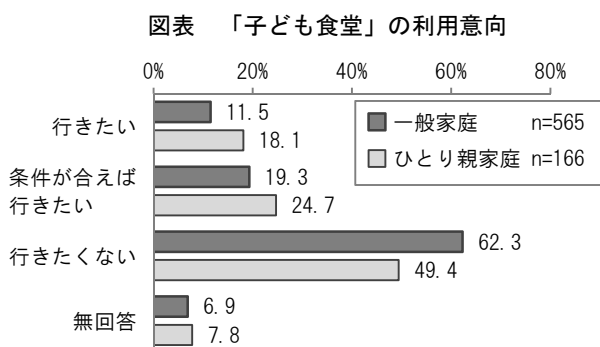
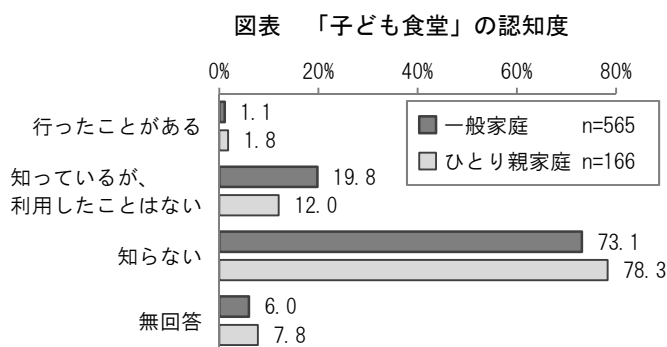
② 「無料学習塾」の認知度と利用意向

地域の人などが無料で勉強を教えてくれる取組（無料学習塾）の認知度は「一般家庭」「ひとり親家庭」ともに「知らない」が7割を超えていますが、「行きたい」「条件が合えば行きたい」という割合は「ひとり親家庭」では4割を超えています。



③ 子ども食堂の認知度と利用意向

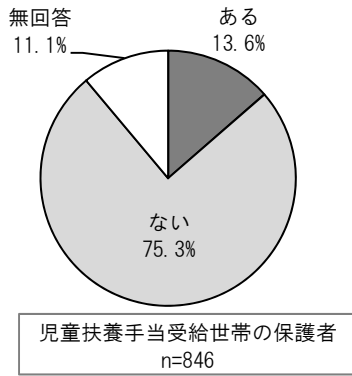
子ども食堂の認知度は「一般家庭」「ひとり親家庭」ともに「知らない」が7割を超えていますが、「行きたい」「条件が合えば行きたい」という割合は「ひとり親家庭」では4割を超えています。



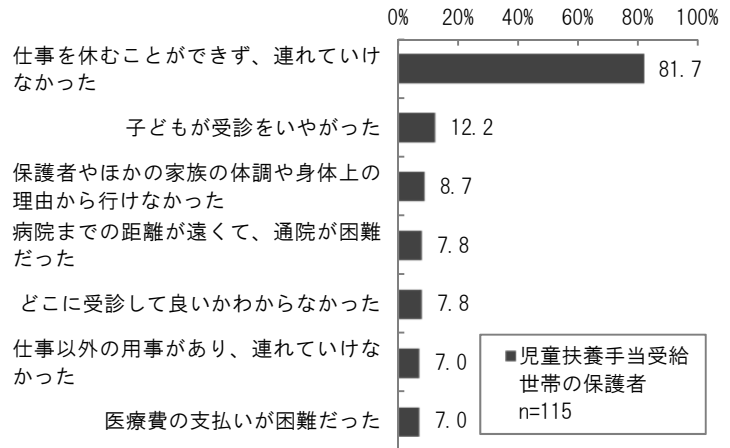
④ 過去1年間に子どもが病院等を受診できなかったこととその理由

児童扶養手当受給世帯の保護者で過去1年間に子どもが病院等を受診できなかったことが「ある」割合は13.6%となっており、その理由は「仕事を休むことができません、連れていけなかった」が8割を超えています。

図表 過去1年間に子どもが病院等を受診できなかったこと



図表 受診できなかった理由（複数回答・上位7項目）



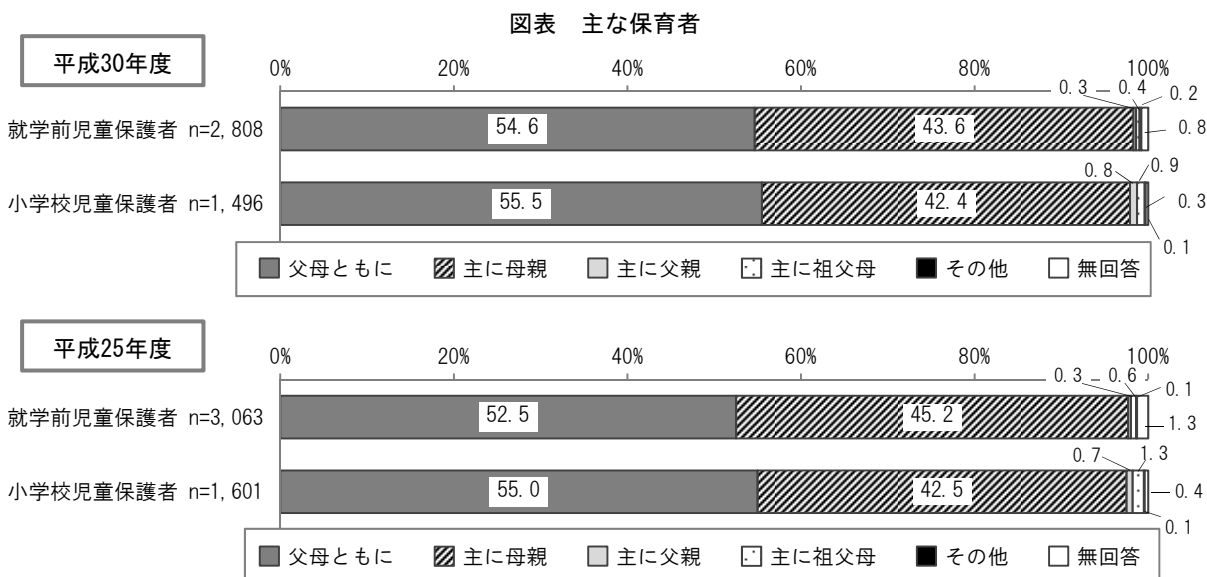
資料：平成29年度相模原市子どもの生活実態に関するアンケート調査

4 子育ての状況

本市では、平成30年度に子育て家庭の生活実態や子育てサービスへのニーズを把握することを目的に、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

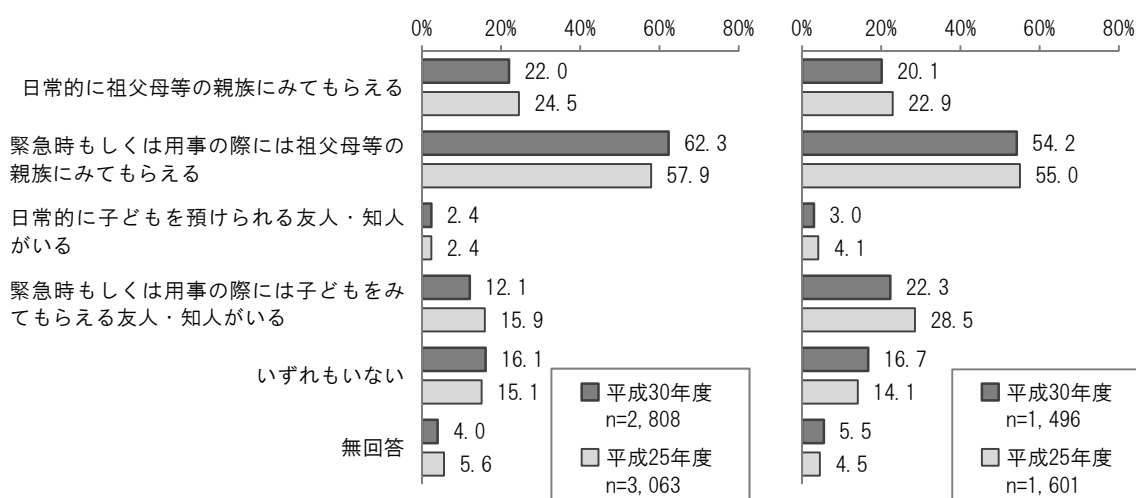
(1) 主な保育者と親族等協力者の状況

主な保育者は、「主に母親」が4割を超えており、平成25年度調査と大きな変化は見られません。



親族等の協力者の状況は、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が2割程度であり、「いずれもない」が就学前児童保護者では16.1%、小学校児童保護者では16.7%となっています。

図表 親族等協力者の状況 (就学前児童保護者) 図表 親族等協力者の状況 (小学校児童保護者)

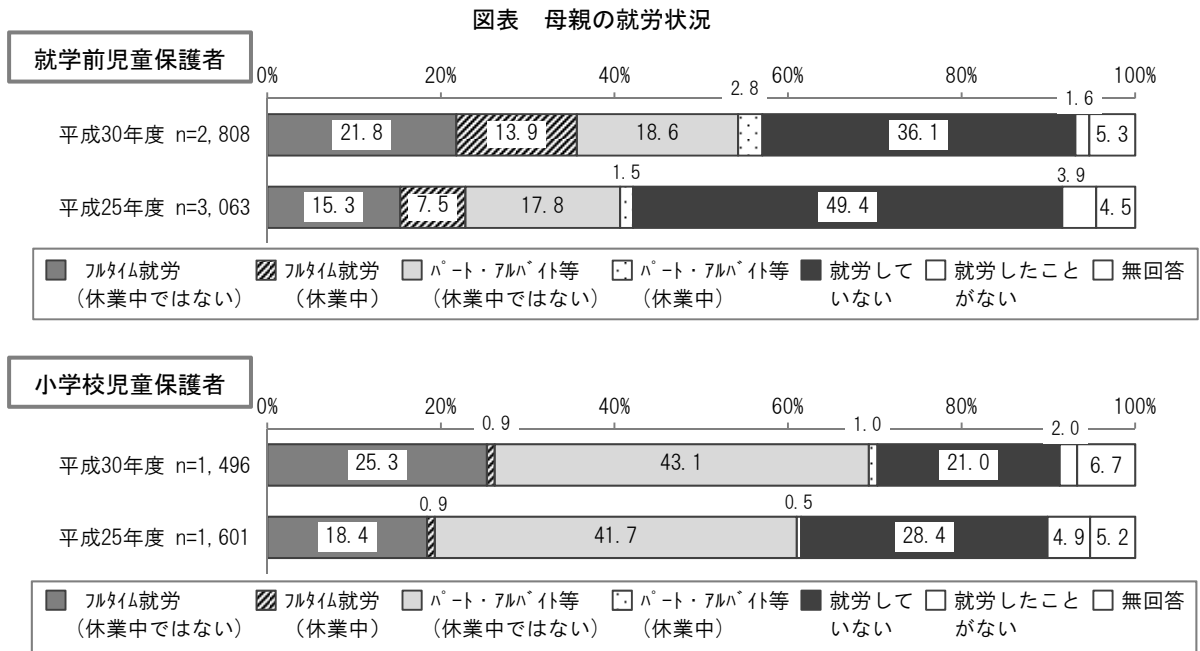


資料：相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

(2) 保護者の就労状況

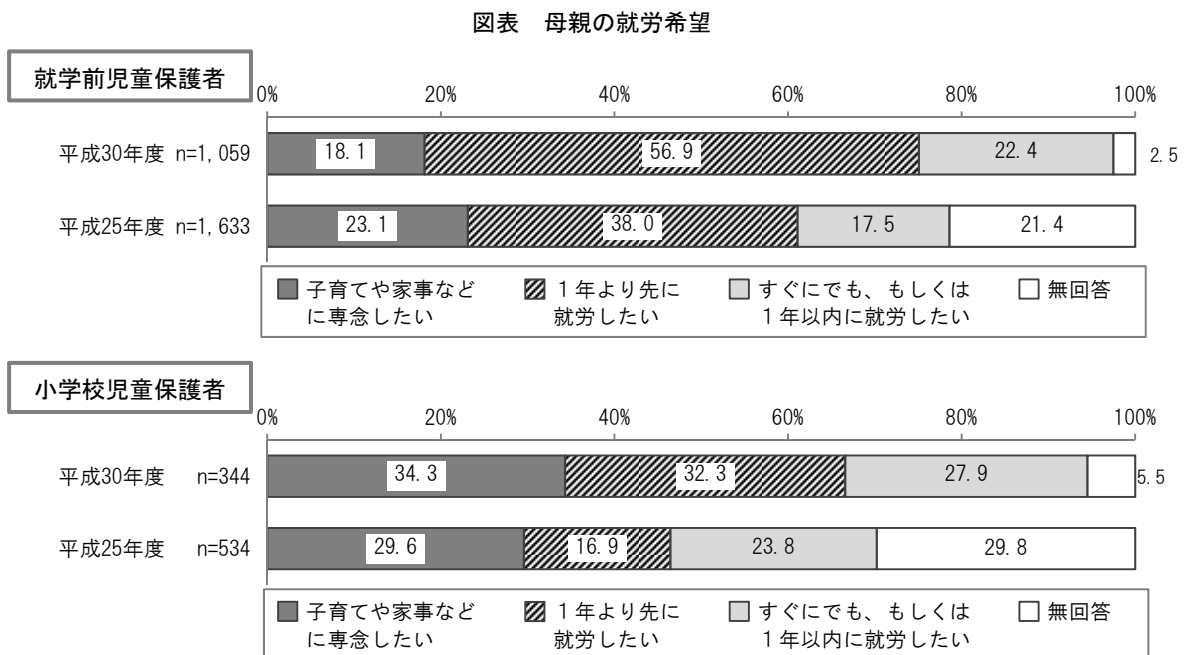
① 母親の就労状況

母親の就労状況は、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに平成25年度調査よりフルタイム就労の割合が高くなっており、就学前児童保護者では休業中を含めると10ポイント以上上昇しています。



② 母親の今後の就労希望

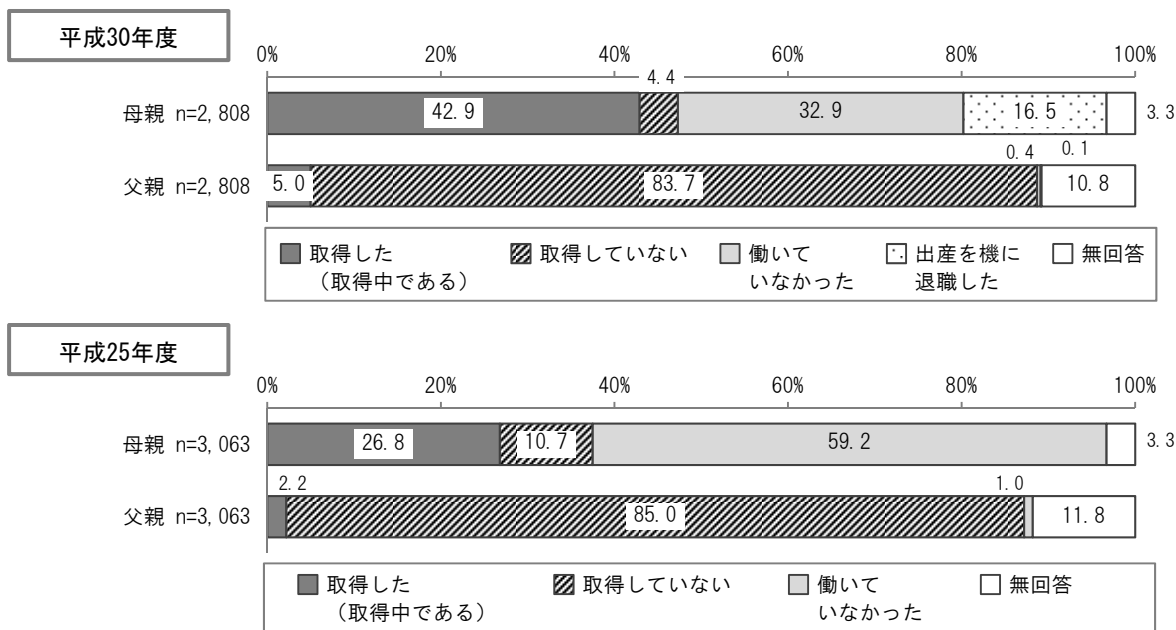
現在就労していない母親の1年以内の就労希望は、就学前児童保護者では22.4%、小学校児童保護者では27.9%となっており、1年より先の就労希望を合わせると就学前児童保護者では約8割、小学校児童保護者では約6割となっています。



③ 育児休業制度の利用状況（就学前児童保護者）

育児休業制度の取得割合は、父親は5.0%と依然として低い状況です。

図表 育児休業制度の利用状況（就学前児童保護者）

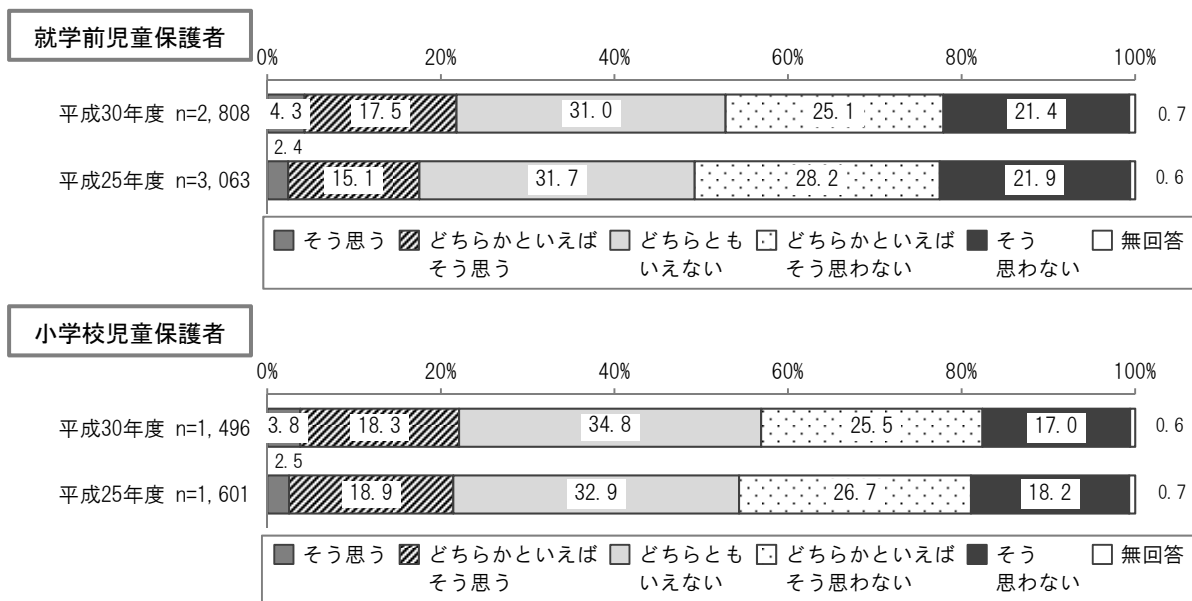


資料：相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

(3) 子育てについての社会の考え方

子どもを生み育てることについて、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに、社会が十分に評価していると『思う』（「思う」＋「どちらかといえば思う」）割合より『思わない』（「そう思わない」＋「どちらかといえば思わない」）割合が高くなっています。

図表 子どもを生み育てることについて社会が十分評価しているか



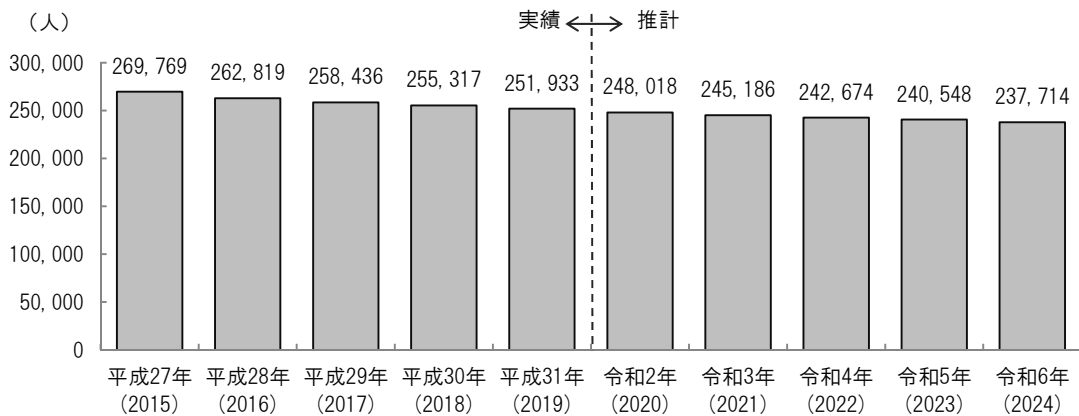
資料：相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

5 子ども・若者の状況

(1) 6～39歳人口の推移

6～39歳人口は減少傾向にあり、平成31年1月1日現在251,933人で平成27年から17,836人の減少となっています。今後も減少傾向は続くものと推計されています。

図表 6～39歳人口の推移【市】

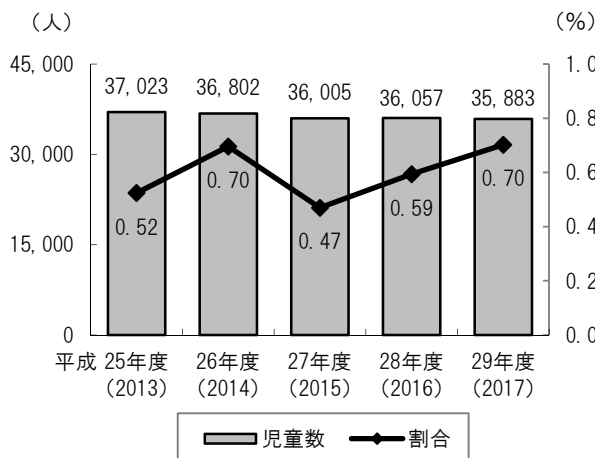


資料：相模原市年齢別人口（推計人口）（各年1月1日現在）
推計値は「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計 2018年2月」

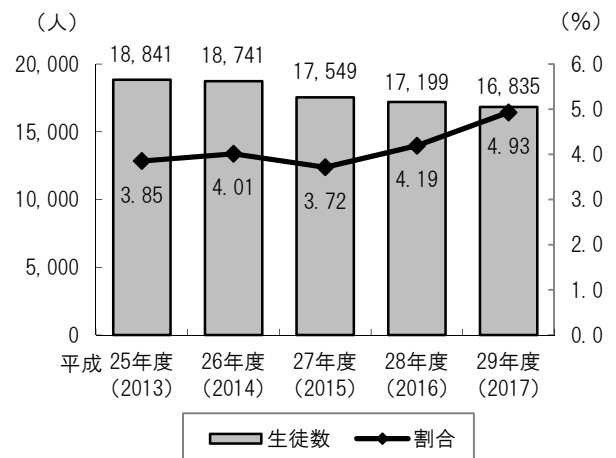
(2) 不登校児童生徒数の推移

長期欠席者(年度間に通算30日以上欠席した者)のうち不登校児童生徒数の割合は、小学校児童・中学校生徒ともに、平成27年度に低下しましたが、その後上昇傾向となっています。

図表 小学校児童数と不登校児童割合の推移【市】



図表 中学校生徒数と不登校生徒割合の推移【市】

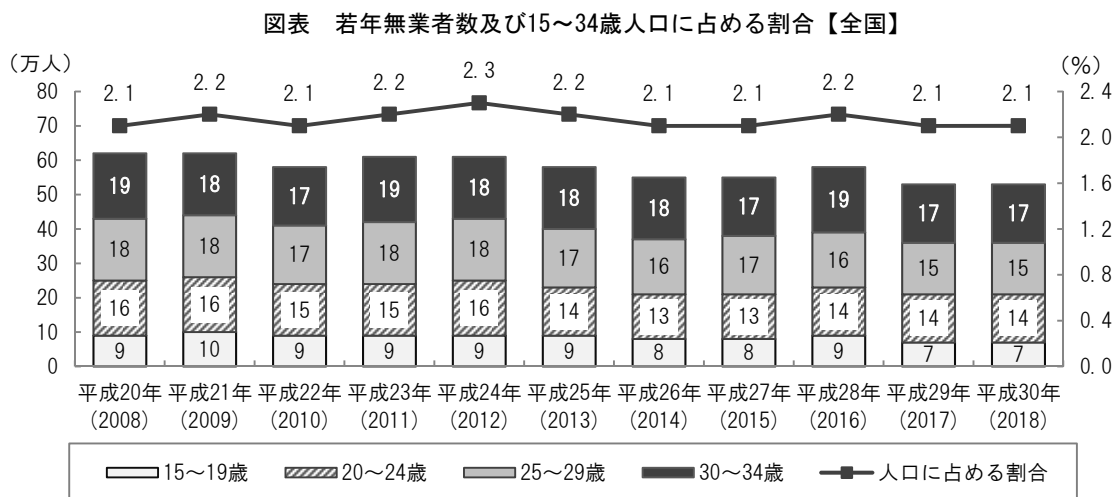


資料：相模原市平成30年版統計書より算出
注：平成27年度以降は私立の数値は含まれていない。

(3) 若年無業者・フリーターの状況

① 若年無業者の状況（全国）

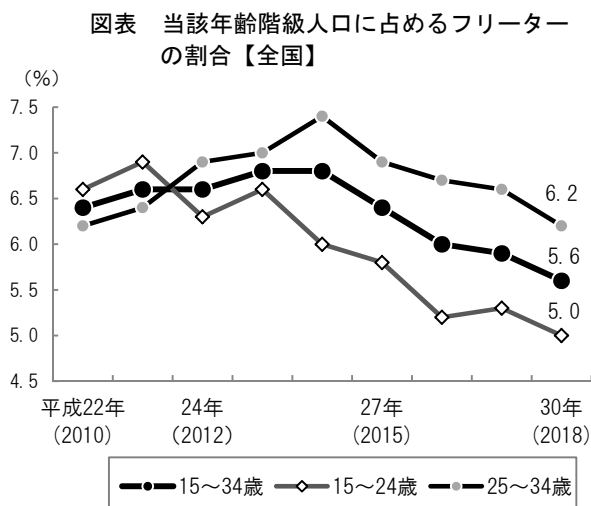
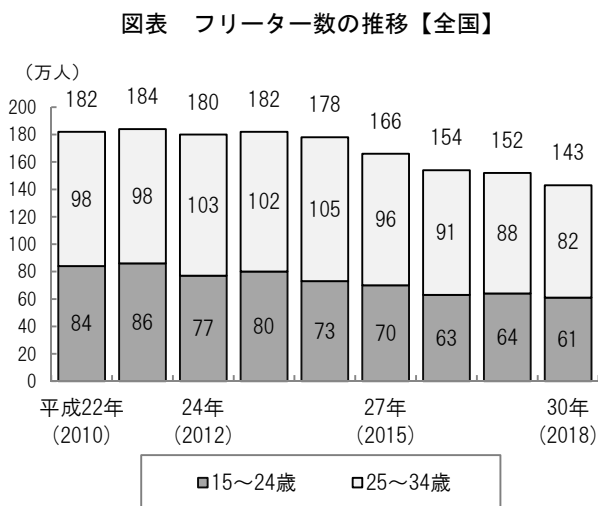
全国の若年無業者の数は減少傾向にあり、15～34歳人口に占める割合は2.1%程度で推移しています。



資料：総務省労働力調査（基本集計）平成30年（2018年）平均（速報）（平成31年2月1日）
注：ここでいう若年無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていないをいう。

② フリーターの状況（全国）

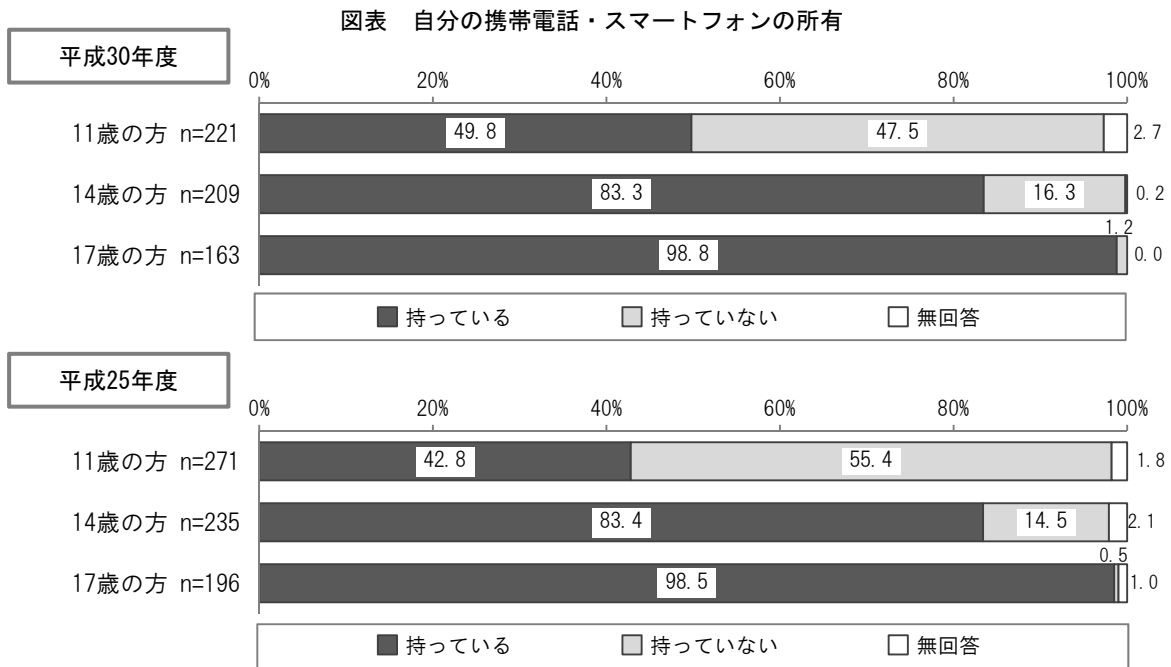
全国のフリーター（パート・アルバイトとその希望者）の数は、平成30年は143万人で、15～34歳人口に占める割合は5.6%となっています。



資料：令和元年版子供・若者白書（総務省「労働力調査」）
注：平成30年の「フリーター」は、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者とし、
①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」か「アルバイト」である者、
②失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
③非労働力人口で家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者をいう。

(4) 携帯電話及びスマートフォンの所有

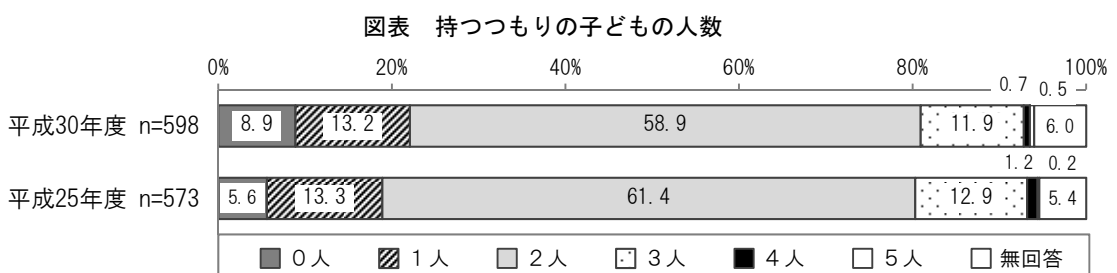
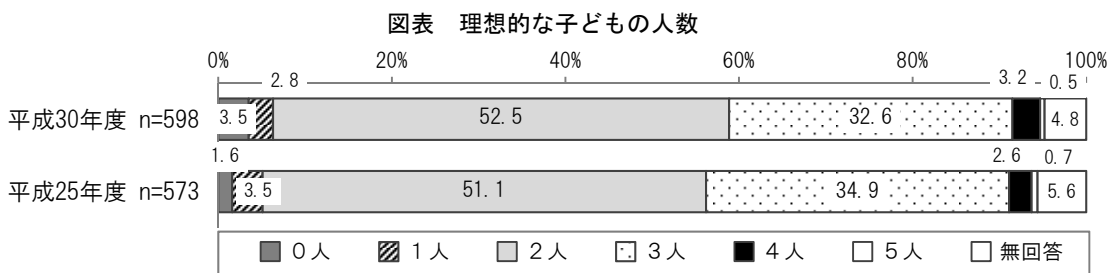
本市の「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、自分の携帯電話及びスマートフォンを持っている割合は、11歳が約5割、14歳は8割を超え、17歳は10割近くとなっています。11歳は平成25年度調査より7.0ポイント上昇しています。



(5) 青年が希望する子どもの人数

① 理想的な子どもの人数と持つつもりの子どもの人数

本市の「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、青年（20歳・25歳・30歳・35歳）の考える理想的な子どもの人数は、「3人」が約3割であるのに対し、持つつもりの人数が「3人」とするのは約1割となっています。また、理想的な人数、持つつもりの人数ともに、平成25年度調査より「0人」の割合が上昇しています。

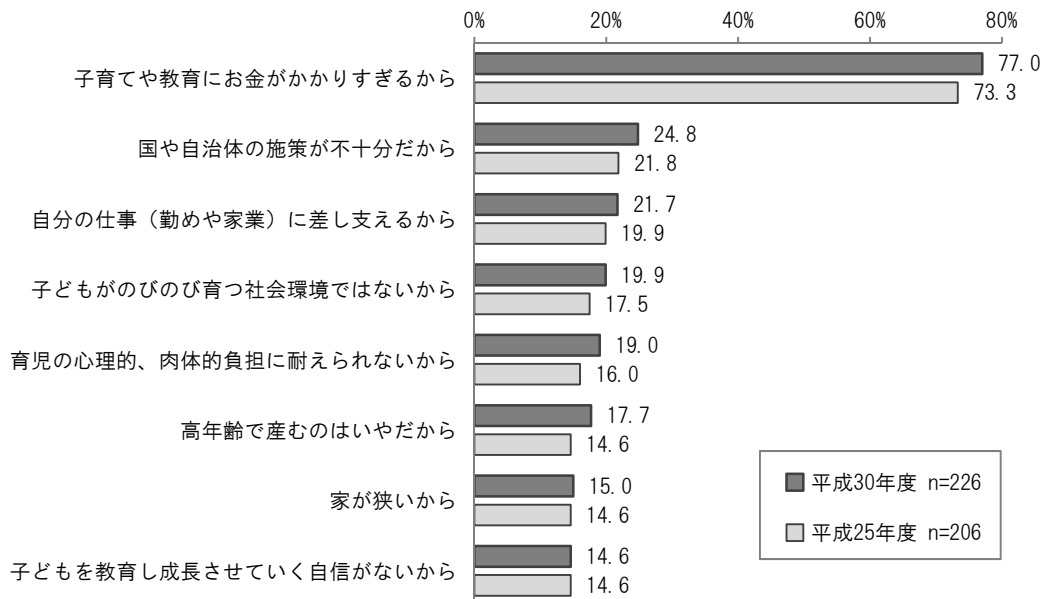


第1部 総論

② 持つつもりの子どもの人数が理想とする子どもの人数より少ない理由

持つつもりの子どもの人数が理想とする子どもの人数より少ない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が77.0%と最も高く、次いで「国や自治体の施策が不十分だから」「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」「子どもがのびのび育つ社会環境ではないから」と続いており、平成25年度調査と傾向の違いは見られません。

図表 持つつもりの子どもの人数が理想とする子どもの人数より少ない理由（複数回答・上位8項目）



資料：相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

第2部 各論

第1章 子ども・子育て支援事業の整備

1 子ども・子育て支援新制度の趣旨とポイント

「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、平成27年度から本格的に施行されました。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」及び「地域子ども・子育て支援の強化」です。

◆子ども・子育て関連3法の趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化並びに学校及び児童福祉施設としての法的位置付け
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

④市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える。

⑤社会全体による費用負担

- ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

⑥政府の推進体制

- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

⑦子ども・子育て会議の設置

⑧施行時期

- ・平成27年4月に本格施行

2 子ども・子育て支援新制度の概要

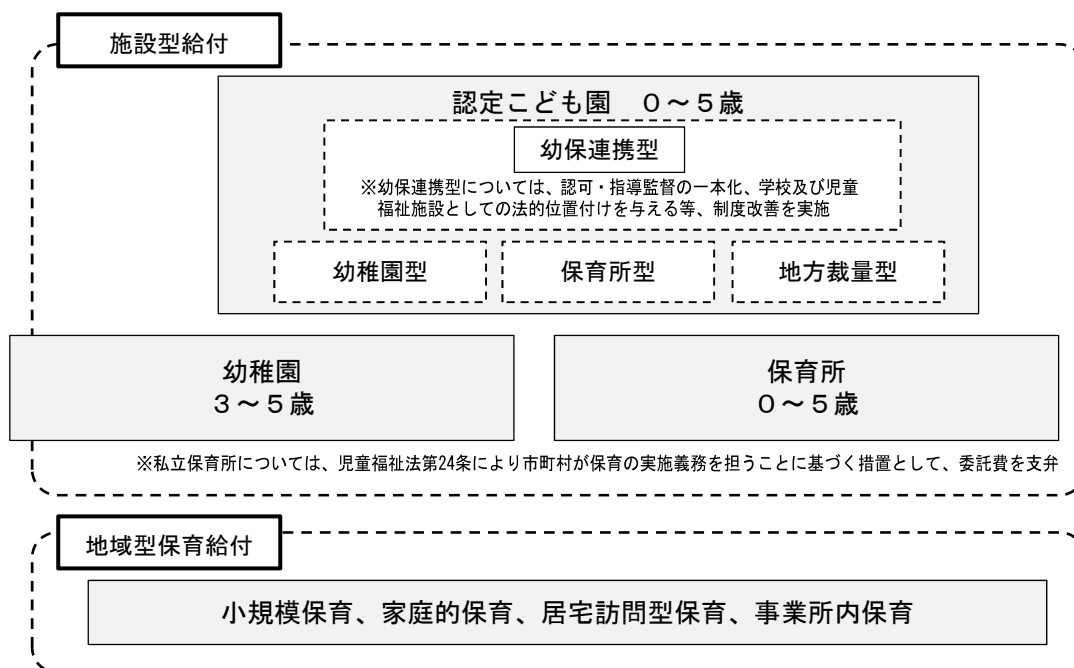
(1) 子ども・子育て支援給付

① 子どものための教育・保育給付（市町村主体）

【認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援】

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、給付対象の認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付の対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。



■ 地域型保育事業

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となっています。

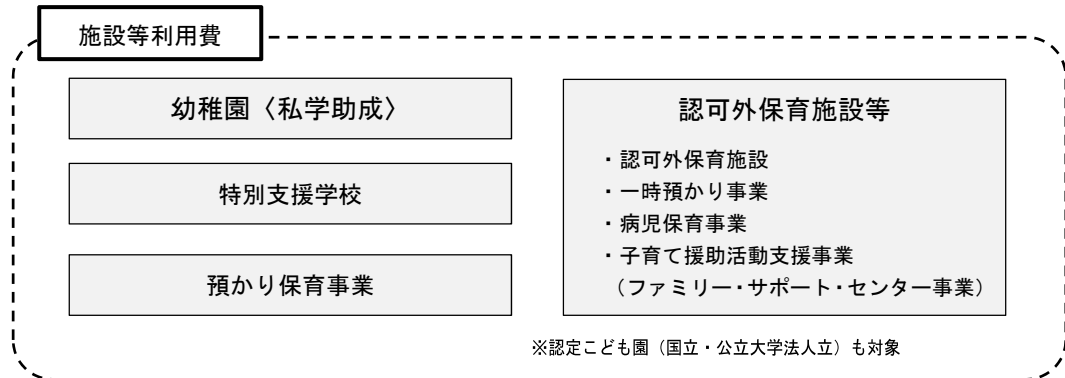
認可定員	19人以下	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	居宅訪問型 保育 事業主体：市町村、 民間事業者等	事業所内 保育 事業主体：事業主等
	6人以上 5人以下			
	1人	家庭的保育 事業主体：市町村、民間事業者等		
保育の実施場所等		保育者の居宅その他の場所、施設 (子どもの居宅及び事業所内保育を行う 場所を除きます。)	保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

資料：内閣府

② 子育てのための施設等利用給付【新設】（市町村主体）

【幼稚園〈私学助成〉、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援】

令和元年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されました。



資料：内閣府

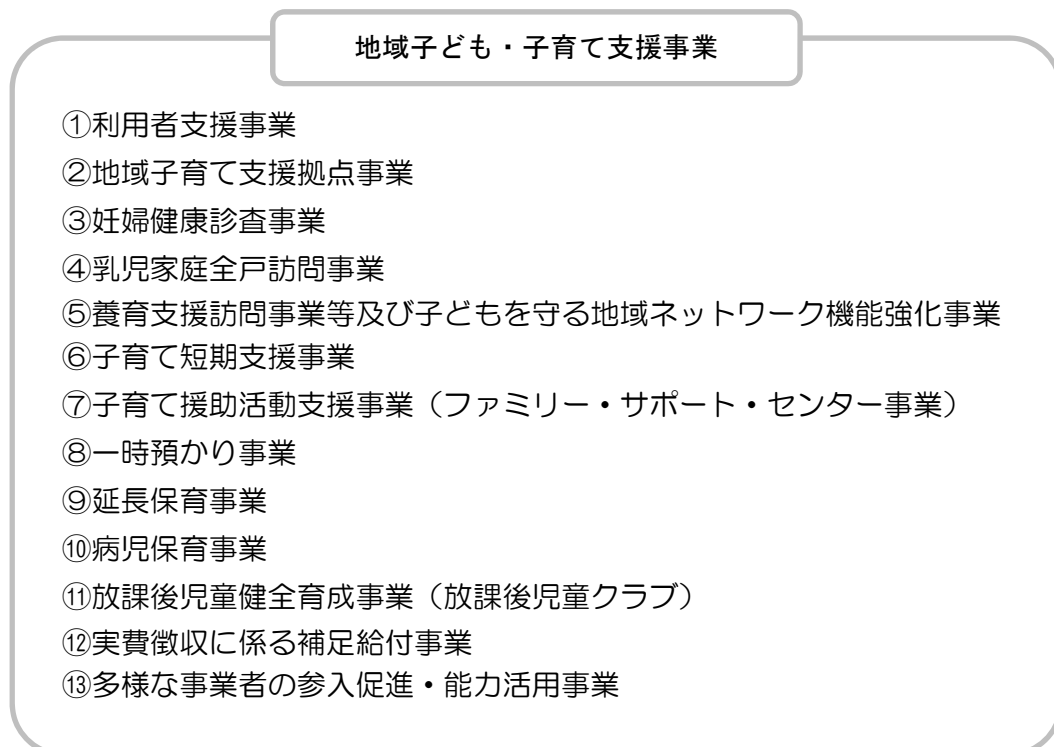
(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

① 地域子ども・子育て支援事業（市町村主体）

【地域の実情に応じた子育て支援】

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13の事業が定められており、地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。



第2部 各論

② 仕事・子育て両立支援事業（国主体）

【仕事と子育ての両立支援】

平成28年の「子ども・子育て支援法」の改定により、政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業として「仕事・子育て両立支援事業」が創設されました。

■企業主導型保育事業

多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的としています。

■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部又は全部を助成します。

（3）子どもの認定区分

子ども・子育て支援給付のうち、子どものための教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされており、保育必要量の認定も行うこととされています。

これに対し、子育てのための施設等利用給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、「新3号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども、「新2号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもとされており、保育必要量の認定はありません。また、「新3号認定」には保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもであることも要件とされています。

① 子どものための教育・保育給付の認定区分

認定区分	対象者（支給要件）	保育必要量（内容）	給付を受ける施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2号認定子ども以外のも （第19条第1項第1号）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （第19条第1項第2号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （第19条第1項第3号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育

※支給要件（ ）内は子ども・子育て支援法における条項
資料：内閣府

保育の必要性の認定(2号及び3号の保育の必要性の認定を受ける子ども)に当たっては、以下の点を考慮して行われます。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (通常開所時間に相当) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では、下限時間を64時間に設定)

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分

② 子育てのための施設等利用給付の認定区分 (保育必要量の認定は不要)

認定区分	対象者 (支給要件)	支給に係る施設・事業
新1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの (第30条の4第1号)	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (第30条の4第2号)	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの (第30条の4第3号)	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 (2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

※支給要件 () 内は子ども・子育て支援法における条項
資料：内閣府

(4) 幼児教育・保育の無償化について

令和元年の「子ども・子育て支援法」の改定により、子育てに係る経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されています。

【幼児教育・保育の無償化の主な例】



注1：幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要

注2：認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

注3：例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業 (標準的な利用料) も対象

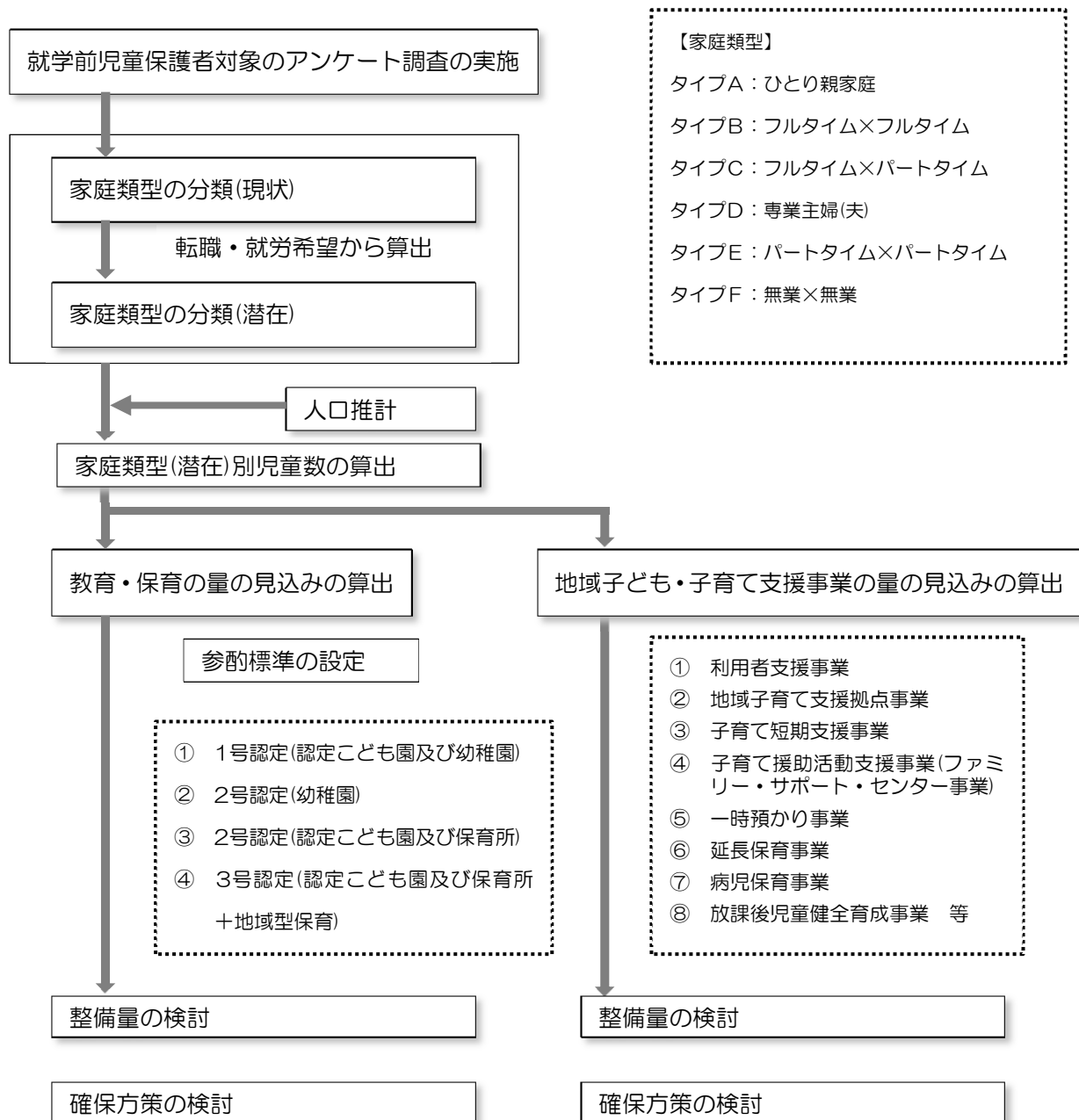
資料：内閣府

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込量

(1) 見込量算出の手順

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込量算出に当たっては、就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果を基に、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」に従い、本市の地域特性を勘案して算出しました。

図 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込量算出の手順

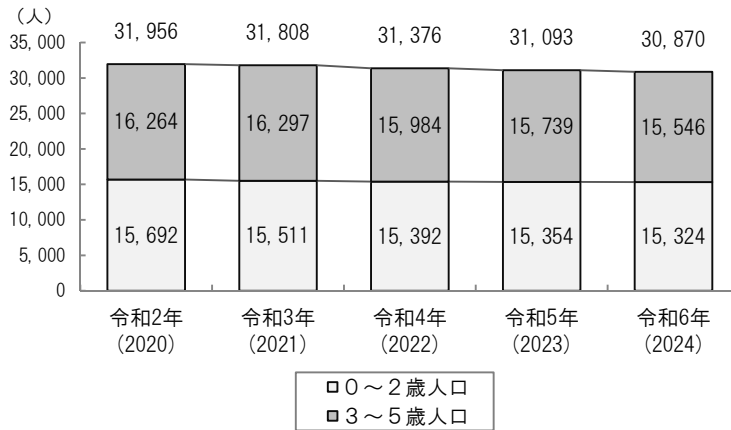


第2部 各論

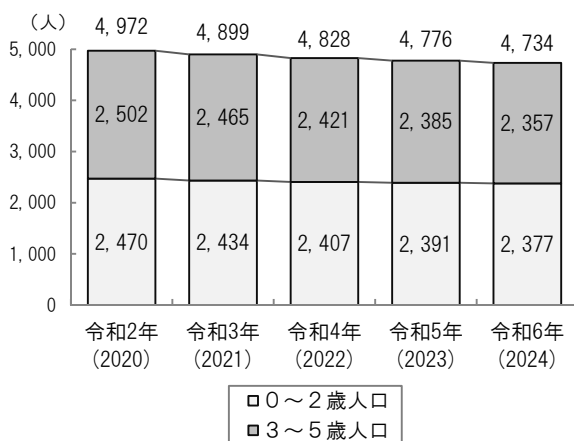
(2) 就学前児童人口の将来推計

見込量算出に用いた就学前児童人口の将来推計は、次のとおりです。

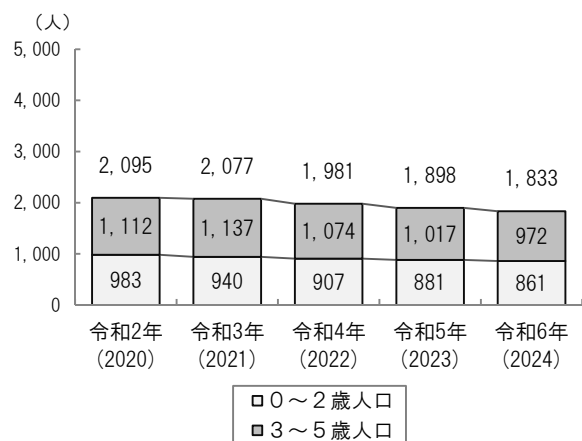
図 就学前人口の将来推計【市】



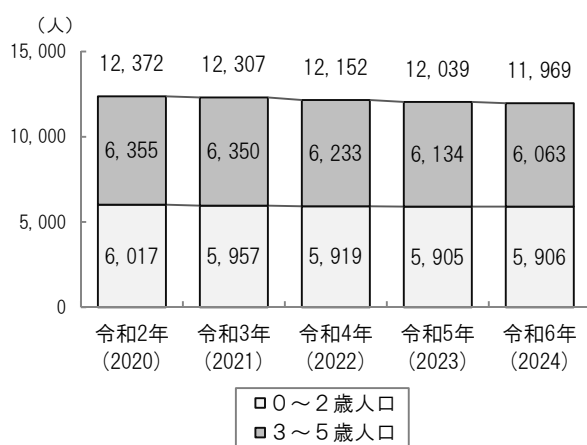
【緑区1 (橋本・大沢地区)】



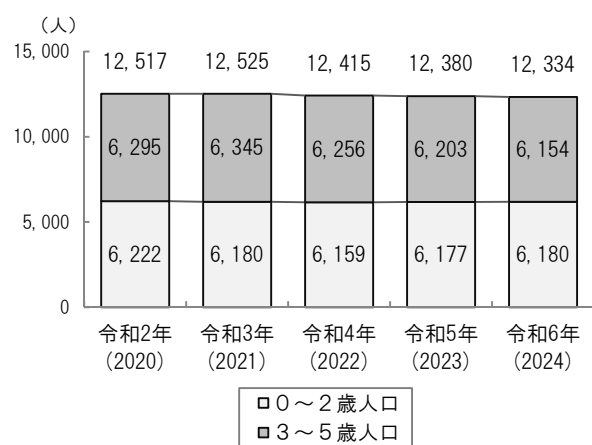
【緑区2 (津久井地域)】



【中央区】



【南区】



資料：2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計 2018年2月

4 保育環境・教育環境の状況

本市の保育所等利用待機児童数は、平成31年4月1日現在、8人となっています。

(1) 保育所等利用児童数

単位：か所、人

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
緑区	56	209	556	629	608	633	648	3,283
中央区	68	355	816	933	894	964	976	4,938
南区	67	359	801	874	873	854	830	4,591
市全域	191	943	2,173	2,436	2,451	2,451	2,454	12,812

※平成31年4月1日現在

(2) 保育所等待機児童数

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
緑区	1	0	0	0	0	0	1
中央区	0	1	0	2	0	0	3
南区	0	4	0	0	0	0	4
市全域	1	5	0	2	0	0	8

※平成31年4月1日現在

(3) 私立幼稚園及び公立幼稚園の入園児童数

単位：か所、人

	私立		公立		合計	
	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数
緑区	3	651	2	52	5	703
中央区	9	1,449	0	0	9	1,449
南区	16	2,560	0	0	16	2,560
市全域	28	4,660	2	52	30	4,712

※令和元年5月1日現在

(4) 児童クラブ入所児童数

単位：か所、人

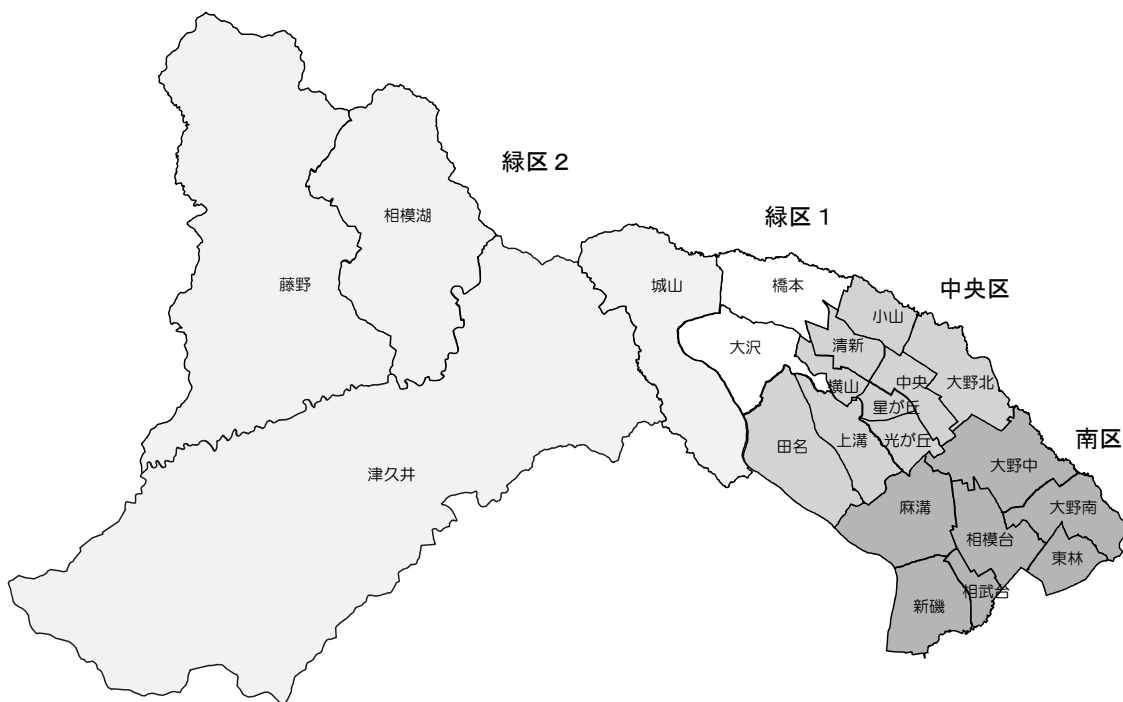
	民間		公立		合計	
	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数
緑区	11	279	22	1,474	33	1,753
中央区	21	730	21	1,832	42	2,562
南区	17	350	25	2,148	42	2,498
市全域	49	1,359	68	5,454	117	6,813

※令和元年5月1日現在

5 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、交通事情、その他の条件を総合的に勘案して対象事業ごとに設定します。

原則は、市全域又は行政区である3区域（緑区・中央区・南区）としますが、教育・保育については、津久井地域の状況を考慮する必要があるため、緑区を橋本・大沢地区と津久井地域に分け、4区域とします。



- ・区域【緑区1（橋本・大沢地区）、緑区2（津久井地域）、中央区及び南区】分けの対象施設・事業

対象施設・事業		対象区域
教育・保育の提供区域		4区域
地域子ども・子育て支援事業の提供区域		
①利用者支援事業	特定型（保育専門相談事業）	3区域
	母子保健型（母子保健型利用者支援事業）	3区域
②地域子育て支援拠点事業（乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供等を行います。）		市全域
③妊婦健康診査事業		市全域
④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		市全域
⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		市全域
⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		市全域
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		市全域
⑧一時預かり事業	幼稚園在園児対象の預かり保育	3区域
	預かり保育以外	市全域
⑨延長保育事業		3区域
⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）		市全域
⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		市全域
⑫実費徴収に係る補足給付事業		市全域
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業		市全域

6 各年度における教育・保育必要量の見込みと確保方策

① 市全域

単位：人

計画年度	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容						B 計	B - A	
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育	企業主導 型保育			
令和2年度	1号認定	6,593	8,078	3,488					11,566	4,973	
	2号認定	学校教育を希望	1,018	8,481			489	1,018	10	9,998	1,328
		上記以外	7,652								
	3号認定	0歳児	1,005	1,119		181	168		15	1,483	478
		1・2歳児	5,104	4,285		574	414	0	39	5,312	208
計		21,372	21,963	3,488	755	1,071	1,018	64	28,359	6,987	
令和3年度	1号認定	6,028	8,078	3,488					11,566	5,538	
	2号認定	学校教育を希望	1,038	8,646			489	1,038	10	10,183	1,171
		上記以外	7,974								
	3号認定	0歳児	1,002	1,143		190	168		15	1,516	514
		1・2歳児	5,216	4,371		622	414	0	39	5,446	230
計		21,258	22,238	3,488	812	1,071	1,038	64	28,711	7,453	
令和4年度	1号認定	5,411	8,078	3,488					11,566	6,155	
	2号認定	学校教育を希望	1,046	8,856			489	1,046	10	10,401	1,167
		上記以外	8,188								
	3号認定	0歳児	996	1,173		196	168		15	1,552	556
		1・2歳児	5,483	4,481		654	414	0	39	5,588	105
計		21,124	22,588	3,488	850	1,071	1,046	64	29,107	7,983	
令和5年度	1号認定	5,063	8,078	3,488					11,566	6,503	
	2号認定	学校教育を希望	1,059	9,066			489	1,059	10	10,624	1,107
		上記以外	8,458								
	3号認定	0歳児	988	1,203		208	168		15	1,594	606
		1・2歳児	5,619	4,591		718	414	0	39	5,762	143
計		21,187	22,938	3,488	926	1,071	1,059	64	29,546	8,359	
令和6年度	1号認定	4,692	8,078	3,488					11,566	6,874	
	2号認定	学校教育を希望	1,059	9,252			489	1,059	10	10,810	1,120
		上記以外	8,631								
	3号認定	0歳児	979	1,233		217	168		15	1,633	654
		1・2歳児	5,736	4,695		766	414	0	39	5,914	178
計		21,097	23,258	3,488	983	1,071	1,059	64	29,923	8,826	

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的・量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

【幼保連携型認定こども園】

教育・保育施設のうち、本計画取組期間中の幼保連携型認定こども園の目標設置数とその時期については、以下のとおり設定します。

単位：施設

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数	35	36	37	38	39

【保育利用率】

0～2歳の推計児童数は減少傾向にありますが、保育の需要が高まることが予測されることから、以下の保育利用率を設定します。

単位：人

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳推計児童数	15,008	14,617	14,525	14,209	13,901
3号認定子どもの量の見込み	6,109	6,218	6,479	6,607	6,715
保育利用率	40.7%	42.5%	44.6%	46.5%	48.3%

第2部 各論

② 緑区（全域）

単位：人

計画年度	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容						B 計	B - A	
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育	企業主導 型保育			
令和2年度	1号認定	1,691	2,848	0					2,848	1,157	
	2号認定	学校教育を希望	222	2,163			111	222	5	2,501	344
		上記以外	1,935								
	3号認定	0歳児	254	265		27	41		1	334	80
		1・2歳児	1,291	1,093		95	110	0	5	1,303	12
計		5,393	6,369	0	122	262	222	11	6,986	1,593	
令和3年度	1号認定	1,550	2,848	0					2,848	1,298	
	2号認定	学校教育を希望	226	2,208			111	226	5	2,550	309
		上記以外	2,015								
	3号認定	0歳児	254	271		30	41		1	343	89
		1・2歳児	1,318	1,117		111	110	0	5	1,343	25
計		5,363	6,444	0	141	262	226	11	7,084	1,721	
令和4年度	1号認定	1,396	2,848	0					2,848	1,452	
	2号認定	学校教育を希望	227	2,253			111	227	5	2,596	299
		上記以外	2,070								
	3号認定	0歳児	251	277		33	41		1	352	101
		1・2歳児	1,386	1,141		127	110	0	5	1,383	-3
計		5,330	6,519	0	160	262	227	11	7,179	1,849	
令和5年度	1号認定	1,309	2,848	0					2,848	1,539	
	2号認定	学校教育を希望	230	2,298			111	230	5	2,644	277
		上記以外	2,137								
	3号認定	0歳児	250	283		39	41		1	364	114
		1・2歳児	1,419	1,165		159	110	0	5	1,439	20
計		5,345	6,594	0	198	262	230	11	7,295	1,950	
令和6年度	1号認定	1,215	2,848	0					2,848	1,633	
	2号認定	学校教育を希望	230	2,364			111	230	5	2,710	300
		上記以外	2,180								
	3号認定	0歳児	247	295		39	41		1	376	129
		1・2歳児	1,445	1,207		159	110	0	5	1,481	36
計		5,317	6,714	0	198	262	230	11	7,415	2,098	

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的・量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

②-1 緑区1（橋本・大沢地区）

単位：人

計画年度	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容						B 計	B - A	
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育	企業主導 型保育			
令和2年度	1号認定	1,287	2,006	0				2,006	719		
	2号認定	学校教育を希望	171	1,599		79	171	2	1,851	131	
		上記以外	1,549								
	3号認定	0歳児	209	235		23	31		0	289	80
		1・2歳児	1,033	854		81	92	0	3	1,030	-3
計		4,249	4,694	0	104	202	171	5	5,176	927	
令和3年度	1号認定	1,179	2,006	0				2,006	827		
	2号認定	学校教育を希望	174	1,644		79	174	2	1,899	112	
		上記以外	1,613								
	3号認定	0歳児	209	241		26	31		0	298	89
		1・2歳児	1,055	878		97	92	0	3	1,070	15
計		4,230	4,769	0	123	202	174	5	5,273	1,043	
令和4年度	1号認定	1,062	2,006	0				2,006	944		
	2号認定	学校教育を希望	175	1,689		79	175	2	1,945	113	
		上記以外	1,657								
	3号認定	0歳児	206	247		29	31		0	307	101
		1・2歳児	1,113	902		113	92	0	3	1,110	-3
計		4,213	4,844	0	142	202	175	5	5,368	1,155	
令和5年度	1号認定	996	2,006	0				2,006	1,010		
	2号認定	学校教育を希望	177	1,734		79	177	2	1,992	104	
		上記以外	1,711								
	3号認定	0歳児	205	253		35	31		0	319	114
		1・2歳児	1,146	926		145	92	0	3	1,166	20
計		4,235	4,919	0	180	202	177	5	5,483	1,248	
令和6年度	1号認定	924	2,006	0				2,006	1,082		
	2号認定	学校教育を希望	177	1,800		79	177	2	2,058	136	
		上記以外	1,745								
	3号認定	0歳児	202	265		35	31		0	331	129
		1・2歳児	1,172	968		145	92	0	3	1,208	36
計		4,220	5,039	0	180	202	177	5	5,603	1,383	

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的・量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

第2部 各論

②-2 緑区2（津久井地域）

単位：人

計画年度	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容						B 計	B - A	
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育	企業主導 型保育			
令和2年度	1号認定	404	842	0					842	438	
	2号認定	学校教育を希望	51	564			32	51	3	650	213
		上記以外	386								
	3号認定	0歳児	45	30		4	10		1	45	0
		1・2歳児	258	239		14	18	0	2	273	15
計		1,144	1,675	0	18	60	51	6	1,810	666	
令和3年度	1号認定	371	842	0					842	471	
	2号認定	学校教育を希望	52	564			32	52	3	651	197
		上記以外	402								
	3号認定	0歳児	45	30		4	10		1	45	0
		1・2歳児	263	239		14	18	0	2	273	10
計		1,133	1,675	0	18	60	52	6	1,811	678	
令和4年度	1号認定	334	842	0					842	508	
	2号認定	学校教育を希望	52	564			32	52	3	651	186
		上記以外	413								
	3号認定	0歳児	45	30		4	10		1	45	0
		1・2歳児	273	239		14	18	0	2	273	0
計		1,117	1,675	0	18	60	52	6	1,811	694	
令和5年度	1号認定	313	842	0					842	529	
	2号認定	学校教育を希望	53	564			32	53	3	652	173
		上記以外	426								
	3号認定	0歳児	45	30		4	10		1	45	0
		1・2歳児	273	239		14	18	0	2	273	0
計		1,110	1,675	0	18	60	53	6	1,812	702	
令和6年度	1号認定	291	842	0					842	551	
	2号認定	学校教育を希望	53	564			32	53	3	652	164
		上記以外	435								
	3号認定	0歳児	45	30		4	10		1	45	0
		1・2歳児	273	239		14	18	0	2	273	0
計		1,097	1,675	0	18	60	53	6	1,812	715	

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

③ 中央区

単位：人

計画年度	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容						B 計	B - A	
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育	企業主導 型保育			
令和2年度	1号認定	2,379	2,496	1,440					3,936	1,557	
	2号認定	学校教育を希望	322	3,870			134	322	5	4,331	1,097
		上記以外	2,912								
	3号認定	0歳児	382	548		81	37		13	679	297
		1・2歳児	1,942	1,890		268	104	0	32	2,294	352
計		7,937	8,804	1,440	349	275	322	50	11,240	3,303	
令和3年度	1号認定	2,179	2,496	1,440					3,936	1,757	
	2号認定	学校教育を希望	328	3,870			134	328	5	4,337	975
		上記以外	3,034								
	3号認定	0歳児	381	548		81	37		13	679	298
		1・2歳児	1,985	1,890		268	104	0	32	2,294	309
計		7,907	8,804	1,440	349	275	328	50	11,246	3,339	
令和4年度	1号認定	1,960	2,496	1,440					3,936	1,976	
	2号認定	学校教育を希望	331	3,870			134	331	5	4,340	894
		上記以外	3,115								
	3号認定	0歳児	380	548		81	37		13	679	299
		1・2歳児	2,086	1,890		268	104	0	32	2,294	208
計		7,872	8,804	1,440	349	275	331	50	11,249	3,377	
令和5年度	1号認定	1,837	2,496	1,440					3,936	2,099	
	2号認定	学校教育を希望	335	3,870			134	335	5	4,344	790
		上記以外	3,219								
	3号認定	0歳児	376	548		81	37		13	679	303
		1・2歳児	2,139	1,890		268	104	0	32	2,294	155
計		7,906	8,804	1,440	349	275	335	50	11,253	3,347	
令和6年度	1号認定	1,706	2,496	1,440					3,936	2,230	
	2号認定	学校教育を希望	335	3,870			134	335	5	4,344	724
		上記以外	3,285								
	3号認定	0歳児	373	548		81	37		13	679	306
		1・2歳児	2,177	1,890		268	104	0	32	2,294	117
計		7,876	8,804	1,440	349	275	335	50	11,253	3,377	

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的・量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

第2部 各論

④ 南区

単位：人

計画年度	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容						B 計	B - A	
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育	企業主導 型保育			
令和2年度	1号認定	2,523	2,734	2,048					4,782	2,259	
	2号認定	学校教育を希望	474	2,448			244	474	0	3,166	-113
		上記以外	2,805								
	3号認定	0歳児	369	306		73	90		1	470	101
		1・2歳児	1,871	1,302		211	200	0	2	1,715	-156
計		8,042	6,790	2,048	284	534	474	3	10,133	2,091	
令和3年度	1号認定	2,299	2,734	2,048					4,782	2,483	
	2号認定	学校教育を希望	484	2,568			244	484	0	3,296	-113
		上記以外	2,925								
	3号認定	0歳児	367	324		79	90		1	494	127
		1・2歳児	1,913	1,364		243	200	0	2	1,809	-104
計		7,988	6,990	2,048	322	534	484	3	10,381	2,393	
令和4年度	1号認定	2,055	2,734	2,048					4,782	2,727	
	2号認定	学校教育を希望	488	2,733			244	488	0	3,465	-26
		上記以外	3,003								
	3号認定	0歳児	365	348		82	90		1	521	156
		1・2歳児	2,011	1,450		259	200	0	2	1,911	-100
計		7,922	7,265	2,048	341	534	488	3	10,679	2,757	
令和5年度	1号認定	1,917	2,734	2,048					4,782	2,865	
	2号認定	学校教育を希望	494	2,898			244	494	0	3,636	40
		上記以外	3,102								
	3号認定	0歳児	362	372		88	90		1	551	189
		1・2歳児	2,061	1,536		291	200	0	2	2,029	-32
計		7,936	7,540	2,048	379	534	494	3	10,998	3,062	
令和6年度	1号認定	1,771	2,734	2,048					4,782	3,011	
	2号認定	学校教育を希望	494	3,018			244	494	0	3,756	96
		上記以外	3,166								
	3号認定	0歳児	359	390		97	90		1	578	219
		1・2歳児	2,114	1,598		339	200	0	2	2,139	25
計		7,904	7,740	2,048	436	534	494	3	11,255	3,351	

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的・量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

7 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1) 利用者支援事業

【特定型】

① 事業の概要

(1)本市における事業名	保育専門相談事業
(2)事業の概要	各区の子育て支援センターに保育専門相談員（すくすく保育アテンダント）を配置し、子育て家庭の個別ニーズに合わせて、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設や各種の保育サービスなどが円滑に利用できるよう、相談や情報の提供・支援を行います。
(3)提供区域の設定	行政区の3区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	各区の子育て支援センターに必要量に応じた保育専門相談員（すくすく保育アテンダント）を配置し、実施します。

② 確保提供量

単位：か所

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	量の見込み	3	3	3	3	3	3
	確保提供量	3	3	3	3	3	3
緑 区	確保提供量	1	1	1	1	1	1
中央区	確保提供量	1	1	1	1	1	1
南 区	確保提供量	1	1	1	1	1	1

第2部 各論

【母子保健型】

① 事業の概要

(1)本市における事業名	母子保健型利用者支援事業
(2)事業の概要	母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として専任相談員を配置し、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。
(3)提供区域の設定	行政区の3区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	母子健康手帳交付時に全ての妊婦に対して保健師との面接を実施できるように、各区の子育て支援センターに専任相談員を配置します。

② 確保提供量

単位：か所

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	量の見込み	3	3	3	3	3	3
	確保提供量	3	3	3	3	3	3
緑 区	確保提供量	1	1	1	1	1	1
中央区	確保提供量	1	1	1	1	1	1
南 区	確保提供量	1	1	1	1	1	1

単位：人

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	5,099	4,979	4,859	4,739	4,619	4,499
	②確保提供量	4,603	4,605	4,548	4,487	4,425	4,359
	面接率	90.3%	92.5%	93.6%	94.7%	95.8%	96.9%

(2) 地域子育て支援拠点事業

① 事業の概要

(1)本市における事業名	地域子育て支援拠点事業
(2)事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所（子育て広場等）を常設し、子育てについての相談、情報提供等を行います。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	既存の施設に加え、こどもセンター等新たな実施場所を確保し、事業を実施します。

②確保提供量

単位：延べ人数

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	89,824	109,341	119,409	138,897	153,705	168,535
	②確保提供量		109,341	119,409	138,897	153,705	168,535
	②-①		0	0	0	0	0
	実施箇所	22	26	28	32	35	38

(3) 妊婦健康診査事業

① 事業の概要

(1)本市における事業名	妊婦健康診査事業
(2)事業の概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、1人当たり16回分の妊婦健康診査費用補助券を交付し、厚生労働省が示している「標準的な妊婦健診の例」にならい、妊婦健康診査を実施します。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	妊娠届出書提出時から出産の日までを対象期間とし、市が委託契約した医療機関・助産所において、妊婦健康診査を実施します。

② 確保提供量

単位：延べ回数

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	62,182	62,062	61,942	61,822	61,702	61,582
	②確保提供量		62,062	61,942	61,822	61,702	61,582
	②-①		0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業の概要

(1)本市における事業名	こんにちは赤ちゃん事業
(2)事業の概要	生後4か月までの乳児のいる家庭を母子訪問相談員（保健師・助産師等）が全戸訪問し、発育・栄養・育児・生活環境の相談や支援を行う事業です。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	生後4か月までに訪問ができるように、「出生連絡票」の提出について周知に努めます。また、対象の家庭に、保健師、母子訪問相談員が訪問します。

② 確保提供量

単位：人

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	4,901	4,781	4,661	4,541	4,421	4,301
	②確保提供量	4,758	4,781	4,661	4,541	4,421	4,301
	②－①	143	0	0	0	0	0
	訪問率	97.1%	100%	100%	100%	100%	100%

(5) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業の概要

(1)本市における事業名	育児支援家庭訪問事業
(2)事業の概要	子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業です。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	育児指導及び育児・家事を援助する育児支援家庭訪問相談員や育児・家事援助訪問員(子育て経験者等)を各区に配置します。

② 確保提供量

単位：延べ回数

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	315	342	369	396	423	450
	②確保提供量		342	369	396	423	450
	②-①		0	0	0	0	0

③ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の概要

(1)本市における事業名	要保護児童対策地域協議会の運営
(2)事業の概要	児童福祉法に基づき相模原市要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を受けているなど様々な問題を抱えている要保護児童の適切な保護又は要支援児童及び特定妊婦への適切な支援等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行います。

(6) 子育て短期支援事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	ショートステイ事業
(2) 事業の概要	保護者の病気、出産等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で宿泊を伴う養育を行う事業です。
(3) 提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4) 確保方策の考え方 (令和2～6年度)	市内4施設において、量の見込みを満たすことができる定員を確保していきます。

② 確保提供量

単位：延べ人数

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	392	400	410	420	430	440
	②確保提供量		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	②-①		800	790	780	770	760

(7) 子育て援助活動支援事業

① 事業の概要

(1)本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業
(2)事業の概要	生後0か月から小学校6年生まで（障害児は18歳まで）の子どもを持つ家庭が、安心とゆとりを持って子育てができるように地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人（利用会員）と援助を行いたい人（援助会員）を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する事業です。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	利用会員及び援助会員の増加に取り組み、量の見込みを満たすことができる提供量を確保していきます。

②確保提供量

単位：延べ人数

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	9,991	10,444	10,897	11,350	11,803	12,256
	②確保提供量		10,444	10,897	11,350	11,803	12,256
	②-①		0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

【幼稚園在園児対象の預かり保育】

① 事業の概要

(1)本市における事業名	預かり保育
(2)事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、預かりを行う事業です。
(3)提供区域の設定	行政区の3区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	保護者のニーズに応じ、利用時間や実施日の拡大を図ることができるよう、事業を促進していきます。

②確保提供量

単位：延べ人数

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	236,191	235,897	240,946	242,502	245,443	245,534
	②確保提供量		235,897	240,946	242,502	245,443	245,534
	②-①		0	0	0	0	0
緑区	①量の見込み	52,827	51,325	52,361	52,699	53,297	53,276
	②確保提供量		51,325	52,361	52,699	53,297	53,276
	②-①		0	0	0	0	0
中央区	①量の見込み	79,680	74,609	76,187	76,679	77,626	77,671
	②確保提供量		74,609	76,187	76,679	77,626	77,671
	②-①		0	0	0	0	0
南区	①量の見込み	103,684	109,963	112,398	113,124	114,520	114,587
	②確保提供量		109,963	112,398	113,124	114,520	114,587
	②-①		0	0	0	0	0

第2部 各論

【預かり保育以外】

① 事業の概要

(1)本市における事業名	一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
(2)事業の概要	<p>一時保育事業 日頃保育所等を利用していなくても、保護者の緊急的な事由等による保育需要に対応するため、一時的に児童を預けることができる事業です。</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業 安心とゆとりを持って子育てができるように、子どもを持つ家庭を地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人（利用会員）と援助を行いたい人（援助会員）を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する事業です。なお、この項目では未就学児童のみを対象として記載しています。</p>
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	一時保育事業については、よりきめ細かいニーズに対応できる体制について検討していきます。ファミリー・サポート・センター事業については、利用会員及び援助会員の増加に取り組んでいきます。

② 確保提供量

単位：延べ人数

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	28,337	27,566	26,825	26,113	25,429	24,771
	②確保提供量		27,566	26,825	26,113	25,429	24,771
	②－①		0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

① 事業の概要

(1)本市における事業名	延長保育事業
(2)事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所等の通常開所時間である11時間を超えて保育を行います。
(3)提供区域の設定	行政区の3区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	保護者のニーズに応じ、実施施設の拡充を図っていきます。

② 確保提供量

単位：延べ人数/月

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	14,420	15,298	15,756	16,229	16,716	17,217
	②確保提供量		15,298	15,756	16,229	16,716	17,217
	②-①		0	0	0	0	0
緑区	①量の見込み	3,314	3,516	3,621	3,730	3,842	3,957
	②確保提供量		3,516	3,621	3,730	3,842	3,957
	②-①		0	0	0	0	0
中央区	①量の見込み	5,041	5,348	5,508	5,673	5,843	6,018
	②確保提供量		5,348	5,508	5,673	5,843	6,018
	②-①		0	0	0	0	0
南区	①量の見込み	6,065	6,434	6,627	6,826	7,031	7,242
	②確保提供量		6,434	6,627	6,826	7,031	7,242
	②-①		0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業

①事業の概要

(1)本市における事業名	病児・病後児保育事業
(2)事業の概要	病気や病気回復期の児童や突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	量の見込みに対しては、確保可能な提供量になっていますが、設置者の意向があれば、地域のバランス等を考慮しながら増設について検討します。

②確保提供量

単位：延べ人数

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	1,473	1,736	1,788	1,841	1,896	1,953
	②確保提供量		4,880	4,880	4,880	4,880	4,880
	②－①		3,144	3,092	3,039	2,984	2,927

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

① 事業の概要

(1)本市における事業名	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）
(2)事業の概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	学校施設等を活用した受入定員の拡大及び民間児童クラブの新規参入促進等による民間活力の活用を図ります。

② 確保提供量

単位：人

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み						
	1年生		2,631	2,674	2,676	2,792	2,942
	2年生		2,194	2,315	2,353	2,355	2,457
	3年生		1,555	1,601	1,690	1,718	1,719
	①低学年計		6,380	6,590	6,719	6,865	7,118
	4年生		832	824	849	896	911
	5年生		264	283	280	289	305
	6年生		90	93	99	98	101
	①全学年計	6,485	7,566	7,790	7,947	8,148	8,435
	②確保提供量		7,063	7,313	7,563	7,813	8,113
②-①		△ 503	△ 477	△ 384	△ 335	△ 322	
②-①		683	723	844	948	995	

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

○ 事業概要

経済的に困窮している世帯や多子世帯の円滑な特定教育・保育施設等の利用を図るため、教材費・行事費等又は副食材料費に係る費用の一部を補助する事業です。

＜教材費・行事費等＞

対象施設：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所

対象者：生活保護受給世帯の子ども

＜副食材料費＞

対象施設：私学助成の幼稚園

対象者：年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降

○ 考え方

国が設定する対象範囲と上限額を基に、補助を実施します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

○ 事業概要

新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくためには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。

保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員の配置や認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入支援を行います。

○ 考え方

新規施設等に対する支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。

8 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では、認定こども園の認可手続きの簡素化等により、新たな設置や移行をしやすいするなど、普及のための施策を打ち出しています。

こうした国の動向を踏まえ、既存の幼稚園や保育所から認定こども園への移行を目指す施設に対する相談体制の構築や必要な情報提供を行い、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への円滑な移行に向けた支援を行います。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の確保及び資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、全ての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。こうした観点から、次のような方法を取り入れながら、人材の確保や育成に努めます。

① 教育・保育に関わる職員の処遇改善による人材の確保

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である幼稚園教諭・保育士等の確保がこれまで以上に切実な課題となることを見込まれ、保育人材の確保や離職の防止を図るためにも幼稚園教諭・保育士等の処遇改善を進める必要があることから、国の制度等も活用しながら、市として幼稚園教諭・保育士等の処遇改善に向けた取組に努めます。

② 幼稚園教諭・保育士等や子どもに関わる職員の資質向上

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、これまでも合同で実施している支援保育研修に加え、職員間の交流を通じた情報の共有、専門性や知識の向上を図るための合同研修の実施に向けた支援を行います。

また、全ての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障害のある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、専門研修の充実を図るなど職員の資質向上に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援新制度においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準を持った子ども・子育て支援を実施することが求められています。

そのためには、乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、特に次の点に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があります。

- ① 乳幼児期の発達の連続性の理解
- ② 乳幼児期にふさわしい体験の多様性と関連性の理解
- ③ 障害のある児童と共に行う活動機会の確保
- ④ 小学校以降の生活や学習基盤の育成

また、在宅の子育て家庭を含めた全ての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量の充実が重要であり、次のような点に留意する必要があります。

- ① 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保
- ② 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮
- ③ 安全・安心で健全な子育て環境の確保
- ④ 地域活動との結びつき、人材の活用

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割を踏まえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

認定こども園・幼稚園・保育所は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、小規模保育等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を、地域に根ざした身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えられます。

さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も認定こども園・幼稚園・保育所で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要となります。

こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

(5) 認定こども園・幼稚園・保育所、小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、認定こども園、幼稚園及び保育所の職員と小学校教諭が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

認定こども園、幼稚園又は保育所での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

9 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、より円滑な給付の実施に努めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の情報提供や、関係法令に基づく是正指導等の協力の要請等について、県との連携を図ります。

10 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

育児休業満了時からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えるため、次のような取組を実施します。

- ① 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実
- ② 育児休業満了時から確実に保育を利用できる環境整備

11 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

広域的な見地からも、県の取組を踏まえ、次のことについて県と連携を図ります。

- ① 児童虐待防止対策及び社会的養育施策における連携の推進
- ② ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③ 障害児施策の充実

1 2 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、法令や県の取組等を踏まえ、次のことについて県と連携を図ります。

- ① 保護者に対する両立支援制度の適切な周知
- ② 両立支援制度の適切な運用に向けた企業・事業所への働きかけ

第2部 各論

第2章 子ども施策の総合的展開

～本計画では基本目標ごとに関連の深いSDGsを表示します～

<本計画に関連する主なSDGs>



基本目標1 子どもの権利を大切にする取組の推進

1 動向と課題

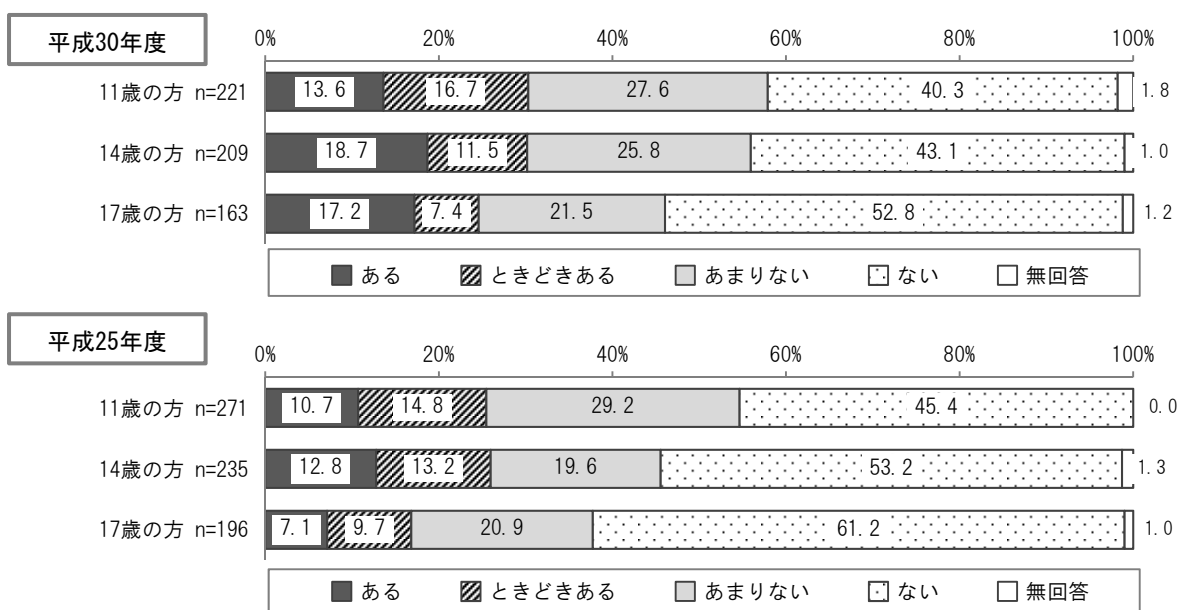
子どもは、大人と同じ人格を持ち、権利が保障される存在であり、子ども一人ひとりの人権を尊重するという共通認識の確立が必要です。

わが国においては平成6年4月に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准し、また本市においては、実施すべき人権施策の基本姿勢を示し、人権施策の全体像を明らかにするとともに、主要な人権分野における具体的施策の方向性を示すものとして平成14年3月「相模原市人権施策推進指針」を策定しました。また、子どもの権利を保障することを目的として、平成27年に「相模原市子どもの権利条例」を制定しました。この条例では子どもが生き生きと自分らしく成長していくための権利や、子どもの権利を保障する大人の責務などを定めています。

しかし、その子どもの権利の侵害である児童虐待やいじめについては、重篤な事件が後を絶たないなど深刻な社会問題となっており、本市のアンケート調査においても、親から「たたかれたり、つねられたりする」ことが「ある」「ときどきある」と回答した子どもの割合が増加しています。

これらの状況を踏まえ、本市においては、全ての子どもが健全に育成されるよう、市民一人ひとりに「子どもの権利」を知ってもらふ啓発を進めるとともに、児童相談所の機能・体制の強化や関係機関との連携強化による総合的な児童虐待防止対策や、「相模原市いじめ防止基本方針」に基づく総合的かつ効果的ないじめ対策に取り組んでいきます。

図表 親から「たたかれたり、つねられたりする」こと



資料：相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

2 成果指標

指標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	指標の説明等
自分にはよいところがある と思う児童生徒の割合	76.1%	79.4%	子どもの自己肯定感を見る指標

※これまでの傾向を考慮しつつ、今後の事業展開によって増加するよう目標を設定しました。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) 子どもの権利に関する施策の推進

「子どもの権利条約」や「相模原市子どもの権利条例」について、小・中学生を対象とした学習資料や、保護者等の大人を対象とした子どもの権利についてパンフレットを配布し啓発するとともに、子どもの権利救済委員の設置や子どもの権利相談室を運営し、子どもを含む全ての市民が子どもを権利の主体として尊重することや、いのちの大切さの認識を深める取組等を進めます。

No.	事業名	事業概要
1	人権・福祉教育の推進	人権尊重の精神を基盤とし、教育活動を通して憲法で保障された基本的人権を大切に する教育を推進する。
2	子どもの人権等にかか る研修事業	子どもの権利保障、児童虐待の防止、社会的養育の充実等のため、 市職員、児童福祉施設職員等に対する研修の充実を図り、福祉人 材を育成する。(再掲No.32)
3	子どもの権利保障の推進	相模原市子どもの権利条例のパンフレットを配布し、広く周知を 図るとともに、子どもの権利の日を中心とした子どもの権利の普 及・啓発のための事業を実施する。
4	子どもの権利救済委員 等の設置	子どもの権利侵害に関する相談・救済に対応するため、相模原市 子どもの権利条例に基づく子どもの権利救済委員や相談員を置 き、子どもの権利相談室を運営する。(再掲No.45)
5	自殺総合対策の推進	「相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画」に基づき、市 民や関係機関・団体、行政等が一丸となって自殺対策を総合的に 推進する。

(2) 児童虐待予防・防止対策の強化

全ての子どもの権利が守られるよう、児童相談所等の機能・体制の強化等により、児童虐待の予防や未然防止、早期対応から虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで切れ目のない支援体制を構築し、地域や関係機関と一体となって取り組んでいきます。

No.	事業名	事業概要
6	児童虐待防止の啓発事業	毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、児童虐待防止の啓発活動を行う。
7	地域支援の充実	地域の子育て家庭に対する支援を行うため、施設の機能や施設職員の専門性を生かした子育て支援事業の充実を図る。(再掲No.321)
8	要保護児童対策地域協議会の運営	学校、警察、医師等関係機関による「要保護児童対策地域協議会」を運営し、児童虐待や非行等の要保護児童等に関する問題について適切に対応するとともに、早期発見及び適切な保護のための連携を図る。
9	子育て支援センターの充実	妊娠・出産・乳幼児健診・子育てに関する相談、保育所入所や各種手当の申請、児童虐待防止に向けた取組、療育相談等、子育て家庭からのあらゆる相談について一元的に対応するとともに、内容に応じて児童相談所等の専門機関と適切に連携しながら相談から支援まで一貫して対応する子育て支援センターの体制の充実を図る。(再掲No.35・228・470)
10	児童相談所機能の充実・強化	虐待、障害、非行等児童とその家庭に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする事例への支援を担う児童相談所の機能の充実・強化を図る。(再掲No.44・238・271)
11	子どもの安全確認の徹底	児童虐待の通告受理後に子どもの安全確認を迅速かつ正確に実施するとともに、子どもの安全確認ができない場合には、児童虐待の防止等に関する法律に基づく立入調査等の実施により、対応の徹底を図る。
12	警察との連携の強化	児童虐待事案に関する警察との情報共有の強化や子どもの安全確認ができない場合の立入調査への協力要請等、警察との連携強化を図る。
13	学校や医療機関等との連携の推進	要保護児童に関する情報共有及び対応への協力依頼等、学校や医療機関等との連携を推進する。
14	面前DVによる子どもへの影響に対する支援	児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、関係機関における連携を強化し、適切な支援を図る。(再掲No.319)
15	児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底	児童相談所等が支援している家庭が他の自治体に転居した際には、子どもや家庭に関する情報を確実に引き継ぎ、適切な支援が継続して行われるよう、児童相談所間や自治体間の情報共有の徹底を図る。
16	母子生活支援施設における支援の充実	母子生活支援施設における専門性の向上を図る取組の実施などにより、支援体制の充実を図る。(再掲No.322)
17	一時保護機能の充実・強化	一人ひとりの子どもの状況に応じて、適切な一時保護を行うため、一時保護の環境整備や体制の充実・強化を図る。(再掲No.323)
18	家庭支援の充実	社会的養育が必要な子どもに対し、家庭復帰等に向けた支援を行うため、児童養護施設等のソーシャルワーク機能を強化するなど、支援の充実を図る。(再掲No.324)
19	子ども家庭総合支援拠点機能の充実・強化	児童虐待事案の初期評価や在宅支援を担う子ども家庭総合支援拠点の機能の充実・強化を図る。(再掲No.333)

第2部 各論

No.	事業名	事業概要
20	児童相談所体制の充実・強化	児童福祉法や国の対策に基づいて、児童福祉司及び児童心理司等の職員の配置、研修の実施などの人材確保・育成により、児童相談所の体制（及び専門性の）強化を図る。（再掲No.334）
21	社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会の運営	重篤な児童虐待事案に関して、より専門的な調査・審議を行うため、児童福祉専門分科会児童虐待検証部会を運営し、再発防止機能の充実を図る。

（3）いじめ防止、不登校児童生徒への支援

いじめ、不登校等の悩みや課題を持つ児童生徒やその保護者が、学校や地域で気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要
22	防犯安全教育プログラム「安全教室」	子どもがいじめ・虐待・誘拐などの様々な暴力から、自分自身を守るための教育プログラムである市独自の「安全教育」プログラムを市内公立全小学校において実施し、自分を大切にしている気持ち（自己肯定感からの人権意識）を育てるとともに、自らの身を守るための基本的な考え方や行動を習得させる。（再掲No.431）
23	青少年・教育相談事業	不登校、登校しぶり、性格・行動上の問題、交友関係、いじめ、家族関係、養育不安等の「教育相談」について電話や来所相談を行う。（再掲No.38・231）
24	ふれあい体験活動の開催	不登校や登校しぶり等の児童生徒及びその保護者を対象に、相模川自然の村等で自然体験活動や制作活動を行う。
25	不登校を考えるつどい・不登校対応セミナーの開催	不登校の児童生徒を持つ保護者が互いに語り合える場として「つどい」を設定する。また、教職員を対象に不登校対応について「セミナー」を開催する。
26	いじめ防止への取組	「相模原市いじめの防止等に関する条例」及び「相模原市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止強化月間やいじめ相談ダイヤル、いじめ防止フォーラム等の取組を推進する。
27	いじめ相談ダイヤルの実施	学校生活におけるいじめについて、児童生徒本人及び保護者、市民からの電話相談に応じる。

基本目標2 子どもの育ちを支える機能の充実と人材の確保

1 動向と課題

子どもたちを取り巻く状況は、急速な少子化の進行や、情報化社会の進展、地域コミュニティの希薄化等により大きく変化しています。そのような中、子どもの最善の利益を考慮することを基本に、子どもの視点に立った支援をしていくことが求められます。

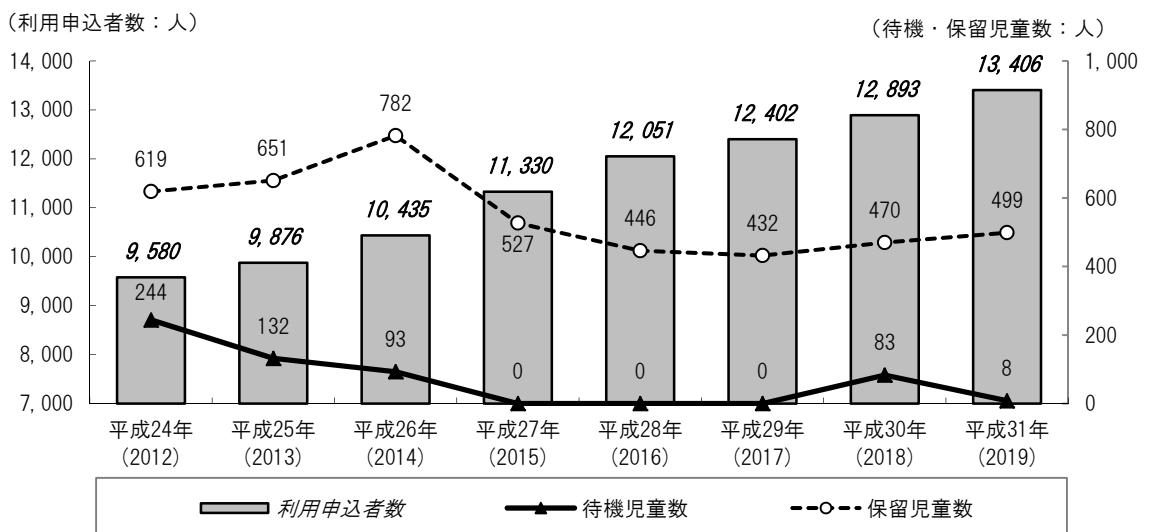
特に、希望した保育所等に入れない待機児童の問題については全国的な課題でもあり、国では、平成29年6月に保育所等の待機児童の解消と受け皿の拡大を主な目的とした「子育て安心プラン」を公表しました。本市においても保育所等の利用申込者数は増加しており、近年は待機児童も発生している状況であるため、受け皿の拡大を図っているところです。

同時に幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要です。本市では平成31年3月に「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」を策定し、保護者・保育者（園）・地域・行政の四者が果たすべき役割を確認するとともに、それぞれが協力することで、幼児教育・保育のより一層の充実を目指しています。

また、近年普及が進んでいるスマートフォンについては、誰でも気軽に情報収集や発信等ができ、生活には欠かせないものとなっている反面、SNS等に起因する犯罪に巻き込まれる子どもも増えています。

これらの状況を踏まえ、子どもに関わる人の確保や人材育成に努めるとともに、子どもやその家族が身近に相談できる体制の整備が求められています。

図表 本市の保育所等待機児童数・保留児童数の推移



資料：平成31年4月16日相模原市発表資料（各年4月1日現在）

「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」

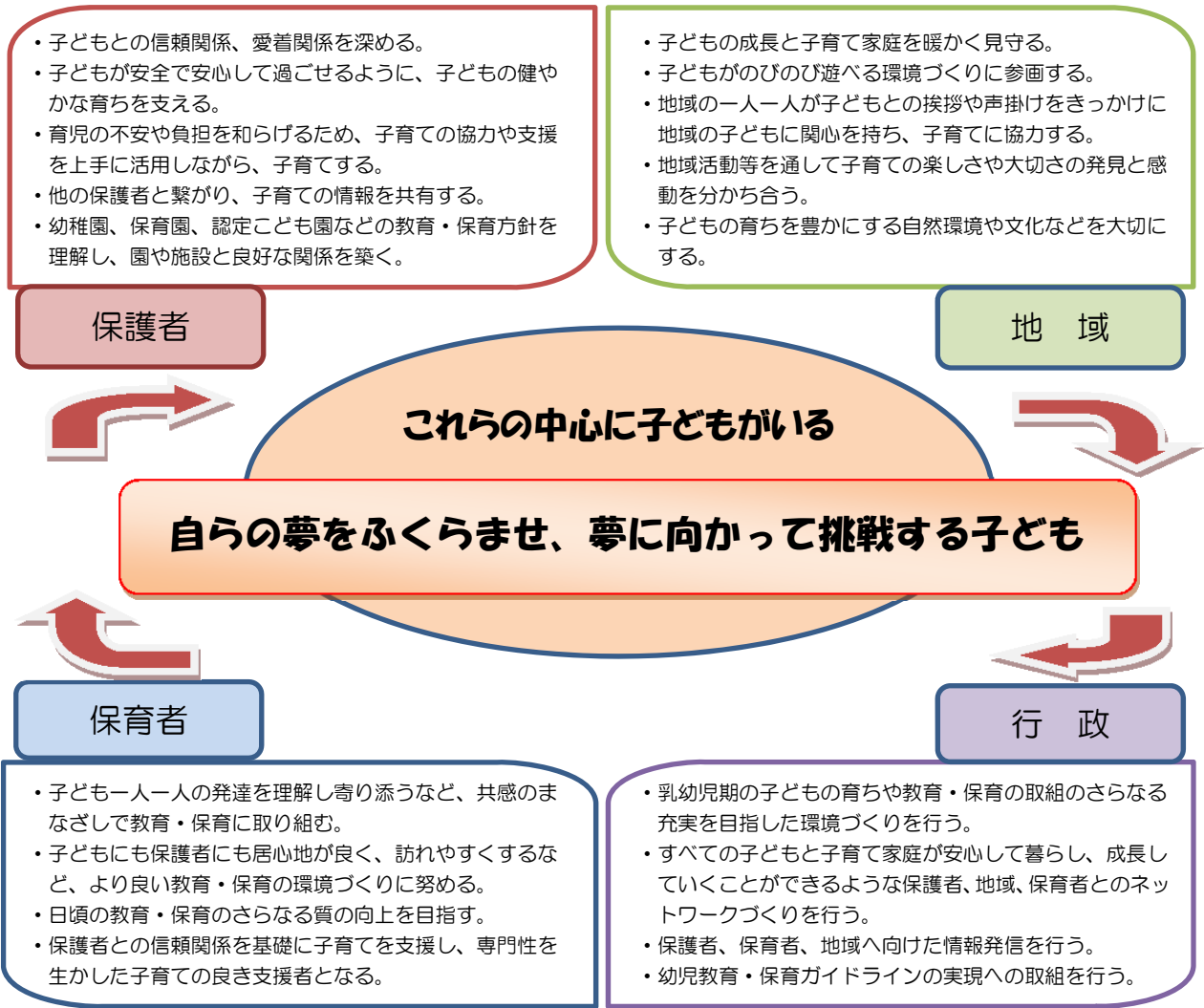
近年、核家族化や共働き世帯の増加等、子どもとその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。こうした状況の中、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行や、平成30年に幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂が行われるなど、全ての子どもが健やかに成長できるよう、質の高い教育・保育、子育て支援が求められています。

このようなことから、本市においては、子どもに関わる保護者・保育者（園）・地域・行政の四者の役割を確認するとともに、それぞれの立場ごとに協力し合いながら、本市の幼児教育・保育のより一層の充実を目指し、平成31年3月に「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」を策定しました。

「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」は、本市の今後の子育て施策を総合的・一体的に進めていくための方向性や目標を定めた「相模原市子ども・子育て支援事業計画」と連携し、整合性を持つものとして定められており、その理念を本計画に反映しています。

「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」における 子どもを取り巻く、四者(保育者、保護者、地域、行政)の役割

※「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」より抜粋



2 成果指標

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	指標の説明等
保育を必要とする児童が、 保育を受けることができる 割合	99.4%	100%	本市の保育環境が整えられてい るかを示す指標

※保育を必要とする全ての児童が保育を受けることができるよう目標を設定しました。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) 子どもに寄り添う人の確保と研修の充実

保護者の就労状況や障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況にかかわらず、全ての子どもに声を傾け、その存在をありのままに受け入れ、認め、子どもと一緒に考えることができるよう、人材の確保と研修の充実に努めます。

No.	事業名	事業概要
28	青少年指導者の育成	リーダーとして活動する青少年や青少年を育成する指導者等を対象とした研修会等を通して、青少年指導者の育成を図る。
29	教職員の研修の充実	教職員の経験や職に応じた「ライフステージに応じた研修」、専門性の向上や自己啓発を支援する「専門研修」、校内における研究・研修や人材育成を支援する「学校への訪問支援研修」、派遣研修等の「特別研修」及び職に応じた専門的な知識や技能の向上を図るための「職能研修」の5本を柱として実施する。
30	情報モラル教育の推進	教師用の指導資料「情報モラルハンドブック」の改訂や視聴覚教材の貸出し、学校のコンピュータへの教材用ソフトの導入、研修の実施等、情報モラル教育の推進に向けた取組を行う。
31	援助職員専門研修会の開催及び講師派遣	子どもが地域で生き生きと生活できることを目的に、認定こども園、幼稚園、保育所、学校の職員をはじめ関係者を対象に、支援に必要な専門的な知識及び技術に関する研修の開催又は職員を講師として派遣する。
32	子どもの人権等にかかる研修事業	子どもの権利保障、児童虐待の防止、社会的養育の充実等のため、市職員、児童福祉施設職員等に対する研修の充実を図り、福祉人材を育成する。(再掲No.2)
33	相談指導教室ボランティアの活用	大学生、大学院生、教師塾生等をボランティアとして相談指導教室に派遣し、個々に合った支援活動を行うことにより、自主性や社会性の伸長を援助する。(再掲No.43・236)
34	こどもセンター、児童館、児童クラブ指導員等研修の充実	こどもセンター、児童館及び児童クラブ指導員等を対象に、子どもと接する上で必要な事項や専門的な知識を習得するための研修を行い、指導員の人材育成を図る。

(2) 相談機関の充実

複雑化・多様化する子どもに関する相談について、本人や家族が気軽に相談できる体制づくりを進めます。

No.	事業名	事業概要
35	子育て支援センターの充実	妊娠・出産・乳幼児健診・子育てに関する相談、保育所入所や各種手当の申請、児童虐待防止に向けた取組、療育相談等、子育て家庭からのあらゆる相談について一元的に対応するとともに、内容に応じて児童相談所等の専門機関と適切に連携しながら相談から支援まで一貫して対応する子育て支援センターの体制の充実を図る。(再掲No.9・228・470)
36	療育相談事業	発達及び障害に関する相談・評価を行うとともに、心理個別支援、児童発達支援事業、機能訓練等を実施し、子どもの見立てと保護者支援を行う。また、保育所等への巡回訪問で、療育的な関わりの助言を行う。(再掲No.229・267)
37	発達障害支援センターの運営	発達障害のある人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援体制の充実を図る。(再掲No.230・270)
38	青少年・教育相談事業	不登校、登校しぶり、性格・行動上の問題、交友関係、いじめ、家族関係、養育不安等の「教育相談」について電話や来所相談を行う。(再掲No.23・231)
39	ヤングテレホン相談の実施	青少年の抱えている悩み、不安等について、青少年本人又はその保護者からの電話相談に応じる。(再掲No.232)
40	思春期相談	思春期の子どもとその保護者を対象に、心身ともに著しく成長する思春期における悩み・不安に関する相談を電話や来所により実施する。(再掲No.233)
41	学校支援体制の充実	青少年教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校への配置を充実し、児童生徒の心理的問題や課題等の相談に応じ、児童生徒・保護者・教員を支援するとともに、必要に応じて家庭訪問等を行うなど、課題解決に向けた「支援チーム」を組織する。(再掲No.234)
42	相談指導教室事業	様々な要因(主に心理的な要因)により登校が困難な児童生徒を対象に、小集団での対人関係づくりや学習活動を行い、個々の状況に応じた学校復帰や社会的自立を目指す。(再掲No.235)
43	相談指導教室ボランティアの活用	大学生、大学院生、教師塾塾生等をボランティアとして相談指導教室に派遣し、個々に合った支援活動を行うことにより、自主性や社会性の伸長を援助する。(再掲No.33・236)
44	児童相談所機能の充実・強化	虐待、障害、非行等児童とその家庭に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする事例への支援を担う児童相談所の機能の充実・強化を図る。(再掲No.10・238・271)
45	子どもの権利救済委員等の設置	子どもの権利侵害に関する相談・救済に対応するため、相模原市子どもの権利条例に基づく子どもの権利救済委員や相談員を置き、子どもの権利相談室を運営する。(再掲No.4)

(3) 就学前の子どもに対する教育・保育の充実

就学前の教育・保育を担う認定こども園・幼稚園・保育所等の振興を図り、人間形成の基礎となる乳幼児期の子どもの発達に即した教育・保育の質の向上に努めるとともに、必要とする全ての子どもが、教育・保育を受けることができるよう、待機児童の解消に向けた取組を進めます。

No.	事業名	事業概要
46	保育専門相談員（すくすく保育アテンダント）の配置	子育て家庭の個別のニーズに合わせて、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設や各種の保育サービスなどを円滑に利用できるよう、すくすく保育アテンダントが相談や情報の提供・支援を行う。（再掲No.381）
47	認定こども園の設置促進	幼保連携型・幼保連携型以外の認定こども園の設置促進を図る。（再掲No.373）
48	地域型保育事業の促進	小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の促進等を図る。（再掲No.374）
49	幼稚園等の預かり保育・一時預かり事業の促進	幼稚園等の教育時間の前後や長期休業期間中等において、保護者の希望により園児の教育・保育を行う預かり保育事業等を促進する。（再掲No.376）
50	園児の健康管理の促進	認定こども園・幼稚園・保育所等の園児の定期健康診断、歯科健康診断、特定感染症の登校・登園許可等証明書及び生活管理指導表発行に対する助成制度を継続して実施する。
51	幼稚園の教育振興に係る助成	幼稚園教育の振興及び教育環境の維持改善のための支援を実施する。
52	相模原市保育者ステップアップ研修の充実	幼児教育・保育の質の向上のため、相模原市保育者ステップアップ研修等の研修の充実を図る。
53	異年齢・世代間交流の推進	小中学校の総合的な学習の時間等で行う認定こども園・幼稚園・保育所との交流等やその他各種交流事業の実施を推進する。（再掲No.78）
54	一時保育の拡充	保護者の疾病やリフレッシュ・出産・冠婚葬祭等に、子どもを一時的に預かる事業（一時保育）の拡充を図る。（再掲No.394）
55	延長保育の拡充	保護者の就労形態の多様化、就労時間の長時間化等に対応するため、延長保育を原則全保育所等で実施するとともに、保育需要を考慮しつつ、延長時間の拡充を図る。（再掲No.365）
56	支援保育の推進	認定こども園・幼稚園・保育所において、園児一人ひとりの発達に合わせた保育を展開するために、受入体制の整備や事業実施施設の拡充を図るとともに、支援保育の助成制度及び保育者等に対する研修を充実させる。（再掲No.302）
57	休日保育の推進	保護者の休日就業に対応した日・祝・年末の休日保育事業を保育需要や地域バランスに配慮して充実する。（再掲No.366）
58	夜間保育の拡充	保護者の勤務時間の多様化に対応した夜間保育事業を保育需要や地域バランスに配慮して拡充する。（再掲No.367）
59	病児・病後児保育の拡充	子どもが病気の際（回復期を含む。）に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病後児保育の拡充と併せて病児保育事業を推進する。（再掲No.368）
60	保育所の新設による受入の拡大	保育ニーズが高い地域を中心に、保育所（分園）を整備する。（再掲No.370）
61	保育所等の定員の弾力化の活用	保育所等の定員を超えて子どもを受け入れる入所定員の弾力化を推進する。（再掲No.371）

第2部 各論

No.	事業名	事業概要
62	認定保育室の活用	保育資源のひとつとして、認定保育室の積極的な活用を図る。(再掲No.372)
63	大規模開発における保育施設設置の働きかけ	大規模開発により、近隣の保育需要の増加が見込まれる場合、保育施設設置を働きかける。
64	医療型児童発達支援センターの運営	就学前の運動の発達に遅れのある子どもを対象に、機能訓練や日常生活の援助を行うことによって、子どもの全体的な発達を促すための支援を行う。(再掲No.272)
65	保育人材等の確保	教育・保育に従事する人材の確保に向けた取組を進める。
66	認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進	幼保小連携研修会等で認定こども園、幼稚園、保育所と小学校の連携を推進するとともに、生活や学びの連続性を大切にした幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図る。(再掲No.90・480)
67	保育所等における医療的ケアや特別な配慮を必要とする子どもの受入の推進	医療的ケアを必要とする子ども等の受入に関するガイドラインを策定するとともに、安定的で継続性のある支援体制を整備し、受入を推進する。また、アレルギー疾患のある子どもなど特別な配慮や保育体制を整え、必要な子どもの受入を促進する。
68	公立保育所・幼稚園等の保育環境の確保と保育サービスの充実	「公立特定教育・保育施設のあり方に関する基本方針」に基づき、公立保育所及び幼稚園等の適正な規模や配置、老朽化対策を行うとともに、保育サービスの充実を図る。(再掲No.369)
69	新規施設への巡回支援の実施	新たに開設された施設等が円滑に事業を実施できるよう巡回支援を実施する。
70	実費徴収に係る補足給付事業	経済的に困窮している世帯や多子世帯に対し、教材費・行事費等又は副食材料費に係る費用の負担軽減策を実施する。
71	幼稚園教諭や保育士等の合同研修への支援	教育と保育の一体的提供、職員の資質向上を図るため、合同研修への支援を実施する。
72	幼稚園等の教育に関する研究の充実	幼稚園団体の幼児教育調査研究の補助事業を実施する。
73	児童福祉施設等指導監査の実施	児童福祉施設等の運営が、法令等に違反することなく適正に実施されているかを監査し、必要な指導助言を行う。(再掲No.306・336)
74	幼稚園の2歳児預かり保育の推進	幼稚園の保育資源を活用した、市内に居住している2歳児の預かり保育を推進する。

(4) きめ細かな学校教育の推進

様々な分野で活躍できる人材を育成するため、一人ひとりの個性や成長・発達段階に応じたきめ細かな教育活動を推進し、「未来を切り拓く力」の育成に努めます。

No.	事業名	事業概要
75	外国人英語指導助手（ALT）派遣事業	英語教育の充実を図るとともに国際理解を深めるため、外国人英語指導助手（ALT）を小中学校に配置する。
76	海外帰国及び児童生徒教育の推進	海外から帰国した児童生徒及び外国人児童生徒への日本語指導と日本の学校生活等への適応を援助するため、日本語指導講師や母語を話せる日本語指導等協力者を派遣する。また、拠点校方式による日本語指導体制の構築などの充実を図る。（再掲No.313）
77	支援教育の推進	「相模原市教育振興計画」に基づき、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育の推進を図る。（再掲No.303）
78	異年齢・世代間交流の推進	小中学校の総合的な学習の時間等で行う認定こども園・幼稚園・保育所との交流等やその他各種交流事業の実施を推進する。（再掲No.53）
79	環境教育の推進	身近な環境問題に関心を持ち、より良い環境づくりに積極的に参加できる人間の育成を目指した教育を推進する。
80	道徳教育の充実	学校全体での道徳の指導体制を工夫改善し、地域の教育課程資源や人材を生かし、地域住民の参加や学生ボランティアの活用等により、豊かな人間性や心の教育の充実を図る。
81	学校図書館における教育活動の推進	学校図書館の充実と積極的な活用を図るため、全小中学校に図書整理員を配置する。
82	さがみ風っ子文化祭の開催	相模原市の特色ある教育活動の一環として、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育成する。児童生徒の日頃の学習活動を発表することにより、表現力及び創造力を育て、より豊かな情操を養うとともに、児童生徒の相互鑑賞及び市民との交流を図る。
83	課題研究推進事業	本市学校教育推進の基本構想に基づき、各学校の実態に即した研究主題を設定し、学習指導要領の趣旨を生かした創意工夫に満ちた実践研究に取り組み、学校教育の向上に資する。
84	通学区域の弾力的運用の実施	児童生徒に特別の事情がある場合には、保護者からの申立てにより、就学を指定された学校以外の学校へ変更できる『指定変更許可制度』を運用し、通学区域の弾力化を図る。
85	学校施設の整備	教育内容の多様化、校舎等の老朽化に対応した改修を進めるなど、学校施設の充実を努める。
86	児童生徒災害共済給付制度等への加入	学校管理下の児童生徒の災害について、児童生徒の保護者に対し、災害共済給付を行うとともに、児童生徒の入院等に対し、見舞金の贈呈を行う。また、修学旅行等の児童生徒の災害については、緊急時の対応費用等を補てんする。
87	キャリア教育の推進	小中連携教育の実践を踏まえ、9年間の学びを見通した教育実践の実現を目指す小中一貫教育に中学校区で取り組みながら、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた基礎的・汎用的能力を育成するキャリア教育の充実を推進する。コミュニティ・スクールを含めた学校と地域教育力の連携も併せて、相模原で育つ子どもたちの未来を切り拓く力の育成に総合的に取り組む。
88	学力保障推進事業	次世代の担い手である子どもたちが自分の人生を切り開くことができるよう、本市で課題が見られる基礎的・基本的な学力の定着に向けた取組の推進を図る。（再掲No.346）

No.	事業名	事業概要
89	基本的な生活習慣の確立に向けた取組	基本的な生活習慣の確立を目指し、家庭学習習慣を定着させるため、出前授業の開催や学習習慣の指導、保護者へのチラシ等での周知など重要性を認識してもらう取組を行う。 特に、スマートフォンやゲーム、インターネットの長時間使用の改善に向けた取組を充実する。(再掲No.348)
90	認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進	幼保小連携研修会等で認定こども園、幼稚園、保育所と小学校の連携を推進するとともに、生活や学びの連続性を大切にした幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図る。(再掲No.66・480)

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもの非行等の問題行動を早期に発見し、適切に対応するため、学校、警察、青少年健全育成組織等の関係機関と連携しながら、街頭パトロールや相談等の活動を進めます。また、性や暴力等に関する図書や情報等の有害な環境は、子どもに対し悪影響を与えることから、地域住民や関係機関と連携・協力して、地域の環境浄化活動を進めます。

No.	事業名	事業概要
91	青少年問題協議会の運営	青少年のいじめ問題、薬物乱用防止、ネット依存対策等の各種事業を推進し、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図る。
92	青少年健全育成協議会活動の推進	地域の青少年関係団体が青少年健全育成活動を地域ぐるみで効果的に行うために相互に連絡調整し、青少年健全育成に関する調査研究をし、広報紙の発行、講演会の開催、パトロール等の啓発活動や諸事業を展開するための支援を行う。
93	青少年街頭指導事業	青少年の非行防止と問題行動の早期発見のため、専門の相談員が地域の青少年相談員と協力して、繁華街、公園等を巡回して指導・相談に当たる。
94	学校警察連絡協議会	小中学校における児童生徒の指導上の問題の情報交換及び機関の連携を図るため、市内4つの警察署ごとに「学校警察連絡協議会」を組織する。
95	ネットパトロールの実施	小・中学生がアクセスしやすい「学校裏サイト」「プロフ・コミュニティサイト」「SNS」を日々探索・監視し、個人情報の流出や誹謗中傷、問題画像等の事例を発見した場合に、速やかに学校へ情報提供を行う。
96	インターネットのフィルタリング機能の利用促進	青少年の適正なインターネット利用を促進するために、家庭でのルール作り、フィルタリング機能の活用を促進するなど、社会全体で子どもたちを有害情報から守るための啓発を行う。
97	社会環境実態調査の実施	青少年を取り巻く社会環境の健全化を推進するため、青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業、情報媒体の販売状況等の実態を調査する。
98	社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、市が運動推進委員会を設置し、様々な事業を実施する。

基本目標3 子どもの夢をふくらませる場づくりの推進

1 動向と課題

地域における子どもの数や屋外で自由に遊ぶことができる場所の減少により、年齢の異なる子どもが集団の中で遊び、触れ合うことを通して、他人を思いやる心や豊かな人間性を育むことが難しくなっています。このため、子どもが自由に遊べ、安全に過ごすことができる遊び場や居場所等の場づくりを推進することが求められています。

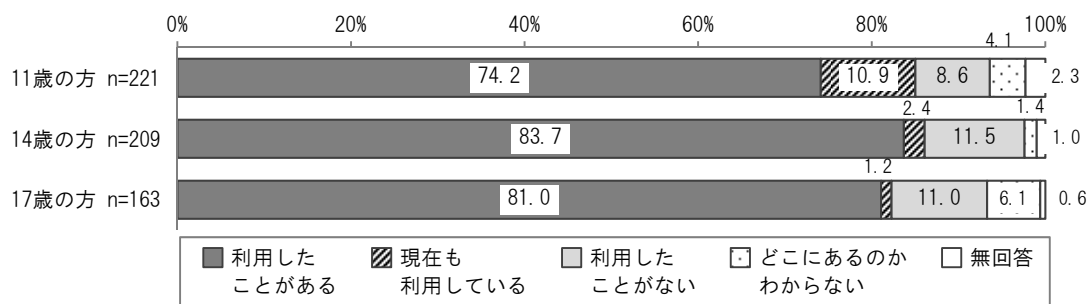
国では平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、いわゆる「小1の壁」を打破するため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消と、その後の女性の就業率の上昇を踏まえた受け皿の確保を目指しています。

本市においても、共働き家庭の増加等を背景に、放課後等における子どもの安全な居場所の確保が急務となっており、平成23年10月に「さがみはら児童厚生施設計画」を策定し、児童クラブや放課後子ども教室、こどもセンター、児童館におけるサービスの質の確保・向上に努めてきました。今後も引き続き、これまでの施策を継続していく必要があります。

また、子どもの「生きる力」や「道徳感・正義感」を育むためには、自然や社会の現実に触れる機会が必要ですが、普段の生活の中で、子どもがこうした機会を得ることが少なくなっているため、自然体験やスポーツ、文化・芸術活動等、多様な活動の機会を提供することが必要です。

さらに、アンケート調査では「自分の能力が発揮できる、やりがいのある仕事につきたい」という回答が最も多く、将来への夢を持つことができるよう、また、子どもの職業意識を醸成するための取組を進めることも必要です。

図表 こどもセンターや児童館の利用経験



資料：平成30年度相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

2 成果指標

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	指標の説明等
体験活動をして良かったと感じる児童生徒の割合	86.7%	92.7%	体験学習の効果を見る指標

※これまでの傾向を参考に、年1ポイント増加することを目標に設定しました。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) 子どもの遊び場、居場所の確保と充実

公園、子どもの広場、ふれあい広場等、子どもの遊び場の充実を図ります。また、児童クラブの待機児童解消に向けた取組や年齢に応じた放課後の居場所づくりに努めます。

No.	事業名	事業概要
99	こどもセンター、児童館事業	こどもセンターや児童館を、地域における子どもや子育て家庭の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図る。
100	こどもセンター、児童館、公立児童クラブ運営体制の充実	こどもセンター、児童館及び児童クラブの運営に当たっては、運営委員会に利用者が参加するなどにより、利用者の意見を反映した運営を進める。(再掲No.479)
101	中高生の居場所づくりの推進	こどもセンターに設置した創作活動室等を活用し、中高生の居場所の確保を図る。
102	公立児童クラブ運営体制等の充実	児童クラブの役割を踏まえた育成支援の内容等について、利用者や学校、地域、関係機関と連携して情報交換や情報共有を図るとともに、特別な配慮を必要とする児童を含む全ての児童が安心して過ごすことができるよう、専門的知識や指導技術等を習得するための研修の充実を図る。また、公立児童クラブの安定的な運営と質の向上に向けて、適正な育成料や減免制度、開設時間等について検討を行う。(再掲No.377)
103	公立児童クラブの再整備及び改修	待機児童の多い公立児童クラブについて再整備や改修を行う。(再掲No.378)
104	民間児童クラブの支援	民間児童クラブの運営事業者に対し、運営費等の一部を補助するとともに、新規参入の促進と連携に向けて支援を行う。(再掲No.379)
105	老朽化した児童館の建て替え等	老朽化した児童館について、建て替えや複合化・集約化等を検討し、整備を行う。
106	日中一時支援事業	障害児に日中活動の場を提供し、健全な育成を図るとともに、保護者の養育負担の軽減を図る。(再掲No.284)

No.	事業名	事業概要
107	放課後子ども総合プラン推進事業	放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、「さがみっ子クラブ（放課後子ども教室事業）」と「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）」を連携した総合的な放課後対策「放課後子ども総合プラン」を実施する。 小学校内等での一体型の児童クラブ及び放課後子ども教室については、地域性を考慮しながら、計画期間内に7か所程度の実施を検討する。こどもセンター及び児童館については、引き続き、全ての施設で放課後子ども教室を実施し、事業の更なる充実を図る。また、放課後子ども教室の整備や事業の実施にあたっては、教育委員会と市長部局が定期的な情報交換等を行いながら、学校施設の有効活用や具体的な連携方策について継続的に協議を行う。
108	青少年学習センター事業	青少年に交流と活動の場、多様な体験学習の場を提供するとともに、青少年の自己実現や自主活動、社会参加活動を支援する。
109	青少年関係団体の育成・支援	子ども会育成連絡協議会や少年鼓笛バンド連盟等、市内で活動する団体等の活動の活性化を促進する。
110	学習のひろば	夏休みや冬休み期間等に、小・中・高校生、大学生、勤労青年を対象に、青少年学習センター内の青少年団体室等の開放を行い、「学習のひろば」として、青少年へ居場所を提供する。
111	子どもの広場の設置等の助成	自治会や青少年を育成する団体が土地所有者から土地を借りて、幼児や小・中学生を中心として多目的に利用できる広場である「子どもの広場」の設置等の助成を行う。
112	児童遊園の維持管理の充実	子どもの健全な遊びを通して、その健康を増進し、健やかに成長することを目的として設置する児童遊園の維持管理を行う。
113	ふれあい広場の整備推進	地域住民の軽スポーツ、レクリエーション、文化活動等のコミュニティ活動を促進するため、原則、1公民館区に2か所の設置を限度として、「ふれあい広場」（多目的広場）を整備する。
114	都市公園の整備推進	子どもの遊び場や地域のコミュニティの場として、かつ、災害時の避難場所としての機能も持つ都市公園の整備を進める。（再掲No. 441）
115	冒険遊び場事業	子ども自身が自由に遊びを創造できる「冒険遊び場」について、主体的に冒険遊び場を開催する市民団体を支援し、市内各地に展開できるよう指導者（プレイリーダー）育成事業を推進する。
116	子どもの居場所創設サポート事業	子ども食堂、無料学習支援など地域住民等による団体が実施している子どもの居場所づくりの取組に対して、実施団体が活動しやすい環境づくりを進め、子どもの居場所の充実を図る。（再掲No. 343）

(2) 子ども・若者の参画・多様な活動の機会の充実

子ども・若者の声がまちづくりに反映されるよう、子ども・若者が主体的に参画し、積極的に意見を表明できる場づくりを進めます。また、子どもの「生きる力」及び「道徳感・正義感」を育むため、自然体験をはじめスポーツ、芸術・文化活動、国際交流等、子どもの様々な関心や子どもの成長・発達段階に応じた多様な遊びや学習の機会の充実を図ります。また青少年指導者、ジュニアリーダー、シニアリーダー等の育成・確保に努めるとともに、青少年の交流と活動の拠点である青少年学習センター事業の充実等により、青少年活動の推進を図ります。

No.	事業名	事業概要
117	インターネットサイトによる情報の提供	学習リンク集「さがみはらスタディメイト」で児童生徒の多様な学習をサポートする。また、「相模原市からのお知らせ」で、小・中学生を対象とした体験的な行事及び催し物情報を提供する。
118	子ども向け映画会の開催	幼児から小学生を対象とした各種映画会を市立図書館ほか市内各地で開催する。
119	銀河連邦子ども留学交流事業	宇宙航空研究開発機構の研究施設が縁で交流を始めた4市2町で構成する銀河連邦の各共和国を代表する小学生が集まり、各共和国の地域性や文化を生かした事業を通して、子ども同士の交流を深める。
120	学校体育施設の開放	地域体育の普及・振興を図るため、団体登録制で、小中学校の体育館・グラウンドを開放する。
121	学校プールの開放	児童及び生徒の水に親しむ機会を提供するため、夏休み期間中の一定期間、市立小中学校の水泳プールを開放する。
122	総合型地域スポーツクラブの育成事業	スポーツを生活に欠かせない文化として市民生活の中に根付かせ、子どもから高齢者まで、それぞれに適したスポーツ・レクリエーション活動に親しむ環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブの育成を推進する。
123	スポーツ少年団活動の充実	スポーツを楽しむ小・中学生とその指導者を対象に、各種スポーツ大会や他の種目団との交流事業等を行う。
124	相模原スポーツフェスティバル事業	子どもから高齢者まで市民の誰もが、気軽にスポーツを親しむきっかけづくりと、スポーツ実施率の向上を図る啓発事業として実施する。
125	子ども会交歓スポーツレクリエーションフェスティバルの実施	スポーツ及びレクリエーションを通して心身ともに健全な青少年の育成を図るとともに、子ども会相互の親睦と活動の発展を図る。
126	企業・大学等スポーツネットワーク事業	地域の企業・大学と連携したスポーツセミナーの開催等により、地域のスポーツ資源を活用し、魅力的で質の高いスポーツ環境づくりを進める。(再掲No.488)
127	若あゆスターフェスティバルの開催	小・中学生とその保護者を対象に、若あゆ銀河ドームにある大天体望遠鏡での星空観察等を通して、星や宇宙、自然現象への興味や関心を高める。
128	若あゆ食農体験デーの開催	小・中学生とその保護者を対象に、参加者が自ら収穫、調理し、食べることにより、農業、食及びいのちに対する理解や関心を深める。
129	若あゆかかしフェスティバルの開催	市内の小学校、中学校、青少年団体等や「若あゆ食農体験デー」の参加者を対象に、かかし作りを通して、農業活動への興味や関心を高める。

No.	事業名	事業概要
130	やませみ自然体験スクールの開催	小・中学生とその保護者を対象に、自然への直接体験を通じて、自分たちが暮らす身近な環境についての理解を深める。
131	子ども鉱物教室の開催	鉱物の形結晶を実験、観察を通して調べ、大地の形成を学ぶ。
132	親子天文教室の開催	天体望遠鏡の製作等を通じて宇宙への興味や関心を高める。
133	原始体験教室の開催	まがたま作り等を通して古代の人々の生活を理解する。また、原始・古代の人々の生活や技術を体験的に学ぶワークショップを主催又は博物館ボランティアとの市民協働で開催していく。
134	小学生講座「プチロボで競争しよう」の実施	プチロボットの製作を通して、科学技術やものづくりの楽しさを学ぶとともに、児童の科学技術への興味関心を高め、科学的な見方や考え方、創造的な力の育成を図る。
135	子ども消費者教室	消費生活の基本的な知識を工作やゲームを通じて学ぶことで、正しい消費者行動を身に付ける一助となる子ども消費者教室を開催する。
136	子ども読書の日や読書週間等の機会を捉えた事業	子ども読書活動推進計画に基づき、本を通して子どもの創造力や研究心、豊かな感性を育てるための事業を実施する。
137	子ども読書スタンプラリー	子どもたちの読書へのきっかけづくり及び読書意欲の喚起を促すとともに、図書館員との交流や図書館利用の拡大を図ることを目的に、楽しみながら読書ができるようにクイズ形式のスタンプラリーを実施する。
138	おはなし会の開催	乳幼児から小学生とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせ、手遊び、紙芝居、素話等を行う。
139	発達段階別おすすめの本リストの発行	乳幼児から小学生及び中高生向けに、おすすめの本を紹介したブックリストを発行・配布する。
140	地域・子どもふれあい事業	地域社会が実施する親子の交流、異年齢の子どもたちの交流、生活体験活動、自然体験活動、ボランティア活動等の青少年健全育成活動の支援を行い、地域教育力の活性化を図る。
141	親子ふれあいの広場の実施	親と子が、レクリエーションを通して日常では味わえない体験を共有することによって、その愛情を深めるとともに、青少年の健全育成に対する理解と自覚を高める。
142	中高生ボランティア体験講座の実施	中高生がボランティア活動に対する認識を深め、その意欲を高めるとともに自分自身に対する理解や社会的な事柄に関心を高める機会とする。
143	公民館における青少年事業	青少年の健全な育成を図るため、子ども自身の企画・運営による子どもまつりや様々な体験教室、親子参加による事業等を実施する。
144	あそびの学校	開放的で自由な遊び場を小学生に提供し、遊びを通して自ら楽しみを作り出しながら、仲間づくりや子ども同士のつながりを深める機会とするとともに、中学生等で構成されたスタッフが、プログラムのたて方や子どもとの接し方等を学ぶ機会とする。
145	子ども・若者の参画の機会の確保	子ども・若者が参加し、又は意見を表明する機会の確保をする。
146	ホームタウンチーム連携・支援事業	スポーツの振興やシティセールスの推進及び市民の一体感の醸成を図るため、ホームタウンチームとの連携・支援事業の充実を図る取組を行う。

(3) 子どもの職業観の育成

子どもの職業観を育成するため、子どもに社会との関わりを実感することができる職場体験等を提供し、就労や自立に関する意識啓発を進めます。

No.	事業名	事業概要
147	職業体験の受入れ	小学校高学年から高校生を対象に、職業体験として、図書館のカウンター業務や書架整理、本の装備及び汚破損の修理作業を体験する。
148	農業体験学習の推進	小学校5・6年生が、もち米の田植えから刈り取りまでの農作業を体験し、その後収穫したもち米を使い、餅つき及び料理体験を行い、農業の大切さと働くことの喜びを認識するとともに、農業に対する理解を深める。
149	さがみはら子ども・青年アントレプレナー体験事業	「会社設立から決算まで」の経済の擬似体験のプロセスを通じて、子どもたちが「失敗を恐れずに挑戦する心」、「自分の考えで行動できる力」、「お金の大切さ」等を学ぶため、体験事業を行う。事業の構想から運営をインターンシップの大学生が行う。(再掲No.484)
150	職場体験支援事業	小学生及び中学生が地域における長期職場体験を実施し、勤労の喜びや厳しさを体験しながら、自己を見つめ直したり、大人の知恵やたくましさを学んだりすることで、勤労観・職業観の育成を図る。(再掲No.485)

基本目標4 子どもと親の健康づくりの推進

1 動向と課題

全ての子どもと親が、心身ともに健やかに成長し、豊かな人生を送ることはとても大切なことです。妊娠・出産は、生涯を通じた健康づくりの出発点であり、安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに子どもを育てることができるよう、家庭や地域の環境づくりが求められます。

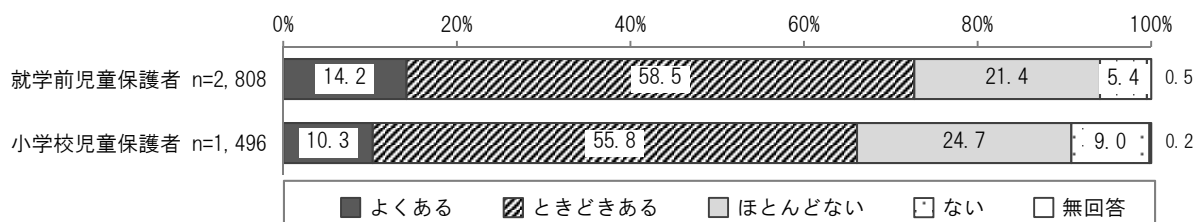
さらに、子どもの心の発達については、一番身近な養育者の心の状態と深く関係していることから、養育者が育児で孤立することなく楽しんで子育てをすることが大切です。

本市のアンケート調査では、1割以上が子育てでどうしてもいいか分からなくなることが「よくある」と回答しています。

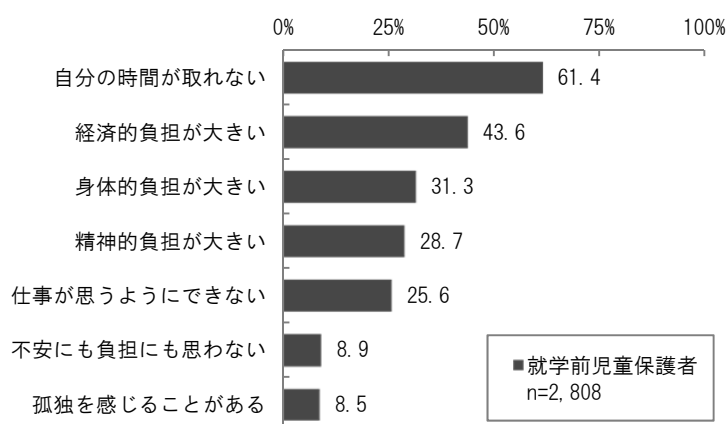
核家族化や地域のつながりの希薄化などで子育てについて不安や悩みを抱えていても、相談できず孤立感を覚えることのないよう、仲間づくりの場や情報交換ができる場を提供できるよう努める必要があります。

また、子どもの健やかな成長のためには乳幼児期からの生活習慣が基盤となるため、子どもの発育・発達に応じて効果的な食育を推進していくことも必要です。

図表 子育てでどうしてもいいか分からなくなること



図表 子育てをして不安や負担に思うこと（複数回答・上位7項目）



資料：平成30年度相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

2 成果指標

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	指標の説明等
乳幼児の健康状況の把握率	99.9%	100%	乳幼児の健康、発達、発育等の支援ができているかを見る指標

※全ての乳幼児に対して健康、発達、発育等の支援をすることを目標に設定しました。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) 妊娠前に対する支援

不妊で悩む人が正しく適切な情報に基づきその対応について自己決定できるよう、情報交換の場や気軽に相談できる体制を整えます。また、特定不妊治療に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を推進していきます。

No.	事業名	事業概要
151	特定不妊治療費助成事業	子どもを持つことを望む夫婦の不妊治療（体外受精・顕微授精）の経済的な負担を軽減することを目的に、その治療に要する費用の一部を助成する。（再掲No.457）
152	妊娠・生殖、不妊治療等に関する普及啓発	妊娠・生殖に関連した教育を実施し、不妊の予防、自己実現に向けた生活習慣、子どもを生み育てる意味について考える機会とする。
153	不妊・不育専門相談	不妊・不育に悩む人が、電話又は面接で相談することにより、適切な情報を得ることや、悩みの軽減ができるように不妊カウンセラーによる相談を実施する。



(2) 妊娠・出産の安全性や快適さの確保

妊婦やその家族が協力して妊娠から出産まで安全・快適に過ごすことができるよう、妊産婦等への支援の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要
154	産婦人科急病診療事業	休日等における産婦人科急病診療を相模原市医師会等に委託し、実施する。
155	助産施設入所の実施	経済的な理由等により、病院等での出産が困難な妊産婦に対して、助産施設において安全な出産のための支援を行う。
156	母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児等の母子の健康状態を記録しておく母子健康手帳を妊娠届出時に交付する。(再掲No.212)
157	母性健康管理指導事項連絡カードの普及・啓発	母子健康手帳交付時や広報さがみはら、ホームページ等において、「母性健康管理指導事項連絡カード」の情報提供や周知を行う。
158	妊婦健康診査事業	妊娠中の疾病の早期発見や健康管理のため、定期的な妊婦健康診査を勧奨するとともに、16回分の費用を助成し、妊婦の経済的負担を軽減する。(再掲No.213)
159	妊婦歯科教室 (妊婦歯科健康診査) の実施	妊婦を対象に、講義形式で歯科保健に関わる健康教育を実施し、歯科健康診査、口腔衛生指導及び受診勧奨を行う。
160	妊産婦訪問指導事業	妊娠届出・妊婦健康診査や出生連絡票で把握した支援を要する妊産婦に対し、保健師や母子訪問相談員が訪問指導等を実施する。
161	ハローマザークラス (母親・父親教室)	主に初妊婦とその家族を対象に、妊娠、出産、育児に関する日常で必要な知識及び技術についての講義や仲間づくりを通しての子育て支援を行うとともに、勤労妊婦や父親の参加を促進できるよう、各区で、休日を含め実施する。
162	母子保健型利用者支援事業	各区子育て支援センターに専任相談員を配置し、母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う。(再掲No.199・219)
163	産前・産後支援事業の充実	安心して出産・子育てができる環境整備を進めるため、妊産婦が抱える悩み等に対応するとともに、退院後間もない母子に対して心身のケアや育児のサポートを行うなど、産前・産後の支援体制の充実を図る。(再掲No.200・220)
164	電子母子健康手帳を用いた情報発信や災害時におけるデータ管理の推進	紙媒体の母子健康手帳と併用して、電子母子健康手帳アプリケーションを用いた子どもの健診結果や予防接種歴等の記録を補助的にクラウドで保存し、アプリケーション機能を利用した情報発信を実施する。(再掲No.218・435・475)
165	さがみはら子育てきずなメール事業	妊娠中の人や乳幼児の保護者が安心して出産や子育てができるよう、おなかの赤ちゃんや子育てに関するタイムリーな情報を携帯電話等にメールで配信する。(再掲No.476)

(3) 子どもの心と身体の健やかな成長の促進

安心して楽しく育児ができるよう訪問指導を充実するとともに、育児相談・育児教室等を通して育児に関する情報提供の充実を図ります。また、健康診査等を実施し、全ての子どもが安心して生活できるよう、個々に合ったきめ細かな育児支援を進めます。さらに、歯の健康を守るために、歯磨きの習慣を身に付け、積極的に虫歯の予防ができるように、普及・啓発や歯科保健に関する情報提供の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要
166	こんにちは赤ちゃん事業	母子訪問相談員（保健師・助産師等）により生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、発育、栄養、育児、生活環境の相談や支援を行う。（再掲No.201・214）
167	未熟児訪問指導事業	出生連絡票や医療機関からの連絡等により把握した未熟児に対し、発育、発達及び子育てについての相談や支援を継続実施する。
168	母子訪問指導事業	乳幼児健康診査や育児相談等で何らかの心配がある母子に対して家庭訪問し、子どもの発育及び発達を確認し、育児の状況を見ながら相談や支援を実施する。
169	乳幼児健康診査事業	乳幼児に対して、疾病の早期発見や健康管理・育児不安の解消のため、各種乳幼児健康診査を集団又は個別で実施し、必要に応じて保健指導を実施する。（再掲No.215）
170	乳幼児健康診査未受診児対策	乳幼児健診のそれぞれの未受診者に「質問紙」を送付し、発育や育児状況についての把握に努めるとともに、保健師の訪問等により保健指導を実施する。
171	慢性疾患児等訪問指導事業	長期に療養を必要とする慢性疾患児の日常生活の相談や支援を継続実施する。
172	乳幼児健康診査事後指導教室	1歳6か月児健診及び3歳6か月児健診等で把握した発達等に心配のある幼児とその保護者に対して、小集団による継続的な育児支援を実施する。（再掲No.300）
173	乳幼児精密健康診査事業	乳幼児健診の結果、疾病や障害の疑いのある乳幼児に対して、専門医療機関において、精密健康診査を行い、疾病や障害の早期発見・早期治療を目指す。
174	就学時健診	翌年度に入学を予定している子どもの健康状態を把握するため、健康診断を実施し、保健上必要な勧告、指導を行い、適正な就学に資する。（再掲No.217）
175	児童生徒の健康診断	学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童生徒の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に努める。（再掲No.221）
176	小児急病診療事業	休日、夜間等における小児急病診療を相模原市医師会等に委託し、実施する。
177	かかりつけ医の普及	個人の健康管理及び成長の記録を一貫して管理してくれるかかりつけ医を持つことの有益性を周知し、その普及と定着を図る。
178	予防接種事業	感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づき、定期予防接種を実施する。（再掲No.216）
179	子どもの事故予防対策	事故等から乳幼児を守り、子どもたちが安全に生活できるよう、事故予防啓発のパネルや物品を設置するとともに、健康づくりのイベントや講演会等で普及啓発を実施する。
180	かんがる～歯科健診（う蝕 ^{しよく} ハイリスク児及び心身障害児歯科健康診査）	幼児歯科健康診査等でう蝕 ^{しよく} ハイリスク児と判断された児とその保護者又は心身に障害を持つ児とその保護者に対し、歯科健康診査と歯科保健指導を行う。



No.	事業名	事業概要
181	親子で歯っぴいちゃんじ大作战（むし歯予防教室）の開催	10か月～1歳2か月児の乳幼児と家族を対象に、食事等の生活習慣を見直し、早期う蝕 ^{しよく} 予防を行う。
182	新生児聴覚検査事業	新生児等の聴覚障害を早期に発見し、適切な治療や支援を行うために、スクリーニング検査に必要な費用を助成する。
183	小児医療費援護事業（養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病）	入院することが必要な未熟児、障害のある子ども及び特定の疾病に罹患している子どもに、必要な医療を給付する。（再掲No.458）

（４）育児不安の軽減

育児で孤立することなく楽しんで子育てができるよう、保護者同士で気軽に集い、育児の悩みや不安を共有・共感できる情報交換の場の提供や育児不安が強い保護者には訪問等を行い、育児に対する不安や負担感の軽減に努めます。

No.	事業名	事業概要
184	子育て広場の拡充	主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図る「親と子の育ちの場」の設置を進めるとともに、内容の充実を図る。（再掲No.387・404）
185	地域子育て支援拠点事業	いつでも自由に親子で訪れ、子育ての相談や情報交換ができる場を提供し、育児不安の軽減を図る。（再掲No.388）
186	保育所等における子育て広場事業の実施	子育て中の親子が気軽に集える場を提供し、また、保育所等の専門機能を活用し、子どもの年齢や個性に応じた育児相談等を実施することにより、保護者の育児不安を解消するなどの支援を行う。（再掲No.389）
187	ふれあい親子サロン	こどもセンター等を活用し、保健師、保育士、主任児童委員、子育てサポーター等による「親子で集える場」を設け、保護者の育児不安を軽減するとともに、地域の育児力を高める。（再掲No.390）
188	子育てサロンの設置促進	子育て中の親子が気軽に集える場として、ボランティアや民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等が取り組んでいる子育てサロンの設置を促進する。（再掲No.391）
189	育児相談事業（電話・来所）	保健師等が子どもとその保護者、妊産婦等へ健康・発達・育児などについての相談を行う。
190	乳幼児健康診査における心理相談	子どもの健全な育成を図るため、発達等に心配のある児や育児不安やストレスを抱える保護者を対象に、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診時に心理相談員等を配置し、相談を実施する。
191	おやこひだまり相談室（個別心理相談）	子どもの健全な育成を図るため、継続的できめ細かな指導が必要な児と保護者に対し、心理相談員、保育士、保健師のスタッフによる相談を行い、子どもの発達促進及び育児支援を行う。
192	ぴよぴよサロン（低出生体重児・乳児等サロン）	児の運動発達や低出生体重等の育児不安のある保護者が、他児や保護者同士の交流により、より良い親子関係を育み、育児不安の軽減や情報交換を行うことを目的とした場の提供を行う。
193	ビーンズクラブ（多胎児支援教室）	ふたごやみつごの子を持つ家族や妊婦を対象に、育児方法の情報交換や先輩家族との交流の場として教室を開催し、育児に取り組むことができるよう支援する。

第2部 各論

No.	事業名	事業概要
194	『ママの休み時間』 (育児支援教室)	育児不安や育児ストレスから子どもとの関係に悩む母親に、同じような悩みを抱える「仲間に出会う場所」を提供し、自らの悩みを見つめ直すことにより、不安やストレスを軽減し、児童虐待の予防を図る。
195	育児支援家庭訪問事業	子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、保健師、保育士等の訪問による支援や子育て経験者等による育児・家事援助を実施する。
196	赤ちゃんを迎える家族のための「ようこそ赤ちゃんブックリスト」	心穏やかに赤ちゃんを迎えることができるよう、図書館が選んだ妊娠・出産・子育てに役立つ本を紹介する。
197	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介して豊かな親子関係を築くことができるよう支援するため、4か月児健康診査に合わせて、絵本の読み聞かせ体験及び絵本の配布を行う。(再掲No.400)
198	セカンドブック事業	親子の信頼関係を深め、健やかな心の成長を育むとともに、更なる読書習慣へつなげることを目的に、2歳6か月児歯科健康診査通知に絵本の引換券を同封し、それを図書館等に持参した親子1組につき、絵本を1冊配布する。同時に図書館貸出登録とおはなし会等の読書活動を推進する事業を案内する。
199	母子保健型利用者支援事業	各区子育て支援センターに専任相談員を配置し、母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う。(再掲No.162・219)
200	産前・産後支援事業の充実	安心して出産・子育てができる環境整備を進めるため、妊産婦が抱える悩み等に対応するとともに、退院後間もない母子に対して心身のケアや育児のサポートを行うなど、産前・産後の支援体制の充実を図る。(再掲No.163・220)
201	こんにちは赤ちゃん事業	母子訪問相談員(保健師・助産師等)により生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、発育、栄養、育児、生活環境の相談や支援を行う。(再掲No.166・214)
202	子育て支援に関する講座等の実施	図書館において子育て支援に関する様々な講座を開催し、保護者の育児をサポートするとともに関連資料の紹介を行う。
203	地域子育て支援拠点事業における講座の充実	地域子育て支援拠点において実施している講座の充実を図る。(再掲No.411)



(5) 乳幼児期からの発育・発達に応じた食育の推進

子どもの発育・発達に応じた効果的な食育の推進のために、相模原市食育推進計画（平成31年3月策定）に基づき、子どもの食に関わる様々な機関が連携し、ネットワークづくりを進めます。

また、乳幼児期から適切な生活習慣を身に付けることができるよう、情報提供を充実するとともに、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携を進めます。

No.	事業名	事業概要
204	離乳食教室	はじめての子どもを持つ保護者及びその家族が、主に乳児期の食生活に関して必要な知識及び技術を習得する。
205	母子栄養相談（母と子の栄養相談）	管理栄養士又は栄養士が子どもとその保護者、妊産婦等へ栄養に関する助言及び指導を行う。
206	親子食育講座の開催	食生活改善推進団体わかな会に事業を委託し、親子を対象に調理実習及び食に関する講話を実施する。
207	認定こども園・幼稚園・保育所等における食育の推進	認定こども園・幼稚園・保育所等における正しい食習慣の習得や栄養バランスの確保等、食育の推進を図る。
208	健康な生活に関する指導の充実	各校の食に関する指導が推進されるよう、食育担当者会の開催や市内栄養教諭が食育推進について検討する食育推進プロジェクト会議、栄養教諭を中核としたネットワークグループ協議会を開催し、各校の食育推進の支援を図る。
209	幼児の良い生活習慣普及啓発事業	おおむね1歳から就学前の幼児とその保護者を対象に、子どもの肥満や生活習慣病予防を目的に、子どもの食生活に関する講座や体験を実施する。
210	離乳食・子どもの食事のレシピ発信事業	育児中の保護者等が情報を入手しやすい環境を整備し、育児支援の向上及び食育を推進することを目的とし、ソーシャルメディアを活用して離乳食や子どもの食事に関するレシピを発信する。
211	児童生徒向けの朝食支援の検討	本市の児童生徒の朝食を毎日食べていない割合が全国平均、県内平均に比べ高くなっていることから、基礎的な生活習慣を確立するため、児童生徒の朝食支援について仕組みづくりを検討する。（再掲No.349）

基本目標5 子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援

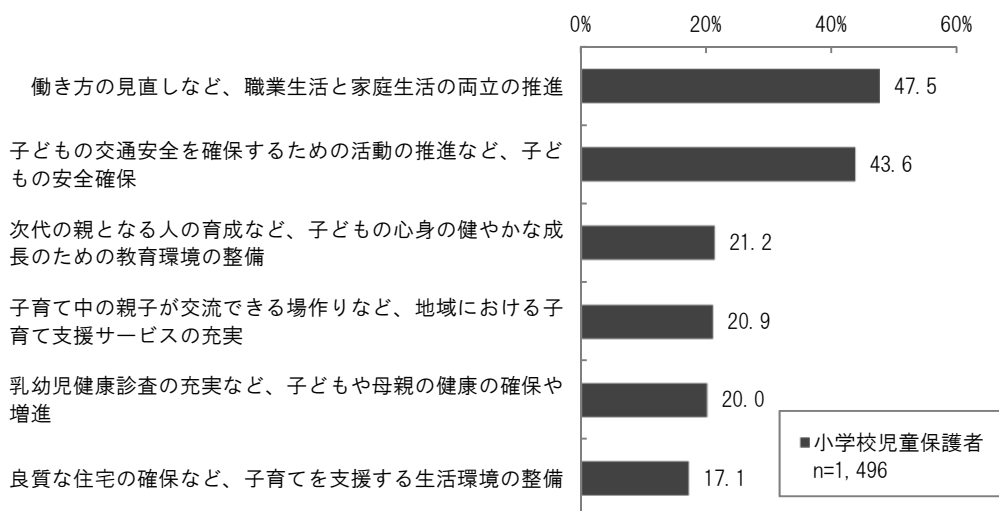
1 動向と課題

ライフスタイルや経済社会の変化をはじめ、少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化など、子どもの育ちや子育てをめぐる状況の急速な変化により、不安や悩みを抱えながら子育てを行っている人たちは少なくありません。このため、全ての家庭と子どもを対象として、ニーズに応じた多様で総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり、充実させていくことが必要です。また、それらの子育て支援に一貫性を持たせ、成長段階に応じて切れ目なく包括的に支援していくことが重要です。

平成28年の母子保健法（昭和40年法律第141号）の改正により、市町村は妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を設置するように努めなければならないことが規定されました。本市においては、平成29年度より「子育て世代包括支援センター」に当たる、「子育て支援センター」を各区に設置し、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦・乳幼児等の生活の質の改善・向上や、胎児・乳幼児にとって良好な生育環境の実現・維持を図っています。

さらには、子どもが学齢期、少年少女期から思春期、青年期と成長していくとともに、親自身も年齢を重ね、子育ての課題とともに高齢者となる親の支援や介護の課題等に直面するようになります。そのため、ライフステージに応じた支援が届くよう、関係部局・機関の情報共有や緊密な連携を充実するとともに、生まれる前から社会の担い手となるまでの成長段階に応じた切れ目のない施策を推進していきます。

図表 市が行う子育て支援策として希望する取組（複数回答・上位6項目）



資料：平成30年度相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

2 成果指標

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	指標の説明等
子どもを育てていることに満足している市民の割合	81.7%	87.7%	子どもを育てていく上で、楽しく子育てができていくかを見る指標

※これまでの傾向を参考に、年1ポイント増加することを目標に設定しました。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) 妊産婦・乳幼児期に関する切れ目のない保健対策の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確保され、安心して子育てをしていくために、妊産婦・乳幼児の視点に立ち、切れ目のない包括的で一貫した支援を行います。

No.	事業名	事業概要
212	母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児等の母子の健康状態を記録しておく母子健康手帳を妊娠届出時に交付する。(再掲No.156)
213	妊婦健康診査事業	妊娠中の疾病の早期発見や健康管理のため、定期的な妊婦健康診査を勧奨するとともに、16回分の費用を助成し、妊婦の経済的負担を軽減する。(再掲No.158)
214	こんにちは赤ちゃん事業	母子訪問相談員(保健師・助産師等)により生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、発育、栄養、育児、生活環境の相談や支援を行う。(再掲No.166・201)
215	乳幼児健康診査事業	乳幼児に対して、疾病の早期発見や健康管理・育児不安の解消のため、各種乳幼児健康診査を集団又は個別で実施し、必要に応じて保健指導を実施する。(再掲No.169)
216	予防接種事業	感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づき、定期予防接種を実施する。(再掲No.178)
217	就学時健診	翌年度に入学を予定している子どもの健康状態を把握するため、健康診断を実施し、保健上必要な勧告、指導を行い、適正な就学に資する。(再掲No.174)
218	電子母子健康手帳を用いた情報発信や災害時におけるデータ管理の推進	紙媒体の母子健康手帳と併用して、電子母子健康手帳アプリケーションを用いた子どもの健診結果や予防接種歴等の記録を補助的にクラウドで保存し、アプリケーション機能を利用した情報発信を実施する。(再掲No.164・435・475)
219	母子保健型利用者支援事業	各区子育て支援センターに専任相談員を配置し、母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う。(再掲No.162・199)
220	産前・産後支援事業の充実	安心して出産・子育てができる環境整備を進めるため、妊産婦が抱える悩み等に対応するとともに、退院後間もない母子に対して心身のケアや育児のサポートを行うなど、産前・産後の支援体制の充実を図る。(再掲No.163・200)

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

学童期・思春期は、子どもから大人へと移る変化の大きな時期で精神的にも不安定な時期です。児童生徒の健康診断等により健康の保持に努めるほか、いのちの大切さを含めた性に関する指導などを実施することにより、各成長・発達段階の課題を認識し、健やかに成長できるよう努めます。

No.	事業名	事業概要
221	児童生徒の健康診断	学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童生徒の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に努める。(再掲No.175)
222	学校歯科巡回指導	市内小学校の2、5年生を対象に、歯科衛生士が学校を巡回し、歯科保健指導を行う。
223	HIV/エイズ等の相談・検査事業	HIV/エイズ・性感染症に関する相談やHIV等の抗体検査を行う。
224	HIV/エイズ・性感染症予防対策事業	HIV/エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行う。
225	「性に関する指導の手引き」の活用及び改訂と性に関する指導の推進	各学校で共通理解を図りつつ教育活動全体を通じて、性に関する指導の啓発を進めるとともに改訂した「性に関する指導の手引き」の周知を図る。
226	薬物乱用防止対策事業	広域化、低年齢化傾向にある薬物乱用問題に対処するため、地域の団体との連携を図り、地域における薬物乱用防止推進体制を整備するとともに、市民に対する積極的な啓発活動を推進する。
227	喫煙・飲酒及び薬物乱用防止教育の推進	小・中学生を対象に、喫煙・飲酒及び薬物乱用防止教室を開催する。

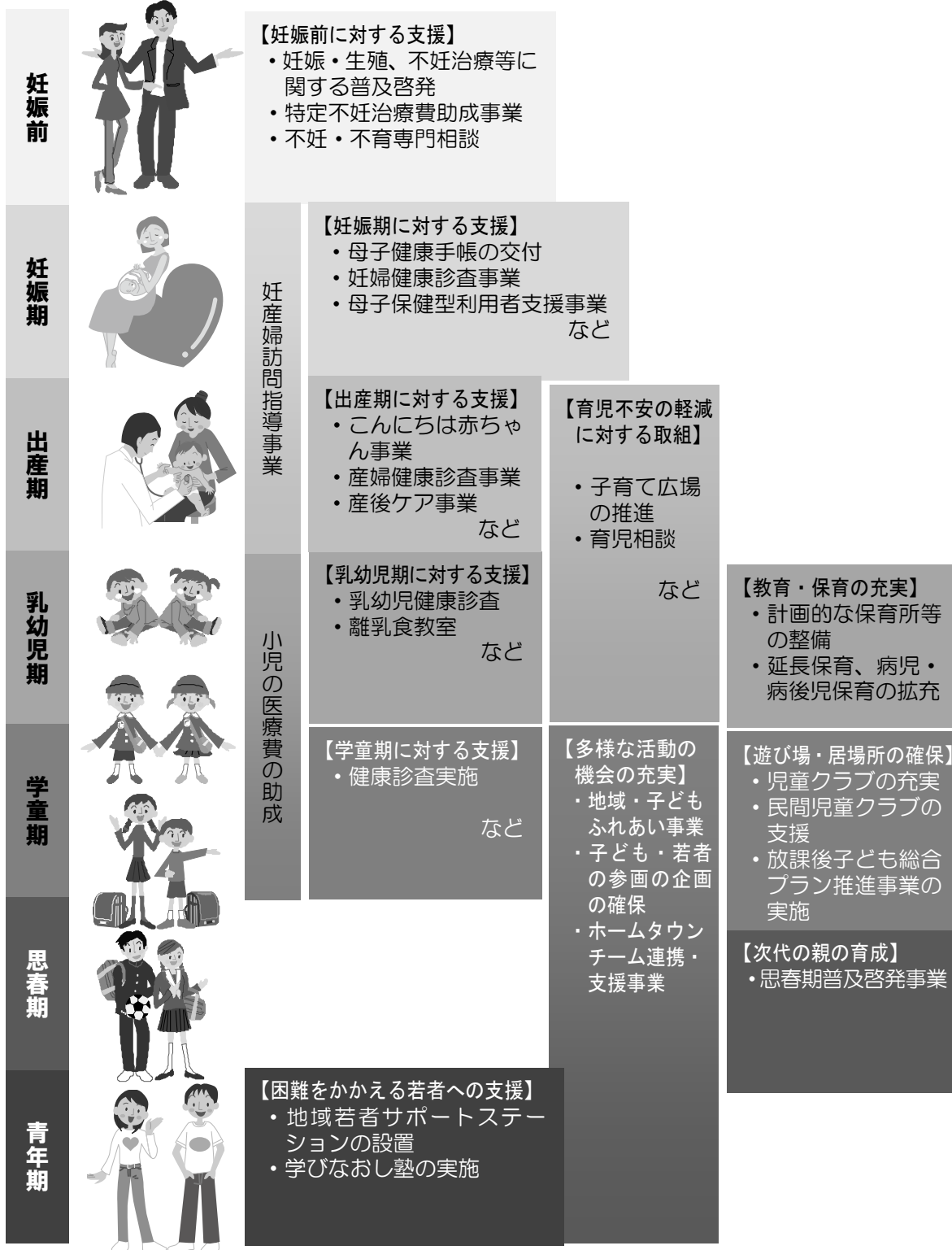
(3) 子どもや子育て家庭等のニーズに応じた相談体制の充実

様々な場面において子どもや子育て家庭が抱える多様な悩み等に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要
228	子育て支援センターの充実	妊娠・出産・乳幼児健診・子育てに関する相談、保育所入所や各種手当の申請、児童虐待防止に向けた取組、療育相談等、子育て家庭からのあらゆる相談について一元的に対応するとともに、内容に応じて児童相談所等の専門機関と適切に連携しながら相談から支援まで一貫して対応する子育て支援センターの体制の充実を図る。(再掲No.9・35・470)
229	療育相談事業	発達及び障害に関する相談・評価を行うとともに、心理個別支援、児童発達支援事業、機能訓練等を実施し、子どもの見立てと保護者支援を行う。また、保育所等への巡回訪問で、療育的な関わりの助言を行う。(再掲No.36・267)
230	発達障害支援センターの運営	発達障害のある人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援体制の充実を図る。(再掲No.37・270)
231	青少年・教育相談事業	不登校、登校しぶり、性格・行動上の問題、交友関係、いじめ、家族関係、養育不安等の「教育相談」について電話や来所相談を行う。(再掲No.23・38)
232	ヤングテレホン相談の実施	青少年の抱えている悩み、不安等について、青少年本人又はその保護者からの電話相談に応じる。(再掲No.39)
233	思春期相談	思春期の子どもとその保護者を対象に、心身ともに著しく成長する思春期における悩み・不安に関する相談を電話や来所により実施する。(再掲No.40)
234	学校支援体制の充実	青少年教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校への配置を充実し、児童生徒の心理的問題や課題等の相談に応じ、児童生徒・保護者・教員を支援するとともに、必要に応じて家庭訪問等を行うなど、課題解決に向けた「支援チーム」を組織する。(再掲No.41)
235	相談指導教室事業	様々な要因(主に心理的な要因)により登校が困難な児童生徒を対象に、小集団での対人関係づくりや学習活動を行い、個々の状況に応じた学校復帰や社会的自立を目指す。(再掲No.42)
236	相談指導教室ボランティアの活用	大学生、大学院生、教師塾塾生等をボランティアとして相談指導教室に派遣し、個々に合った支援活動を行うことにより、自主性や社会性の伸長を援助する。(再掲No.33・43)
237	男女共同参画推進センター女性相談事業	夫婦、家族等の人間関係の問題や、生活上の女性が抱える様々な悩みについて、電話や面接による相談を実施する。
238	児童相談所機能の充実・強化	虐待、障害、非行等児童とその家庭に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする事例への支援を担う児童相談所の機能の充実・強化を図る。(再掲No.10・44・271)
239	青少年相談センターの相談機能強化	子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、課題解決に向けた支援を充実するため、相談機能の強化を図る。(再掲No.352)

ライフステージごとの主な取組

基本目標5 子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援



基本目標6 さまざまな家庭の状況に応じた支援の充実

1 動向と課題

全国の「子どもの貧困率」は平成27年において13.9%と前回調査より低下したものの、子どもの約7人に1人が経済的に困難な状況あり、国では、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等多方面にわたって子どもの貧困対策を拡充しており、今後さらに改善を進めていくこととしています。

本市においては、子どもの貧困対策等に活用する「子ども・若者未来基金」を平成29年12月に創設しました。また、平成30年度にはひとり親家庭等学習支援事業として家庭教師を派遣する事業や、子ども食堂などの活動を支援する子どもの居場所創設サポート事業を開始するなど、「子どもの貧困対策」として施策を強化しています。

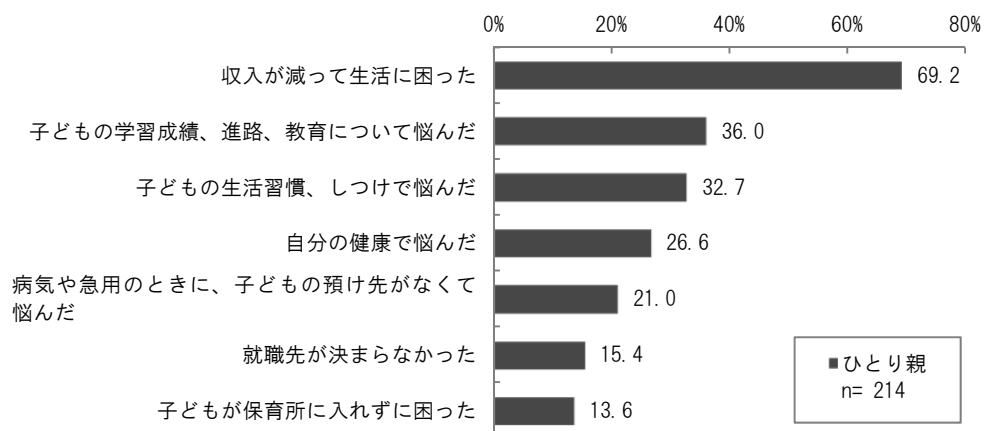
また、経済的困難のほかにも様々な困難を抱える子どもや子育て家庭への支援が必要です。

障害児については、障害の早期発見からその後の療育まで一貫した対応を進めるとともに、個人の持つ可能性を伸ばし、将来、社会で自立して豊かに生活できるように、一人ひとりの状況に応じた支援に加え、保護者に対する支援を展開することが必要です。

様々な事情により保護者と暮らすことができない子どもについては、子どもの最善の利益の実現を目的とし、家庭養育の更なる推進、自立支援、児童養護施設等の高機能化・多機能化、児童相談所等の機能・体制の強化など、社会的養育体制の充実が求められています。

このほか、母語が外国語であること、不登校やひきこもり、配偶者等からの暴力など、様々な困難を抱える子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援を充実していきます。

図表 ひとり親家庭になったときに、困ったこと、悩んだこと（複数回答・上位7項目）



資料：平成30年度相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

2 成果指標

指標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	指標の説明等
児童扶養手当の受給開始後5年経過者の就労している割合	84.1%	86.0%	就労による自立に向けた指標 (児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第13条の3の該当者で就労している受給者)

※これまでの傾向を参考に、86.0%を目標に設定しました。

※児童扶養手当法第13条の3の規定は、手当受給から5年を経過等し、求職活動を行わず、本人の障害等の理由がなく就業していない場合、支給額を2分の1にするものです。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) ひとり親家庭等の自立に向けた支援

ひとり親家庭が仕事と子育てを両立しながら社会的・経済的に自立するとともに、ひとり親家庭の子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、必要な支援を推進するとともに、その支援に確実につながるよう、関係機関との連携強化等を図ります。

No.	事業名	事業概要
240	保育所等の利用調整	入所申込みをしたひとり親家庭の子どもについて、利用調整に際し、福祉的配慮として、加点を行う。
241	児童クラブ入会の選考	入会申込みをしたひとり親家庭の子どもについて、入会審査に際し、福祉的配慮として、加点を行う。
242	市営住宅入居者の選考	入居申込みの資格を有する子育て世帯について、入居者選考に際し、福祉的配慮として、加点を行う。
243	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の技能習得のための通学や病気、生活環境の激変等の事態に対し、家庭生活支援員により生活の手助けを行う。
244	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等の生活上の困難について、講習会や情報交換会の実施により解決の手助けをする。
245	母子生活支援施設への入所	地域での自立した生活が困難な母子世帯等に対し、母子生活支援施設において母子保護を実施し、家庭の課題に応じて養育や就労等の支援を行う。(再掲No.318)
246	就学援助費の交付	経済的理由により、就学困難な児童生徒の就学を奨励するため、学用品費や学校給食費等を交付する。(再掲No.354・459)
247	ひとり親家庭等施設利用証、母子福祉入場優待証の発行	ひとり親家庭等施設利用証(本市)や母子福祉入場優待証(神奈川県)を発行し、施設使用料の優待を行う。
248	無料職業紹介事業	求職中のひとり親家庭の父母や寡婦に対し、相模原市総合就職支援センターにおいて、キャリアカウンセリング及び求人開拓により集めた求人情報を元にした職業紹介を行う。
249	自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の父母が自主的に受講する教育職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練講習修了後に自立支援教育訓練給付金を支給する。(再掲No.453)
250	高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父母が就職に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給する。(再掲No.358・454)



No.	事業名	事業概要
251	特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書の発行	児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族が、JR通勤定期を購入する際に割引となる特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。
252	児童扶養手当の支給	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している者に対し、子どもが18歳に達する日以降最初の3月31日まで児童扶養手当を支給する。(所得制限あり)(再掲No.450)
253	ひとり親家庭等の医療費の助成	ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。(所得制限あり)(再掲No.447)
254	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の父母及び子ども、親のいない子ども並びに寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。(再掲No.451)
255	母子福祉資金等利子補給金の支給	母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受け、その年分の償還を完了している者に返済した利子相当額を補給する。(再掲No.452)
256	支援制度の周知の充実	ひとり親家庭に対する福祉支援サービスについて、「福祉のてびき」やインターネットの活用により、周知方法を充実する。
257	ひとり親家庭相談の充実	相談員が、ひとり親家庭の父母の自立や生活支援等の相談に応じ、また、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや就業相談も行う。
258	多様な働き方への支援	講座の開催等を通じて、就業や再就職等を希望する女性に対する支援を行う。
259	寡婦(夫)控除のみなし適用	ひとり親家庭のうち、税法上の寡婦(夫)控除が適用されていない、非婚のひとり親家庭に対し、所得に応じて使用料等が決定する行政サービスを受ける際に、寡婦(夫)控除のみなし適用(国制度化事業を除く)し、経済的負担の軽減を図る。
260	養育費支払や面会交流の実現に向けた広報・啓発活動の推進	養育費の支払(確保)や面会交流について、「福祉のてびき」やインターネットの活用等により、周知を図る。
261	養育費等法律相談事業	ひとり親家庭等が離婚等に伴って生じる養育費等をはじめとする諸問題について、弁護士による法律相談を無料で実施する。(再掲No.357)
262	生活保護受給者等就労自立促進事業	生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び生活困窮者に対し、公共職業安定所等と連携して就労支援を行う。
263	ひとり親家庭等訪問相談事業	ひとり親家庭等に寄り添いながら、個々の家庭の実情に合わせた支援を実施し、自立の促進や生活の向上を図るため訪問による相談を行う。(再掲No.351)
264	ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭等の子どもの基本的な生活習慣の習得支援及び学習支援のため、家庭教師を派遣する。(再掲No.347)
265	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者(生活保護受給者は除く)の自立を促進するため、対象者の生活状況・ニーズに応じ個々の自立支援計画書を策定し、就職支援センターやハローワークと連携を図りながら継続的な自立就労支援を行う。
266	ファミリー・サポート・センター事業におけるひとり親家庭に対する利用料の半額免除	ひとり親家庭等の自立支援の促進、育児負担・経済的負担の軽減のため、ファミリー・サポート・センター事業の利用料を半額免除する。(上限額あり)(再掲No.350・455)



(2) 配慮が必要な子どもと家庭への支援

障害の有無にかかわらず、誰もが能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加することができるよう、障害の早期発見からその後の療育まで関係機関と連携した一貫した対応を進め、障害の軽減や生活能力の向上を図ります。また、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことができるよう配慮するなど、ライフステージを見通した取組を進めます。

No.	事業名	事業概要
267	療育相談事業	発達及び障害に関する相談・評価を行うとともに、心理個別支援、児童発達支援事業、機能訓練等を実施し、子どもの見立てと保護者支援を行う。また、保育所等への巡回訪問で、療育的な関わりの助言を行う。(再掲No.36・229)
268	障害児入所・通所給付費等の支給	障害児の能力や可能性を伸ばし、将来自立した生活を送ることができるよう、通所及び入所支援等を利用した場合、その費用を支給する。
269	障害児者介護給付費等の支給	障害児が居宅介護、日中活動系サービス、短期入所等の障害福祉サービスを利用した場合、その費用を支給する。
270	発達障害支援センターの運営	発達障害のある人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援体制の充実を図る。(再掲No.37・230)
271	児童相談所機能の充実・強化	虐待、障害、非行等児童とその家庭に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする事例への支援を担う児童相談所の機能の充実・強化を図る。(再掲No.10・44・238)
272	医療型児童発達支援センターの運営	就学前の運動の発達に遅れのある子どもを対象に、機能訓練や日常生活の援助を行うことによって、子どもの全体的な発達を促すための支援を行う。(再掲No.64)
273	福祉型児童発達支援センターの運営支援	各区における福祉型児童発達支援センターの運営及び技術支援を行う。
274	要医療ケア障害児在宅支援事業	医療的ケアが必要な児童に対する支援機能を備えた小児在宅支援センターの運営支援を行う。
275	「福祉のしおり」の発行	障害のある人及びその家族等への情報提供のため、相談窓口や福祉・医療・療育等の情報を掲載した「福祉のしおり」を発行する。(再掲No.474)
276	障害福祉相談員の配置	障害のある人及びその家族の生活等の相談に応じるため、障害福祉相談員を配置し、必要な助言を行う。
277	身体障害児者補装具費の支給	身体障害児の日常生活の向上を図るために必要な補装具を購入及び修理するための費用を支給する。
278	障害児者日常生活用具給付等事業	障害児の日常生活を容易にするため、障害のある人が使いやすいように作られた日常生活用具の給付等を行う。
279	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等を助成する。
280	リハビリテーション	理学療法・作業療法・言語聴覚療法の評価や個別支援を行うとともに、摂食相談や福祉機器相談等を実施する。
281	障害児訓練器具等購入費助成事業	身体障害又は知的障害のある児童に対し、訓練器具、介助用具及び生活補助器具の購入費を助成する。
282	地域生活支援事業	障害児(者)の地域での生活を支援するための相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、各種サービス提供の援助・調整及び地域啓発を行う。

No.	事業名	事業概要
283	障害児者入浴サービス事業	在宅において入浴が困難な重度障害児に対して、訪問による入浴サービスを提供する。
284	日中一時支援事業	障害児に日中活動の場を提供し、健全な育成を図るとともに、保護者の養育負担の軽減を図る。(再掲No.106)
285	住宅設備改善費の助成	在宅の重度障害児が居宅内の住宅設備を障害に適するように改善するための経費を助成することにより、在宅生活を容易にする。
286	障害児者宿泊費の助成	在宅の障害児が宿泊施設を利用した場合に宿泊費用の一部を助成し、社会参加の促進を図る。
287	自動車燃料費の助成	在宅の重度障害児等が自動車を利用する場合に、その燃料費の一部を助成することにより、社会参加及び生活圏の拡大を促進する。
288	福祉タクシー利用料の助成	在宅の重度障害児等がタクシー等を利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、社会参加及び生活圏の拡大を促進する。
289	移動支援事業（ガイドヘルプサービス）	屋外での移動に困難がある障害児について、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援としてガイドヘルプサービス費を給付する。
290	身体障害者用福祉車両（あじさい号）の運行	在宅の歩行が困難な身体障害児を対象に、車いす等を使用したまま乗車できるリフト付車両を運行することにより、通院・買い物等、日常生活の行動範囲の拡大を図る。
291	送迎支援等の検討	自らの力で通学が困難な児童生徒の現状把握と福祉サービスの活用を含めた移動手段の確保の検討をする。
292	おもちゃライブラリーの運営	障害児（者）を対象に障害の状態に適したおもちゃを貸し出す。また、障害に対する理解を深めるため、保護者等に専門図書やビデオ等の貸出しを行う。
293	重症心身障害児者訪問看護支援事業	在宅の重症心身障害児を対象に、医療サービスで実施する訪問看護に連続して福祉サービスによる訪問看護を実施する。
294	自立支援医療（育成医療）の給付	身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる障害児に対し、医療費を給付する。
295	重度障害者等福祉手当の支給	在宅の障害児に対し、手当を支給する。(障害児福祉手当が支給されている者は対象外)
296	障害児福祉手当の支給	在宅の20歳未満の最重度障害児で、日常生活に常時の介護を必要とする者に対し、手当を支給する。
297	特別児童扶養手当の支給	精神、知的又は身体障害等が一定程度の状態にある20歳未満の児童を養育している人に対し、手当を支給する。(再掲No.456)
298	重度障害者の医療費の助成	重度障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。(再掲No.448)
299	障害者歯科診療事業	相模原市歯科医師会が行う相模原口腔保健センターを活用した障害児（者）への歯科診療に対し助成する。
300	乳幼児健康診査事後指導教室	1歳6か月児健診及び3歳6か月児健診等で把握した発達等に心配のある幼児とその保護者に対して、小集団による継続的な育児支援を実施する。(再掲No.172)
301	巡回訪問	市内の認定こども園、幼稚園、保育所を訪問し、集団生活等の状況を把握した上で、職員に対して療育的な関わりの助言をする。
302	支援保育の推進	認定こども園・幼稚園・保育所において、園児一人ひとりの発達に合わせた保育を展開するために、受入体制の整備や事業実施施設の拡充を図るとともに、支援保育の助成制度及び保育者等に対する研修を充実させる。(再掲No.56)



第2部 各論

No.	事業名	事業概要
303	支援教育の推進	「相模原市教育振興計画」に基づき、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育の推進を図る。(再掲No.77)
304	児童発達支援事業	各区子育て支援センターにおいて、短期間の小グループでの療育を通して、子どもの見立てと保護者支援を行う。
305	特別支援学級就学奨励費の交付	特別支援学級に在籍する児童生徒の就学を奨励するため、学用品費や学校給食費等を交付する。(再掲No.463)
306	児童福祉施設等指導監査の実施	児童福祉施設等の運営が、法令等に違反することなく適正に実施されているかを監査し、必要な指導助言を行う。(再掲No.73・336)
307	医療的ケア児支援のための協議の場の設置	医療的ケア児等に対する切れ目のない支援が行えるよう、関係機関が連携を図るための協議の場やコーディネーターの配置などにより、支援体制の充実を図る。
308	発達障害児等保護者支援の充実	幼児期から学齢期の発達障害児等の保護者を対象に、子育てや子どもとの関わり方等についての講座等を企画・開催し、保護者支援の充実を図る。

(3) 多様な文化をもった子どもと家庭への支援

外国人市民のニーズを把握しつつ、情報面での支援や市民ボランティアが主体となった支援活動の充実等、多様な文化を持った子どもと家庭が暮らしやすい環境づくりに努めます。

No.	事業名	事業概要
309	通訳、翻訳ボランティアの派遣等	さがみはら国際交流ラウンジの登録ボランティアを福祉や医療の現場で必要とされる通訳・翻訳業務に派遣する。
310	国際交流ラウンジ事業	外国人市民に対する情報提供を図るとともに、市民との交流の場、ボランティア活動の場として「さがみはら国際交流ラウンジ」の充実を図る。
311	外国人懇話会の開催	住みよいまちづくりを推進するため、市内に暮らす外国人市民と市が語りあい、多様な意見をまちづくりに反映する取組を進める。
312	外国人相談の実施	英語、中国語、スペイン語及びポルトガル語による市民相談を行うとともに、外国人市民を対象にした法律相談を行う。
313	海外帰国及び児童生徒教育の推進	海外から帰国した児童生徒及び外国人児童生徒への日本語指導と日本の学校生活等への適応を援助するため、日本語指導講師や母語を話せる日本語指導等協力者を派遣する。また、拠点校方式による日本語指導体制の構築などの充実を図る。(再掲No.76)
314	「くらしのガイド」外国語版の作成	市内在住外国人支援の一環として、暮らしに必要な情報を提供するため、「くらしのガイド」を多言語で作成し、市ホームページに掲載する。
315	「子育てガイド」外国語版の作成	外国人市民を支援するため、子育てに関する情報を一元的に掲載した「子育てガイド」の外国語版を作成し、各施設で配布するとともに市ホームページに掲載する。

(4) 配偶者等からの暴力の問題をかかえる家庭への支援

配偶者等からの暴力の根絶に向けて、あらゆる機会を通して広報・啓発に努めます。また、配偶者等からの暴力に苦しむ被害者からの相談に応じ、救済に努めるとともに、自立に向けた支援を推進します。

No.	事業名	事業概要
316	配偶者暴力相談支援センター事業	DV被害者の支援を目的とした相談や保護、自立に向けた支援等を行う。
317	婦人相談事業	相談員が女性の様々な悩みごとの相談相手となり、助言等を行う。
318	母子生活支援施設への入所	地域での自立した生活が困難な母子世帯等に対し、母子生活支援施設において母子保護を実施し、家庭の課題に応じて養育や就労等の支援を行う。(再掲No.245)
319	面前DVによる子どもへの影響に対する支援	児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、関係機関における連携を強化し、適切な支援を図る。(再掲No.14)

(5) 社会的養育体制の充実

様々な事情により保護者と暮らすことができない子どもについては、子どもの最善の利益の実現を目的とし、里親委託等による家庭養育の更なる推進、自立支援、児童養護施設等の高機能化・多機能化、児童相談所等の機能・体制の強化等を図り、社会全体で子どもを育むことを理念に、社会的養育体制を充実していきます。

No.	事業名	事業概要
320	子どもの権利擁護の推進	社会的養育が必要な子どもの権利擁護を図るため、被措置児童等虐待の防止や適切な対応、権利ノートを活用等による予防に関する取組を実施するとともに、子どもの意見表明の方策について検討する。
321	地域支援の充実	地域の子育て家庭に対する支援を行うため、施設の機能や施設職員の専門性を生かした子育て支援事業の充実を図る。(再掲No.7)
322	母子生活支援施設における支援の充実	母子生活支援施設における専門性の向上を図る取組の実施などにより、支援体制の充実を図る。(再掲No.16)
323	一時保護機能の充実・強化	一人ひとりの子どもの状況に応じて、適切な一時保護を行うため、一時保護の環境整備や体制の充実・強化を図る。(再掲No.17)
324	家庭支援の充実	社会的養育が必要な子どもに対し、家庭復帰等に向けた支援を行うため、児童養護施設等のソーシャルワーク機能を強化するなど、支援の充実を図る。(再掲No.18)
325	里親制度の普及啓発	市民に対する里親制度の普及啓発を通じ、新たな里親を開拓するため、里親会や児童養護施設などと連携し、広報啓発活動の充実・強化を図る。
326	里親委託等の推進	里親委託等を推進するため、里親の開拓、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の開設を促進するとともに、里親支援を包括的に実施する機関を設置し、里親等に対する支援の充実や里親支援を推進するための体制の構築を図る。



第2部 各論

No.	事業名	事業概要
327	特別養子縁組の推進	社会的養育が必要な子どもを永続的な家庭環境につなげていくための養子縁組里親の確保や委託の推進、委託後の支援を図るとともに、児童相談所における特別養子縁組推進のための相談支援の実施について検討する。
328	児童養護施設等の高機能化及び小規模化かつ地域分散化の推進	児童養護施設等で生活する子どもに対し、できる限り良好で家庭的な環境での養育を行うため、児童養護施設等の小規模グループケア化及びグループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）の整備を検討し、促進を図る。
329	児童養護施設等の多機能化・機能転換の推進	地域における社会的養育の充実・強化を図るため、乳児院や児童養護施設の機能を生かした地域支援や在宅支援の実施について検討し、施設の高機能化・機能転換を図る。
330	専門的ケアの充実	心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもに対し、心理治療など専門的なケアと養育を行うため、児童養護施設の高機能化や入所施設の整備等による対応を検討し、促進を図る。
331	自立支援の充実	社会的養育により育った子どもに対し、地域社会での自立に向けた支援を行うため、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の開設を促進するとともに、社会的養護自立支援事業により、就学、就労等に関する支援の充実を図る。
332	身元保証人確保対策事業	児童養護施設、母子生活支援施設等に入所している者、里親に委託されている者等の施設等の退所後の生活に際し、社会的な自立を促進するために必要な身元保証人を確保することを目的として、被保証人の損害保険契約にかかる保険料を助成する。
333	子ども家庭総合支援拠点機能の充実・強化	児童虐待事案の初期評価や在宅支援を担う子ども家庭総合支援拠点の機能の充実・強化を図る。（再掲No.19）
334	児童相談所体制の充実・強化	児童福祉法や国の対策に基づいて、児童福祉司及び児童心理司等の職員の配置、研修の実施などの人材確保・育成により、児童相談所の体制（及び専門性）の強化を図る。（再掲No.20）
335	社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会の運営	児童相談所による措置等に関して、より専門的な調査・審議を行うため、児童福祉専門分科会児童相談所措置部会を運営し、児童相談所の専門性の向上を図る。
336	児童福祉施設等指導監査の実施	児童福祉施設等の運営が、法令等に違反することなく適正に実施されているかを監査し、必要な指導助言を行う。（再掲No.73・306）



(6) 困難をかかえる若者への支援

不登校、ひきこもりなど困難をかかえた若者の自立を支援するため、相談支援だけでなく、個別の状況に応じた生活支援や社会体験活動、就労訓練等を実施していきます。

また、困難をかかえることがないように未然防止の取組を進めます。

No.	事業名	事業概要
337	若年無業者・フリーター就労支援事業	若者サポートステーション等において、個別相談や各種講座、学びなおしプログラム、職場体験等を実施し、支援機関等と連携し、支援を行うことで、若年無業者等の職業的自立や社会参加に必要な能力を身に付ける支援を行う。(再掲No.481)
338	ひきこもり支援ステーションの運営による支援の充実	ひきこもりに関する一時相談窓口としてひきこもり支援ステーションを運営し、本人、家族等の相談支援の充実を図る。
339	子ども・若者支援協議会の運営の充実	関係機関や団体等の連携を強化し、子ども・若者の社会的自立を促していくとともに、困難を有する子ども・若者やその家族に応じた相談体制や支援体制の充実を図る。
340	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもの学習支援(子ども・若者自立サポート事業)	高校進学への促進や高校中退防止に向けて、学習支援や進路相談等を行う。(再掲No.344)
341	生活保護世帯及び生活困窮世帯の若者自立支援(子ども・若者自立サポート事業)	居場所の提供を通じて、高校中退やメンタル面等で課題を抱える若者に対して、学びなおしや社会性の育成のための支援を行う。また、さがみはら若者サポートステーションとの連携により、ひきこもり等の若者に対する相談や就労体験等の支援を行う。(再掲No.345)
342	若年者向け金融教育支援事業	ライフプランの設計や奨学金等の制度などについて学び、今後予想されるライフイベントとお金を結び付け、自分の将来像を考える機会を支援する。(再掲No.491)

(7) 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるまちを目指して、全ての子どもたちの居場所づくりの推進、子どもの状況に応じた学びの支援、子どもと保護者の自立の支援、子どもや世帯に対する経済的支援を推進します。

【子どもの貧困対策取組施策の方向性】

全ての子どもの居場所づくりの推進

子どもの生まれ育った環境に左右されずに、ありのままを受け止めてくれる居場所づくりを地域と一体となって進めていきます。

子どもの状況に応じた学びの支援

世帯の経済状況と子どもの学力が相関関係にあることが指摘されていることから、教育委員会や民間事業者、団体などと連携し、様々な学習の機会を充実させていきます。

子どもと保護者の自立の支援

生活環境や生活習慣の乱れに対して、社会的なつながりを確保しながら、世帯が孤立することを防ぎ、生活環境を改善するための支援を進めていきます。

子どもや世帯に対する経済的支援

主に学齢期の子どもに対する金銭的な給付や減免措置を通じて、世帯の可処分所得を増加させ、経済的負担を軽減する取組を進めていきます。

No.	事業名	事業概要
343	子どもの居場所創設サポート事業	子ども食堂、無料学習支援など地域住民等による団体が実施している子どもの居場所づくりの取組に対して、実施団体が活動しやすい環境づくりを進め、子どもの居場所の充実を図る。(再掲No.116)
344	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもの学習支援(子ども・若者自立サポート事業)	高校進学促進や高校中退防止に向けて、学習支援や進路相談等を行う。(再掲No.340)
345	生活保護世帯及び生活困窮世帯の若者自立支援(子ども・若者自立サポート事業)	居場所の提供を通じて、高校中退やメンタル面等で課題を抱える若者に対して、学びなおしや社会性の育成のための支援を行う。また、さがみはら若者サポートステーションとの連携により、ひきこもり等の若者に対する相談や就労体験等の支援を行う。(再掲No.341)
346	学力保障推進事業	次世代の担い手である子どもたちが自分の人生を切り開くことができるよう、本市で課題が見られる基礎的・基本的な学力の定着に向けた取組の推進を図る。(再掲No.88)
347	ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭等の子どもの基本的な生活習慣の習得支援及び学習支援のため、家庭教師を派遣する。(再掲No.264)

No.	事業名	事業概要
348	基本的な生活習慣の確立に向けた取組	基本的な生活習慣の確立を目指し、家庭学習習慣を定着させるため、出前授業の開催や学習習慣の指導、保護者へのチラシ等での周知など重要性を認識してもらう取組を行う。 特に、スマートフォンやゲーム、インターネットの長時間使用の改善に向けた取組を充実する。(再掲No.89)
349	児童生徒向けの朝食支援の検討	本市の児童生徒の朝食を毎日食べていない割合が全国平均、県内平均に比べ高くなっていることから、基礎的な生活習慣を確立するため、児童生徒の朝食支援について仕組みづくりを検討する。(再掲No.211)
350	ファミリー・サポート・センター事業におけるひとり親家庭に対する利用料の半額免除	ひとり親家庭等の自立支援の促進、育児負担・経済的負担の軽減のため、ファミリー・サポート・センター事業の利用料を半額免除する。(上限額あり)(再掲No.266・455)
351	ひとり親家庭等訪問相談事業	ひとり親家庭等に寄り添いながら、個々の家庭の実情に合わせた支援を実施し、自立の促進や生活の向上を図るため訪問による相談を行う。(再掲No.263)
352	青少年相談センターの相談機能強化	子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、課題解決に向けた支援を充実するため、相談機能の強化を図る。(再掲No.239)
353	中学校における昼食の支援	家庭の事情などにより、昼食を用意できない生徒に対し、生活の安定化を図り、学習環境を整えることを目的として、デリバリー給食の提供による支援を行う。(再掲No.462)
354	就学援助費の交付	経済的理由により、就学困難な児童生徒の就学を奨励するため、学用品費や学校給食費等を交付する。(再掲No.246・459)
355	岩本育英奨学金事業	学術優秀にもかかわらず、経済的理由により高等学校等における修学が困難な生徒の修学を奨励するため、返還不要の奨学金を給付する。(再掲No.460)
356	給付型奨学金事業	学習意欲があるにもかかわらず、経済的理由により高等学校等における修学が困難な生徒の修学を奨励するため、返還不要の奨学金を給付する。(再掲No.461)
357	養育費等法律相談事業	ひとり親家庭等が離婚等に伴って生じる養育費等をはじめとする諸問題について、弁護士による法律相談を無料で実施する。(再掲No.261)
358	高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父母が就職に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給する。(再掲No.250・454)



基本目標7 子育ての意義や価値に対する意識の醸成

1 動向と課題

子どもが健やかに成長していくためには、家庭のみならず、地域、職場等あらゆる場で子育てに対する関心と理解を深め、社会全体で子育てを行う意識を醸成することが大切です。

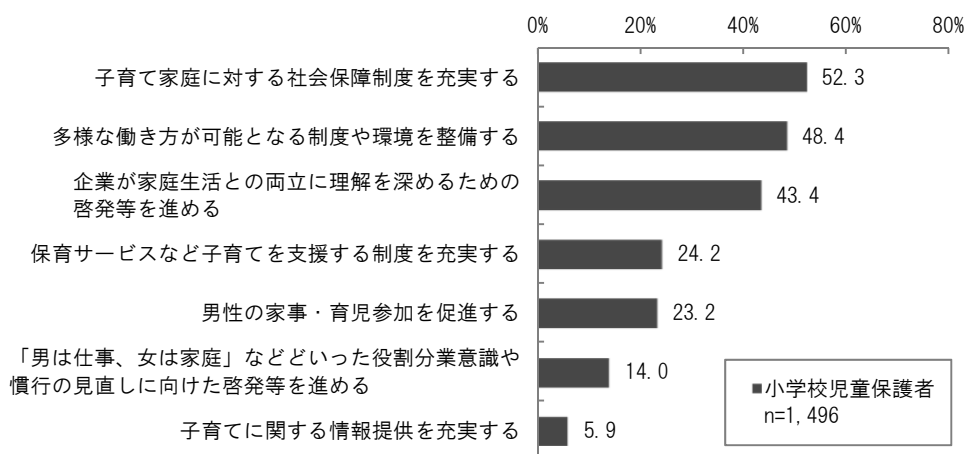
家庭における子育てについては、本市のアンケート調査では、約4割の家庭において母親が主に子育てを行っていることや、子どもが病気やけがの際には多くの場合母親が仕事を休んでいることなどの結果が出ており、依然として母親が子育ての中心であることが分かりました。父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まりつつありますが、父親は家庭における自らの役割を自覚し、考え方・行動を変えていく必要があります。

そのためには職場における協力も必要であり、国においては、育児休業の取得等を推進するための育児・介護休業法の改正、長時間労働を解消する働き方改革など、仕事と家庭生活の両立のための取組を進めているところです。

また本市においても、安心して子どもを預けることができるよう、教育・保育の施設や制度を整備するとともに、子育てと仕事のバランスがとれた多様な働き方ができるよう、育児休業や子どもの看護休暇の取得等を促進するなど、企業における子育て支援の取組の促進が求められています。

本市のアンケート調査では、小学校児童保護者が今後市に望む子育て支援策として「働き方の見直しなど、職業生活と家庭生活の両立の推進」が最も多くなっており、「職業生活と家庭生活の両立の推進」としては「子育て家庭に対する社会保障制度を充実する」「多様な働き方が可能となる制度や環境を整備する」「企業が家庭生活との両立に理解を深めるための啓発等を進める」が上位となっています。

図表 「職業生活と家庭生活の両立の推進」として望むもの（複数回答・上位7項目）



資料：平成30年度相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

2 成果指標

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	指標の説明等
子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合	25.8%	31.8%	子育てに対する社会全体の意識の醸成を見る指標

※これまでの傾向を参考に、年1ポイント増加することを目標に設定しました。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) 家庭教育支援の充実

全ての教育の出発点である家庭教育において、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、思いやりや善悪の判断、自尊心や自立心、社会的なマナー等を身に付けることができるよう、学習機会や情報の提供を行っていきます。

No.	事業名	事業概要
359	家庭教育についての学習機会の提供	家庭教育について保護者への啓発や地域での理解を促進し、家庭や地域での教育力向上を図るため、市立小中学校PTA連絡協議会と連携した学習会や公民館での講座などを実施する。(再掲No.412)
360	副読本教材等の発行	児童生徒の学びや家庭教育を支援するために、各種教育に関わる副読本教材を発行し、各小中学校の児童生徒へ配布する。
361	「家庭の日をつくりましょう」の推進	家庭は子どもが家族との関わりを通して生活習慣や社会で生きるルール等を身に付け成長していく大切な場である。「家庭の日」は家族の役割を考え、親子のふれあいや対話等を通して、家庭の大切さを見つめ直す契機として提唱していく。
362	子どもの発達を理解するための講座の実施	子どもの発達に関して、保護者の不安や悩みを和らげたり、子どもを取り巻く大人の理解を深めるための講座を実施する。

(2) 仕事と子育ての両立支援

多様な働き方に対応するため、延長保育、休日保育等の特別保育や放課後児童対策等を充実し、仕事と子育ての両立支援に努めます。また、仕事と子育ての両立を目指す人に対する就労支援を推進します。

No.	事業名	事業概要
363	ファミリー・サポート・センター事業	子育て家庭を地域で支援するため、育児の援助を受けたい人と援助をしたい人を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する。(再掲No.402)
364	ショートステイ事業	保護者の病気、出産等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で宿泊を伴う養育を行う。

第2部 各論

No.	事業名	事業概要
365	延長保育の拡充	保護者の就労形態の多様化、就労時間の長時間化等に対応するため、延長保育を原則全保育所等で実施するとともに、保育需要を考慮しつつ、延長時間の拡充を図る。(再掲No.55)
366	休日保育の推進	保護者の休日就業に対応した日・祝・年末の休日保育事業を保育需要や地域バランスに配慮して充実する。(再掲No.57)
367	夜間保育の拡充	保護者の勤務時間の多様化に対応した夜間保育事業を保育需要や地域バランスに配慮して拡充する。(再掲No.58)
368	病児・病後児保育の拡充	子どもが病気の際(回復期を含む)に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病後児保育の拡充と併せて病児保育事業を推進する。(再掲No.59)
369	公立保育所・幼稚園等の保育環境の確保と保育サービスの充実	「公立特定教育・保育施設のあり方に関する基本方針」に基づき、公立保育所及び幼稚園等の適正な規模や配置、老朽化対策を行うとともに、保育サービスの充実を図る。(再掲No.68)
370	保育所の新設による受入の拡大	保育ニーズが高い地域を中心に、保育所(分園)を整備する。(再掲No.60)
371	保育所等の定員の弾力化の活用	保育所等の定員を超えて子どもを受け入れる入所定員の弾力化を推進する。(再掲No.61)
372	認定保育室の活用	保育資源のひとつとして、認定保育室の積極的な活用を図る。(再掲No.62)
373	認定こども園の設置促進	幼保連携型・幼保連携型以外の認定こども園の設置促進を図る。(再掲No.47)
374	地域型保育事業の促進	小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の促進等を図る。(再掲No.48)
375	事業所内保育事業の促進	地域の受入枠を確保する事業所内保育事業の実施の促進を図る。(再掲No.385・490)
376	幼稚園等の預かり保育・一時預かり事業の促進	幼稚園等の教育時間の前後や長期休業期間中等において、保護者の希望により園児の教育・保育を行う預かり保育事業等を促進する。(再掲No.49)
377	公立児童クラブ運営体制等の充実	児童クラブの役割を踏まえた育成支援の内容等について、利用者や学校、地域、関係機関と連携して情報交換や情報共有を図るとともに、特別な配慮を必要とする児童を含む全ての児童が安心して過ごすことができるよう、専門的知識や指導技術等を習得するための研修の充実を図る。また、公立児童クラブの安定的な運営と質の向上に向けて、適正な育成料や減免制度、開設時間等について検討を行う。(再掲No.102)
378	公立児童クラブの再整備及び改修	待機児童の多い公立児童クラブについて再整備や改修を行う。(再掲No.103)
379	民間児童クラブの支援	民間児童クラブの運営事業者に対し、運営費等の一部を補助するとともに、新規参入の促進と連携に向けて支援を行う。(再掲No.104)
380	仕事と子育ての両立のための啓発事業	仕事と子育ての両立に向けた講座の実施や家庭に優しい取組をしている市内企業に対する表彰を行い、ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりに向けた啓発を行う。(再掲No.384・483)
381	保育専門相談員(すくすく保育アテンダント)の配置	子育て家庭の個別のニーズに合わせて、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設や各種の保育サービスなどを円滑に利用できるよう、すくすく保育アテンダントが相談や情報の提供・支援を行う。(再掲No.46)

(3) 男女が共に家事や育児を担う意識の啓発

男性が子育てに目を向け、家庭内における子育ての役割分担を自覚し、男女が共に協力して家事や育児を担う意識を広めていきます。

No.	事業名	事業概要
382	男女が共に仕事と生活を両立できる環境づくり	父親の育児参加等を促進するための情報発信を行うとともに、男女共同参画推進センターを中心に、男女が共に家事や育児を担う意識等の普及啓発を目的とした講座等を開催する。

(4) 次代の親の育成

将来の親となる世代が、子どもや家庭の大切さを知るための講座等の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要
383	思春期普及啓発事業	思春期の子どもたちが、いのちの大切さや子育ての意義等を学ぶ機会として、講座等を実施する。

(5) 企業による子育て支援の取組の促進

企業や関係機関と連携し、仕事と子育ての両立に向けた情報提供や事業所内保育事業を促進します。

No.	事業名	事業概要
384	仕事と子育ての両立のための啓発事業	仕事と子育ての両立に向けた講座の実施や家庭に優しい取組をしている市内企業に対する表彰を行い、ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりに向けた啓発を行う。(再掲No.380・483)
385	事業所内保育事業の促進	地域の受入枠を確保する事業所内保育事業の実施の促進を図る。(再掲No.375・490)
386	院内保育事業	医師・看護師等の定着・確保を図るために、病院に勤務する医師・看護師等の乳幼児を保育する院内保育施設設置者に対し運営費を助成する。

基本目標8 地域社会で子どもの成長を支えるしくみづくり

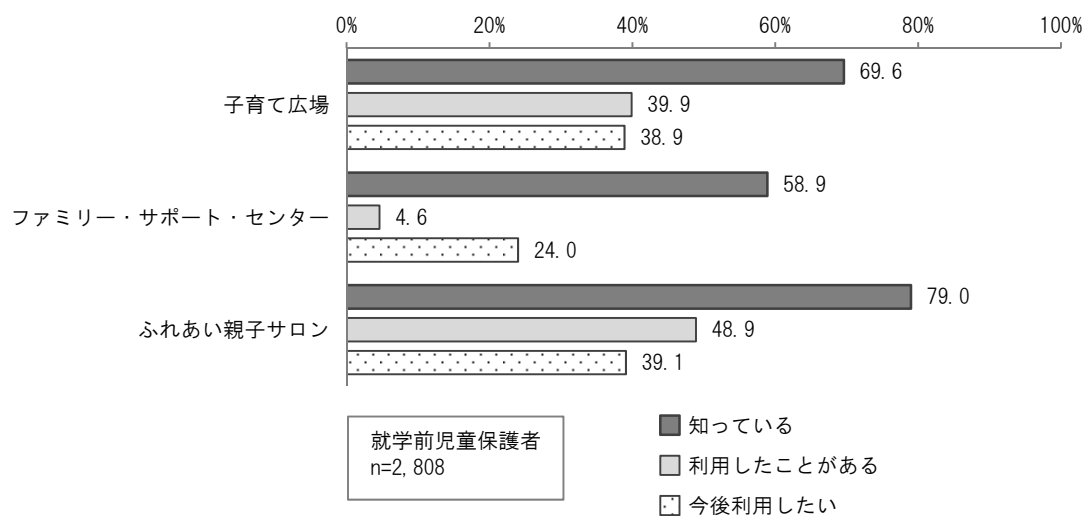
1 動向と課題

3歳未満の子どもの多くは家庭での子育てが中心となっていますが、核家族化が進み、地域とのつながりが希薄化する中で、家庭や地域社会全体で子育てをする力が弱まりつつあると言われています。子育てしやすい社会の実現に向けては、子どもや子育てを大切にするという意識が社会全体で深く共有されることが望まれますが、本市のアンケート調査では、子どもを生み育てることを社会が十分に評価していると思う割合は2割程度となっています。

国では、地域で行う子育て支援として、身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談や交流を行う「地域子育て支援拠点事業」や地域住民が子育ての援助を行う「ファミリー・サポート・センター事業」等、13の事業からなる「地域子ども・子育て支援事業」を制度化しました。本市においてもその制度に準じて、子育て広場や子育てサロンといった、自由に集い、相談や情報交換をすることができ、保護者同士や地域の人々が支え合っで子育てを支援していくことができる場を整備するなど、各事業の充実を図っているところです。

しかし、本市のアンケート調査では、これらの事業を知っている親の割合と、実際に利用している親の割合に乖離が生じており、また、利用希望はあるものの利用に至っていない親も一定割合生じている結果が出ています。そのため、各事業については周知のみならず、利用を希望する親を事業に結び付ける取組や、利用した親が事業の内容に満足できるよう、充実を図っていく必要があります。

図表 子育て支援事業の認知度と利用状況



資料：平成30年度相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

2 成果指標

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	指標の説明等
子育てサポーターの活動者数	194人	212人	地域の子育て支援が推進されているかを見る指標

※就労等を理由とした活動辞退に考慮しつつ、現状維持に加え、年間数名ずつ活動者が増加することを目標に設定しました。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) 身近な地域で進める子育て支援

地域の人材や資源を活用し、子どもとその家庭への支援の充実を図るため、子育て中の親子が交流する場の提供、子育てに関する情報の提供や相談の実施など、地域における子育て支援を推進します。

No.	事業名	事業概要
387	子育て広場の拡充	主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図る「親と子の育ちの場」の設置を進めるとともに、内容の充実を図る。(再掲No.184・404)
388	地域子育て支援拠点事業	いつでも自由に親子で訪れ、子育ての相談や情報交換ができる場を提供し、育児不安の軽減を図る。(再掲No.185)
389	保育所等における子育て広場事業の実施	子育て中の親子が気軽に集える場を提供し、また、保育所等の専門機能を活用し、子どもの年齢や個性に応じた育児相談等を実施することにより、保護者の育児不安を解消するなどの支援を行う。(再掲No.186)
390	ふれあい親子サロン	こどもセンター等を活用し、保健師、保育士、主任児童委員、子育てサポーター等による「親子で集える場」を設け、保護者の育児不安を軽減するとともに、地域の育児力を高める。(再掲No.187)
391	子育てサロンの設置促進	子育て中の親子が気軽に集える場として、ボランティアや民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等が取り組んでいる子育てサロンの設置を促進する。(再掲No.188)
392	地域の子育て活動の支援	保育所の専門機能を活用して、子育てサークルの活動支援を行うとともに、子育てに関する不安の解消や育児に関する知識を高める活動等を実施する。(再掲No.405・410)
393	民生委員・児童委員、主任児童委員活動の充実	民生委員・児童委員、主任児童委員による、地域における子どもの健全育成活動や虐待防止の取組の推進等、子どもと子育て家庭への支援を充実する。
394	一時保育の拡充	保護者の疾病やリフレッシュ・出産・冠婚葬祭等に、子どもを一時的に預かる事業(一時保育)の拡充を図る。(再掲No.54)
395	中学校部活動支援事業	生徒がより専門的な指導を受けられるよう「技術指導者」を派遣するとともに、単独の指導と生徒引率ができる「部活動指導員」を配置し、部活動の充実と教員の多忙化解消を図る。
396	青少年指導委員活動の推進	青少年団体の指導育成や地域社会における青少年活動を推進するため、青少年指導委員の資質の向上を図る。
397	スポーツ推進委員活動の推進	スポーツ講習会や大会の企画・運営等、地域におけるスポーツを振興するため、スポーツ推進委員の資質の向上を図る。

No.	事業名	事業概要
398	地域に開かれた幼稚園・認定こども園づくり	幼稚園等における子育て相談や園庭・園舎の開放、未就園児の親子登園、情報提供等、幼稚園等が行う地域における子育て支援を促進する。
399	子育て応援店事業	妊娠中の人や子育て家庭に優しい設備やサービス等を提供する店舗や事業所等を協賛店として登録し、市ホームページ「はなたんネット」で紹介する。
400	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介して豊かな親子関係を築くことができるよう支援するため、4か月児健康診査に合わせて、絵本の読み聞かせ体験及び絵本の配布を行う。(再掲No.197)

(2) 子育て支援活動のサポート

子育てを応援する機運を高め、市民による子育て支援活動を奨励し、ボランティアグループやNPO法人等を育成するとともに、その活動を支援します。

No.	事業名	事業概要
401	みどりの少年団の育成	みどりに関する学習活動、奉仕活動及びレクリエーション活動を行う「みどりの少年団」に対し、その活動を支援する。
402	ファミリー・サポート・センター事業	子育て家庭を地域で支援するため、育児の援助を受けたい人と援助をしたい人を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する。(再掲No.363)
403	地域子育て支援事業	子育て支援に関わる人材・団体等のネットワークの構築や子育て支援研修会の開催、子育ての当事者を対象にした講演会の開催等により、地域活動の活性化及び子育てに対する不安感・負担感の軽減を図る。(再掲No.477)
404	子育て広場の拡充	主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図る「親と子の育ちの場」の設置を進めるとともに、内容の充実を図る。(再掲No.184・387)
405	地域の子育て活動の支援	保育所の専門機能を活用して、子育てサークルの活動支援を行うとともに、子育てに関する不安の解消や育児に関する知識を高める活動等を実施する。(再掲No.392・410)
406	「市民・行政協働運営型市民ファンド」の運営	市民や企業からの寄附金及び市からの負担金を原資とする「市民・行政協働運営型市民ファンド」の運営を行い、市民が自主的に行う社会貢献活動を支援する。(再掲No.489)
407	コミュニティビジネスの普及・推進	コミュニティビジネス(※)の普及・促進を図る活動として、支援サイトの運営や相談会を実施する。 ※子育て支援に関わるものを含めた地域課題やニーズをビジネスの手法(有償サービス)により解決・実現していく取組。

(3) 地域の子育て支援者の育成

子育てに関わる支援者等を育成するとともに、退職後や子育て後のシニア世代が地域においてより活動しやすい環境を整えるなど、人材づくりと活動の一層の促進を図ります。

No.	事業名	事業概要
408	ファミリー・サポート・センター事業の援助会員の研修の充実	子育て家庭を地域で支援することを目的として組織したファミリー・サポート・センター事業の援助会員に対する研修の充実を図る。
409	子育てサポーターの育成	地域の支え合いと市民とのパートナーシップにより、地域における子育て支援を実施するために、「子育てサポーター」を育成するとともに、活動の促進を図る。
410	地域の子育て活動の支援	保育所の専門機能を活用して、子育てサークルの活動支援を行うとともに、子育てに関する不安の解消や育児に関する知識を高める活動等を実施する。(再掲No.392・405)

(4) 子育てに関する学習機会の充実

子どもに関わる関係機関が連携し、子どもの成長・発達段階に応じた子育て講座等、家庭教育や子育てに関する学習機会の提供を進めます。

No.	事業名	事業概要
411	地域子育て支援拠点事業における講座の充実	地域子育て支援拠点において実施している講座の充実を図る。(再掲No.203)
412	家庭教育についての学習機会の提供	家庭教育について保護者への啓発や地域での理解を促進し、家庭や地域での教育力向上を図るため、市立小中学校PTA連絡協議会と連携した学習会や公民館での講座などを実施する。(再掲No.359)

基本目標9 安心して暮らせる安全でやさしいまちづくりの推進

1 動向と課題

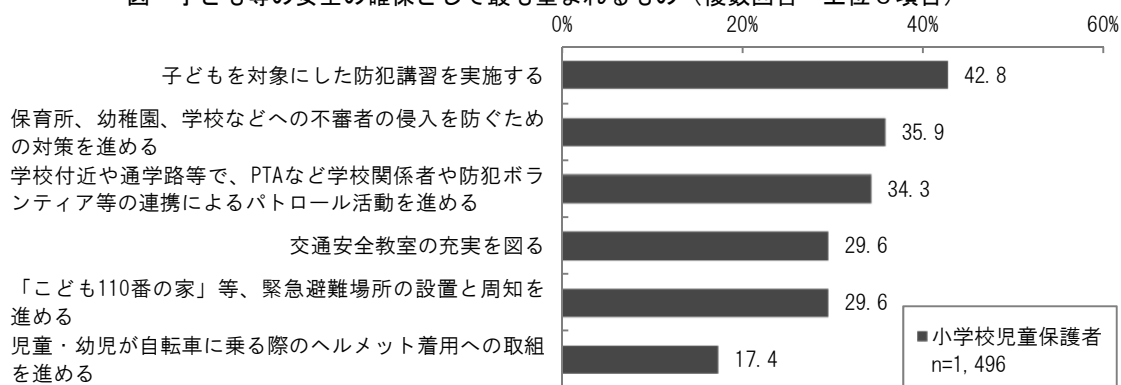
子どもが巻き込まれる痛ましい事故や事件が後を絶ちません。また、自然がもたらす災害も発生しています。地域で安心して暮らせるよう、市民が危険や不安を感じることがない、安全で優しいまちづくりへの取組が求められます。

本市のアンケート調査では、子ども等の安全の確保として望まれるものは、「子どもを対象にした防犯講習を実施する」、「保育所、幼稚園、学校などへの不審者の侵入を防ぐための対策を進める」、「学校付近や通学路で、PTAなど学校関係者や防犯ボランティア等の連携によるパトロール活動を進める」等が上位となっており、防犯への関心の高まりが見られます。通学路での見守りや地域のパトロールなどはボランティアの協力が不可欠であり、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制づくりが重要です。交通事故については、子ども自身が交通ルールを知り、守るための交通安全教育に力を入れるほか、周りの大人も含めて交通安全意識の高揚や交通マナー及びモラルの向上に努める必要があります。また、防災・災害対策については、平常時からの防災対策に努めるとともに、災害発生時において適切に対応できるよう、必要な準備等をする必要があります。

子育てを支援する生活環境の整備については、本市のアンケート調査では、「通学路における防犯等やガードレールの整備推進など、子どもが犯罪や交通事故の被害にあわないようなまちづくりを進める」、「親子が安全・安心に通行することができるよう、幅の広い歩道の整備など安全な道路交通環境の整備を進める」、「歩いて利用できる距離に、子どもの遊び場や公園を整備する」等が上位となっています。

安心して子育てをするには、経済的な不安の解消も大切なことです。子育てをして負担に思うことの上位に「経済的負担が大きい」が挙げられており、子育てに関わる経済的な負担が課題となっています。経済的な支援の在り方については、その効果や他分野とのバランス、子育て家庭間の受益と負担の公平性等を考慮しながら、施策を進めることが求められています。

図 子ども等の安全の確保として最も望まれるもの（複数回答・上位6項目）



資料：平成30年度相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

2 成果指標

指標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	指標の説明等
市内で発生した子どもの交通事故件数	189件	170件	子どもの安全が確保されているかを見る指標

※これまでの傾向を参考に、約10%減少することを目標に設定しました。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) 事故・犯罪・災害から子どもを守る安全・安心対策の推進

交通事故の発生を未然に防止するため、家庭、保育施設、学校、地域等において、あらゆる機会を通じて交通安全教育を徹底し、交通安全意識の高揚に努めます。また、自主防犯活動の充実を促進するとともに、住民相互の連帯意識と防犯の意識の高揚に努めます。

防災・災害対策については、子どもが安全に安心して過ごせるよう、平常時からの防災対策に努めるとともに、災害発生時において適切に対応できるよう、必要な準備等を推進します。

No.	事業名	事業概要
413	交通安全教室の開催	防犯交通安全指導員が、横断の仕方、自転車の正しい乗り方、信号機の見方等を指導し、交通安全意識の高揚を図るとともに、正しい知識の普及を図る。
414	安全・安心パトロール	毎月20日の「市民交通安全の日」に警察、小学校、交通安全協会等と連携して、小学校の通学路において、安全・安心パトロールを実施し、交通安全に努める。
415	鹿沼児童交通公園の活用	一般道路と同一の形態となっている園内で、交通知識や交通マナーの習得のため、来園者に遊具の貸出しを行う。
416	交通安全母の会への支援	相模原市交通安全母の会連合会及び12地区の交通安全母の会に対して助成を行う。
417	未就学児等の交通安全対策の推進	保育所等と関係機関が連携し、未就学児等が日常的に集団で移動する経路等の点検や交通安全教室等により、未就学児の安全性の確保・向上を図る。
418	通学路における交通安全対策の推進	通学路交通安全プログラムに基づき、市民、地域団体、警察、事業者、行政機関等が協力し、通学路における安全対策の改善を行い、安全性の確保を図る。
419	街区公園等における遊具の安全点検及び改修事業	街区公園等における遊具の事故を未然に防ぐため、国が定めた指針に基づき、有資格者等による安全点検を行うとともに、遊具の補修や更新を行う。
420	防犯講習会	防犯交通安全指導員が、犯罪のない安全・安心なまちづくりのために、犯罪にあわないための知識や、不審者への対策などについて防犯講習会を実施する。
421	防犯活動団体の支援	防犯意識の高揚と自警心を喚起し、犯罪のない明るい社会の実現に向け、防犯協会を中心とした防犯活動団体を支援する。

第2部 各論

No.	事業名	事業概要
422	防犯活動物品購入支援 事業補助金の交付	子どもの見守りを含め、地域の防犯パトロール等を行う自治会等の団体に対し、防犯活動物品購入支援事業補助金を交付し、市民の自主防犯活動を支援する。
423	防犯灯の設置及び維持 管理	夜間における犯罪を防止し、市民の通行の安全を確保するため、防犯灯の設置及び維持管理を行う。
424	こども110番の家の 設置	子どもが痴漢やつきまとい行為の被害を受けたり、受けそうになったときに、安心して避難できる場所として、一般家庭、商店、事業所等の協力により実施する。(再掲No.486)
425	走るこども110番の家の 設置	市公用車や民間の車両に「こども110番の家」の機能を持たせ、子どもの安全の確保及び犯罪の未然防止を図る。(再掲No.487)
426	監視カメラ、センサー ライトの維持・管理	不審者の侵入を未然に防ぐため、全小学校校門付近に向けて設置された監視カメラ等を継続的に維持・管理していく。
427	防犯対策事業	保育所等の現状の設備等の保守を行うとともに、外構フェンスのかさ上げや監視カメラ等の各設備の更新を行う等の効果的な防犯対策を検討し、安全・安心対策の推進を図る。
428	安全・安心メールによる 情報提供	「安全・安心メール」により犯罪情報や不審者情報等を電子メールで希望者の携帯電話やパソコンに配信する。
429	学童通学安全指導員の 配置	登下校時における児童の安全確保を図るため、通学路に学童通学安全指導員を配置する。
430	学校安全活動団体設立 支援事業	児童生徒の安全確保に係る地域の取組を支援するため、小学校を中心として地域住民が主体となった子ども安全見守り活動団体の活動に対し助成する。
431	防犯安全教育プログラム 「安全教室」	子どもがいじめ・虐待・誘拐などの様々な暴力から、自分自身を守るための教育プログラムである市独自の「安全教育」プログラムを市内公立全小学校において実施し、自分を大切にする気持ち(自己肯定感からの人権意識)を育てるとともに、自らの身を守るための基本的な考え方や行動を習得させる。(再掲No.22)
432	防犯ブザーの貸与	登下校時における児童生徒の安全確保を図るため、防犯ブザーを貸与する。
433	保育所等における災害 対策の推進	各施設が作成する防災及び災害対応マニュアル等を活用し、園児の保護、引渡しを、円滑、的確に実施できるよう、必要な準備等を推進する。
434	児童厚生施設等におけ る災害対策の推進	市や事業者が作成する非常災害に対する計画やマニュアル等を活用し、児童クラブ等における児童の保護、引渡しを、円滑、的確に実施できるよう、必要な準備等を推進する。
435	電子母子健康手帳を用 いた情報発信や災害時 におけるデータ管理の 推進	紙媒体の母子健康手帳と併用して、電子母子健康手帳アプリケーションを用いた子どもの健診結果や予防接種歴等の記録を補助的にクラウドで保存し、アプリケーション機能を利用した情報発信を実施する。(再掲No.164・218・475)
436	災害安全の確保	児童生徒が災害時において危険を認識し、自らの安全を確保するための自助意識、地域を守る担い手としての共助意識の育成を図るため、防災教育を実施し、災害や防災に関する基本的知識の習得を図る。

(2) みんなにやさしいまちづくり

妊婦、子ども、子ども連れの人等、誰もが安心して利用できるように、公共施設等のバリアフリー化を進めます。また、歩道の段差解消をはじめ、安全な歩行者空間の整備等、みんなが安心して通行できる、人に優しいまちづくりを進めます。

No.	事業名	事業概要
437	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	障害者や高齢者等、誰もが安心して快適に生活できるよう、「相模原市ユニバーサルデザイン基本指針」や神奈川県「みんなのバリアフリー街づくり条例」等に基づき、公共の建築物をはじめ、誰にでも利用しやすいトイレとして「みんなのトイレ」の普及や授乳スペースの確保、道路、公園等のバリアフリー化等、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。
438	木もれびの森づくり事業	「木もれびの森保全・活用計画」に基づき、自然環境に配慮した森の適正な維持管理を進めるとともに、自然とのふれあいの場等として有効に活用する。
439	市民ふれあいの森づくり事業	市街地に残る良好な緑地を「市民緑地」及び「市民ふれあいの森」等として指定し、市民等と協議して効果的に保全・活用を行う。
440	市民の手による街区公園・緑道の美化推進	地域への愛着や関心、市民同士の交流を深めるため、自治会や子ども会等市民が主体的に、街区公園や緑道の清掃・除草や花壇の整備等を行う。
441	都市公園の整備推進	子どもの遊び場や地域のコミュニティの場として、かつ、災害時の避難場所としての機能も持つ都市公園の整備を進める。(再掲No.114)
442	都市公園のバリアフリー化等の推進	都市公園において、妊婦、子ども及び子ども連れの人を使いやすいように、段差の解消等、公園施設のバリアフリー化を図る。また、公園内の見通しを良くするなど、防犯に配慮し、安心して利用できる公園づくりを行う。
443	公共交通機関におけるバリアフリー化の促進	駅舎へのエレベーター等の整備やノンステップバスの導入等、バリアフリー化を促進する。
444	交通バリアフリー道路特定事業計画による道路整備	相模大野駅周辺地区約40ha内にある特定経路等において、歩道の新設、拡幅改良を進めるとともに、歩道の段差や傾斜の改善、点字ブロックの整備を行う。
445	人にやさしいみちづくり事業	都市計画道路等の整備による歩道の新設など、バリアフリーに配慮した道路整備を行う。

(3) 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭を経済的に支援するため、各種手当の支給や助成等を実施します。また、就学や就職を促進するための経済的な支援を行います。

No.	事業名	事業概要
446	小児の医療費の助成	小児の健康の保持及び保護者の経済的負担を軽減するため、医療費を助成する。(1歳児以上所得制限あり)
447	ひとり親家庭等の医療費の助成	ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。(所得制限あり)(再掲No.253)
448	重度障害者の医療費の助成	重度障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。(再掲No.298)

第2部 各論

No.	事業名	事業概要
449	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を図る観点から、中学校修了までの児童を養育している者に「児童手当」を支給する。
450	児童扶養手当の支給	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している者に対し、子どもが18歳に達する日以降最初の3月31日まで児童扶養手当を支給する。(所得制限あり)(再掲No.252)
451	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の父母及び子ども、親のいない子ども並びに寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。(再掲No.254)
452	母子福祉資金等利子補給金の支給	母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受け、その年分の償還を完了している者に返済した利子相当額を補給する。(再掲No.255)
453	自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の父母が自主的に受講する教育職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練講習修了後に自立支援教育訓練給付金を支給する。(再掲No.249)
454	高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父母が就職に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給する。(再掲No.250・358)
455	ファミリー・サポート・センター事業におけるひとり親家庭に対する利用料の半額免除	ひとり親家庭等の自立支援の促進、育児負担・経済的負担の軽減のため、ファミリー・サポート・センター事業の利用料を半額免除する。(上限額あり)(再掲No.266・350)
456	特別児童扶養手当の支給	精神、知的又は身体障害等が一定程度の状態にある20歳未満の児童を養育している人に対し、手当を支給する。(再掲No.297)
457	特定不妊治療費助成事業	子どもを持つことを望む夫婦の不妊治療(体外受精・顕微授精)の経済的な負担を軽減することを目的に、その治療に要する費用の一部を助成する。(再掲No.151)
458	小児医療費援護事業(養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病)	入院することが必要な未熟児、障害のある子ども及び特定の疾病に罹患している子どもに、必要な医療を給付する。(再掲No.183)
459	就学援助費の交付	経済的理由により、就学困難な児童生徒の就学を奨励するため、学用品費や学校給食費等を交付する。(再掲No.246・354)
460	岩本育英奨学金事業	学術優秀にもかかわらず、経済的理由により高等学校等における修学が困難な生徒の修学を奨励するため、返還不要の奨学金を給付する。(再掲No.355)
461	給付型奨学金事業	学習意欲があるにもかかわらず、経済的理由により高等学校等における修学が困難な生徒の修学を奨励するため、返還不要の奨学金を給付する。(再掲No.356)
462	中学校における昼食の支援	家庭の事情などにより、昼食を用意できない生徒に対し、生活の安定化を図り、学習環境を整えることを目的として、デリバリー給食の提供による支援を行う。(再掲No.353)
463	特別支援学級就学奨励費の交付	特別支援学級に在籍する児童生徒の就学を奨励するため、学用品費や学校給食費等を交付する。(再掲No.305)

基本目標 10 市民との協働によるしくみづくりの推進と情報発信の強化

1 動向と課題

本市が取り組む子育て施策については、本計画により、総合的に進めていきます。計画の進行管理や評価は公募市民や学識経験者、関係団体等で構成される「子ども・子育て会議」で行います。

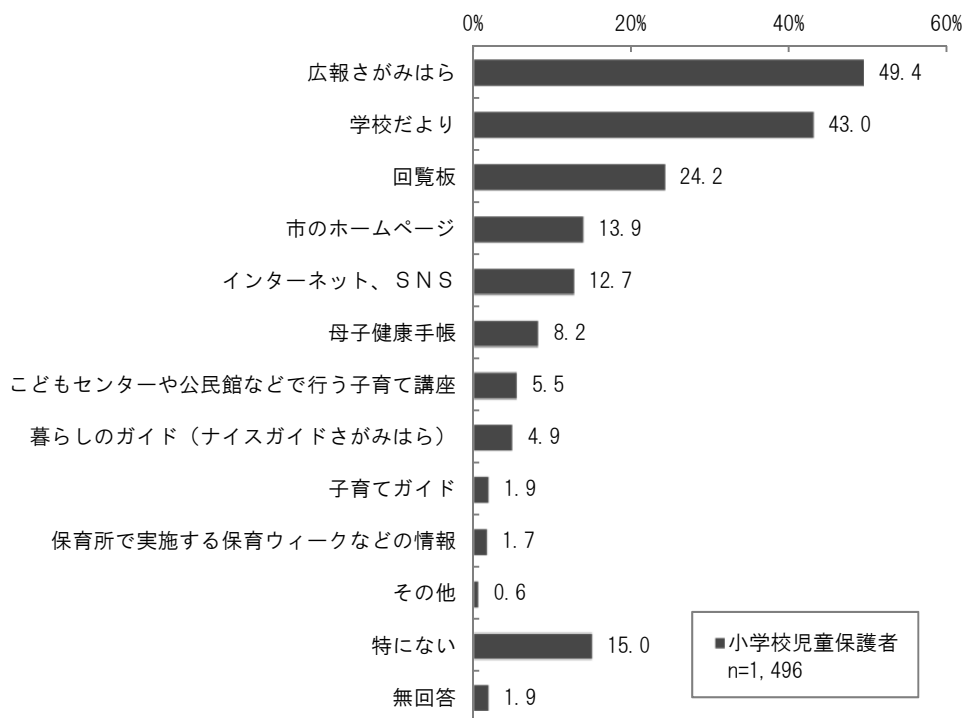
また、教育・保育の質の確保と向上には行政だけではなく第三者の評価が重要であり、そのための環境整備を進める必要があります。

これらは、行政だけではなく市民の視点で取り組んでいくことが大切で、市民と行政が協働して進めることで効果が現れます。

地域全体で子育てを支えるため、関係団体だけでなく地域の企業も含めて、情報が広く届くことが重要ですが、市のアンケート調査では、子育て情報や学習機会の利用が「特にない」が15.0%となっており、情報提供が十分とは言えない状況です。

支え合いのネットワークを築くことができるよう、市民との協働の仕組みづくりに努める必要があります。

図表 市提供の子育て情報・学習機会についてよく使うもの（複数回答）



資料：平成 30 年度相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

2 成果指標

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	指標の説明等
地域の子どもへの育成活動に参加した市民の割合	15.0%	21.0%	地域における、子どもに関する各種活動への参加状況を見る指標

※これまでの傾向を参考に、年1ポイント増加することを目標に設定しました。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) 計画の実施状況を市民との協働により把握、点検するための機関の運営

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、公募市民や学識経験者、関係団体等で構成される機関を運営し、計画の実施状況を把握・点検するとともに、市民の意見を計画の推進に反映させます。

No.	事業名	事業概要
464	子ども・子育て支援事業計画の進行管理	公募市民や学識経験者、関係団体等で構成される「子ども・子育て会議」において、計画の実施状況の把握・点検を継続的に行う。

(2) 事業等の質の確保・評価をするためのしくみづくり

安心して教育・保育等のサービスを選択し利用するためには、教育・保育の質の確保・向上への取組は欠かせません。事業等の質の確保・向上を図るため、巡回指導、相談、第三者評価の受審の促進等の環境整備を進めていきます。

No.	事業名	事業概要
465	学校評議員制度の推進	学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して子どもの健やかな成長を図るとともに、特色ある教育活動を展開できるよう「学校評議員」を置く。
466	認定こども園・幼稚園・保育所等における外部評価の推進	保育内容の充実と利用者の施設選択に資するため、認定こども園・幼稚園・保育所等における外部評価の受審を推進する。
467	児童福祉施設等のサービス評価の促進	児童福祉施設等が適切な施設の運営を確保するため、第三者機関によるサービス評価を受ける場合に必要な支援を行う。
468	学校評価ガイドラインに基づく学校評価の実施	各学校が学校評価の結果を説明し、公表することにより、自己改善に努め、保護者・地域住民から教育活動への参加・協力を得て信頼される開かれた学校づくりを進めるため、本市が策定したガイドラインに基づき、学校関係者評価等を実施する。
469	学校環境衛生検査等	学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、学校保健安全法の学校環境衛生基準により、教室の換気及び保温等、採光及び照明、飲料水、プール水の検査等を実施し、良好な環境の維持に努める。

(3) 子育てに関する情報の提供

子育て関連情報を紹介するため、様々な情報媒体やあらゆる機会を通して、情報の提供に努めます。また、多様な子育て支援に関する情報が適切に届き、サービスの利用につなぐことができるよう体制の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要
470	子育て支援センターの充実	妊娠・出産・乳幼児健診・子育てに関する相談、保育所入所や各種手当の申請、児童虐待防止に向けた取組、療育相談等、子育て家庭からのあらゆる相談について一元的に対応するとともに、内容に応じて児童相談所等の専門機関と適切に連携しながら相談から支援まで一貫して対応する子育て支援センターの体制の充実を図る。(再掲No.9・35・228)
471	育児情報提供環境の充実	子育て家庭がいつでも子育てに関する情報を取得できるよう市ホームページの充実を図る。
472	広報誌「てんとうむし」の発行	広報誌「てんとうむし」を通じて、青少年の問題行動への対応の仕方や予防的な取組の在り方等について、広く市民や学校関係者の啓発を図る。
473	「子育てガイド」の発行	子育て家庭を支援するため、妊娠から出産までの母子の医療・健康に関する情報から各種の手当・助成制度、子どもの遊び場、地域での子育て支援、育児相談の情報等を一元的に掲載した「子育てガイド」を発行する。
474	「福祉のしおり」の発行	障害のある人及びその家族等への情報提供のため、相談窓口や福祉・医療・療育等の情報を掲載した「福祉のしおり」を発行する。(再掲No.275)
475	電子母子健康手帳を用いた情報発信や災害時におけるデータ管理の推進	紙媒体の母子健康手帳と併用して、電子母子健康手帳アプリケーションを用いた子どもの健診結果や予防接種歴等の記録を補助的にクラウドで保存し、アプリケーション機能を利用した情報発信を実施する。(再掲No.164・218・435)
476	さがみはら子育てきずなメール事業	妊娠中の人や乳幼児の保護者が安心して出産や子育てができるよう、おなかの赤ちゃんや子育てに関するタイムリーな情報を携帯電話等にメールで配信する。(再掲No.165)

(4) 地域の支え合いとネットワークのしくみづくり

子どもの健やかな育ちを身近な地域で支えるため、ボランティア、NPO法人、幼稚園・保育所・学校、行政等を含めた子どもに関わる関係者が連携し、地域の子育て支援のネットワークづくりに取り組みます。

No.	事業名	事業概要
477	地域子育て支援事業	子育て支援に関わる人材・団体等のネットワークの構築や子育て支援研修会の開催、子育ての当事者を対象にした講演会の開催等により、地域活動の活性化及び子育てに対する不安感・負担感の軽減を図る。(再掲No.403)
478	子育て広場の連携の強化	市内で実施している子育て広場に携わる団体やスタッフと行政の連携を図る。
479	こどもセンター、児童館、公立児童クラブ運営体制の充実	こどもセンター、児童館及び児童クラブの運営に当たっては、運営委員会に利用者が参加するなどにより、利用者の意見を反映した運営を進める。(再掲No.100)
480	認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進	幼保小連携研修会等で認定こども園、幼稚園、保育所と小学校の連携を推進するとともに、生活や学びの連続性を大切にした幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図る。(再掲No.66・90)
481	若年無業者・フリーター就労支援事業	若者サポートステーション等において、個別相談や各種講座、学びなおしプログラム、職場体験等を実施し、支援機関等と連携し、支援を行うことで、若年無業者等の職業的自立や社会参加に必要な能力を身に付ける支援を行う。(再掲No.337)
482	地域学校協働活動の推進	地域と学校が目標を共有し、パートナーとして連携・協働しながら社会全体で子どもたちを育むため、地域の様々な団体等と連携しながら、地域学校協働活動を推進する。

(5) 企業等との連携

企業等との連携により子育て支援の充実を図るとともに、子育て支援に参画しやすい仕組みづくりを進めます。

No.	事業名	事業概要
483	仕事と子育ての両立のための啓発事業	仕事と子育ての両立に向けた講座の実施や家庭に優しい取組をしている市内企業に対する表彰を行い、ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりに向けた啓発を行う。(再掲No.380・384)
484	さがみはら子ども・青年アントレプレナー体験事業	「会社設立から決算まで」の経済の擬似体験のプロセスを通じて、子どもたちが「失敗を恐れずに挑戦する心」、「自分の考えで行動できる力」、「お金の大切さ」等を学ぶため、体験事業を行う。事業の構想から運営をインターンシップの大学生が行う。(再掲No.149)
485	職場体験支援事業	小学生及び中学生が地域における長期職場体験を実施し、勤労の喜びや厳しさを体験しながら、自己を見つめ直したり、大人の知恵やたくましさを学んだりすることで、勤労観・職業観の育成を図る。(再掲No.150)
486	こども110番の家の設置	子どもが痴漢やつきまとい行為の被害を受けたり、受けそうになったときに、安心して避難できる場所として、一般家庭、商店、事業所等の協力により実施する。(再掲No.424)
487	走るこども110番の家の設置	市公用車や民間の車両に「こども110番の家」の機能を持たせ、子どもの安全の確保及び犯罪の未然防止を図る。(再掲No.425)
488	企業・大学等スポーツネットワーク事業	地域の企業・大学と連携したスポーツセミナーの開催等により、地域のスポーツ資源を活用し、魅力的で質の高いスポーツ環境づくりを進める。(再掲No.126)
489	「市民・行政協働運営型市民ファンド」の運営	市民や企業からの寄附金及び市からの負担金を原資とする「市民・行政協働運営型市民ファンド」の運営を行い、市民が自主的に行う社会貢献活動を支援する。(再掲No.406)
490	事業所内保育事業の促進	地域の受入枠を確保する事業所内保育事業の実施の促進を図る。(再掲No.375・385)
491	若年者向け金融教育支援事業	ライフプランの設計や奨学金等の制度などについて学び、今後予想されるライフイベントとお金を結び付け、自分の将来像を考える機会を支援する。(再掲No.342)

合計362事業（再掲分を除く。）

基本目標 10 市民との協働によるしくみづくりの推進と情報発信の強化

資料編

1 子ども・子育て支援事業計画策定経過

	年月日	会議名称
平成30年度	平成30年 6月8日	第1回子ども・子育て会議・諮問
	7月10日	子ども・子育て会議 第1回子ども・子育て支援事業計画策定部会
	8月23日	少子化対策推進会議
	9月11日	子ども・子育て会議 第2回子ども・子育て支援事業計画策定部会
	10月5日	第2回子ども・子育て会議
	10月16日	子ども・子育て会議 第3回子ども・子育て支援事業計画策定部会
	11月2日	第3回子ども・子育て会議
	12月4日	子ども・子育て会議 第4回子ども・子育て支援事業計画策定部会
	12月	アンケート調査の実施
	平成31年 1月・2月	ヒアリング調査の実施
	2月18日	第4回子ども・子育て会議
	2月28日	子ども・子育て会議 第5回子ども・子育て支援事業計画策定部会
	3月26日	第5回子ども・子育て会議
	令和元年度	平成31年 4月23日
令和元年 5月24日		子ども・子育て会議 第6回子ども・子育て支援事業計画策定部会
6月17日		子ども・子育て会議 第7回子ども・子育て支援事業計画策定部会
7月9日		少子化対策推進会議
7月12日		第7回子ども・子育て会議
7月24日		子ども・子育て会議 第8回子ども・子育て支援事業計画策定部会
8月21日		少子化対策推進会議
8月22日		子ども・子育て会議 第9回子ども・子育て支援事業計画策定部会
10月3日		第8回子ども・子育て会議・答申
12月10日		パブリックコメント（～令和2年1月16日）
令和2年 1月30日		第9回子ども・子育て会議

2 相模原市子ども・子育て会議委員名簿

(令和2年3月)

	氏 名	推 薦 団 体 等
会 長	片 山 知 子	元 学校法人 和泉短期大学児童福祉学科教授
副会長	園 田 巖	学校法人 東京都市大学人間科学部准教授
委 員	川 上 孝 生	相模原市立小中学校長会
//	久保田 修	相模原商工会議所
//	笹 野 和 子	公募市民
//	中 島 清 美	公募市民
//	中 台 厚	相模原市私立保育園・認定こども園園長会
//	永 保 貴 章	一般社団法人 相模原市幼稚園・認定こども園協会
//	西 谷 八千代	みらい子育てネットさがみはら連絡協議会
//	馬 場 眞由美	相模原市民生委員児童委員協議会
//	藤 井 春 美	相模原市学童保育連絡協議会
//	松 浦 千鶴子	日本労働組合総連合会神奈川県連合会相模原地域連合
//	松 原 充 子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会
//	三 浦 友 則	相模原保育室連絡協議会
//	村 瀬 麻衣子	一般社団法人 相模原市ひとり親家庭福祉協議会

(委員は50音順)

3 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、子育て家庭の生活実態や子育てサービスへのニーズ等を把握することを目的とし、次のとおり調査を実施しました。

(2) 調査票の種類と調査対象者等

①	調査対象者	就学前児童（0歳児～5歳児）を持つ保護者
	調査件数	5,600件（住民基本台帳から無作為抽出）
②	調査対象者	小学校児童（6歳児～11歳児）を持つ保護者
	調査件数	3,000件（住民基本台帳から無作為抽出）
③	調査対象者	平成30年度に11歳、14歳、17歳を迎える人
	調査件数	1,500件（住民基本台帳から無作為抽出）
④	調査対象者	平成30年度に20歳、25歳、30歳、35歳を迎える人
	調査件数	2,000件（住民基本台帳から無作為抽出）
⑤	調査対象者	ひとり親家庭の人
	調査件数	500件（児童扶養手当台帳から無作為抽出）

(3) 調査の実施方法と配布・回収状況

① 調査時期と調査方法

調査時期：平成30年12月

はがきによる督促を1回

調査方法：郵送方式により調査票を配布・回収

② 調査票配布・回収状況

調査対象者	配布数	回収数	回収率
①就学前児童を持つ保護者	5,600	2,808	50.1%
②小学校児童を持つ保護者	3,000	1,496	49.9%
③子ども本人（11歳、14歳、17歳）	1,500	598	39.9%
④青年男女（20歳、25歳、30歳、35歳）	2,000	598	29.9%
⑤ひとり親家庭の人	500	214	42.8%
合計	12,600	5,714	45.3%

4 ヒアリング調査の概要

(1) 目的

本計画の策定にあたり、子ども・子育てに関係する施設や事業において、当事者の意識、現状や課題等について具体的に把握することを目的とし、次のとおり調査を行いました。

(2) 調査の設計

① 実施施設・事業、回答者数

施設・事業名等	実施箇所数	回答者数
認可保育所	3	責任者3名、スタッフ9名、利用者21名
認定保育室	3	責任者3名、スタッフ12名、利用者28名
認可外保育施設	1	責任者1名、スタッフ4名、利用者5名
地域型保育事業	3	責任者3名、スタッフ8名、利用者16名
幼稚園	3	責任者3名、スタッフ12名、利用者25名
認定こども園	3	責任者3名、スタッフ12名、利用者30名
こどもセンター	3	責任者3名、スタッフ15名、利用者29名
地域子育て支援拠点事業	3	責任者2名、スタッフ10名、利用者28名
青少年学習センター	1	責任者1名、スタッフ3名、利用者5名
児童クラブ	6	責任者6名、スタッフ23名、利用者56名
児童館	3	責任者3名、スタッフ11名、利用者19名
若者サポートステーション	1	責任者1名、スタッフ4名
利用者支援事業	3	責任者3名、スタッフ8名
合計	36	責任者35名、スタッフ131名、利用者262名

② 調査対象

原則的に各施設・事業における「責任者」「スタッフ」「利用者」としました。

③ 調査方法

原則的に面接方式により聞き取りを行いました。

④ 調査内容

責任者・スタッフ：利用者のニーズ、必要なスキル、地域との連携など

利用者：施設や事業の長所、施設や事業に望む事項、提案など

(3) その他

調査対象者への聞き取りについては、和泉短期大学、相模女子大学、東京家政学院大学の協力のもと実施しました。

5 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

令和元年12月10日（火）から令和2年1月16日（木）まで

(2) 資料の閲覧及び配布

こども・若者政策課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館において、計画（案）の閲覧及び概要版（案）の配布を実施し、市のホームページにおいて、計画（案）及び概要版（案）を掲載しました。

(3) 募集方法

直接持参、郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出状況

10人 延べ36件

(5) 意見の内訳

意見分類	意見件数
子どもの権利に関する意見	4件
学校における取組に関する意見	11件
子どもの遊び場・居場所に関する意見	9件
学校給食に関する意見	9件
子どもの安全確保等に関する意見	2件
その他の意見	1件
合 計	36件

6 相模原市子ども・子育て会議条例

平成25年3月25日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく合議制の機関として設置する相模原市子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に規定する事項に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に規定する市町村行動計画について、調査し、審議し、及び意見を建議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の住民
- (2) 事業主及び労働者を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、第2条の事務に係る専門的事項を調査させ、及び審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 第5条第1項及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第5条第1項及び前条中「審議会」とあるのは「部会」と、第5条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 部会で調査し、及び審議した事項は、審議会の会議において報告するものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、子ども・子育て支援事務主管課で処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

7 子ども・子育て支援法の抜粋

(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)

最終改正：令和元年5月17日法律第7号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための

施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

8 用語解説

<あ行>

医療的ケア (P94 P118 P120)

医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）などに長期入院した後、引き続き学校や在宅等で日常的に必要なとされる、人工呼吸器などの使用やたんの吸引、経管栄養などの医療的な生活援助行為のことです。

<か行>

確認を受けない幼稚園 (P58 P60 P61 P62 P63 P64)

施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った私立幼稚園のことです。

合計特殊出生率 (P28)

15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を表したものです。

<さ行>

里親 (P121 P122)

さまざまな事情で家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する人のことです。

私学助成 (P49 P78)

国及び地方公共団体が行う、私立の教育施設の設置者、及び、私立の教育施設に通う在学者（在学者が未成年者である場合は保護者）に対する助成のことです。

児童委員 (P107 P131)

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

児童厚生施設 (P6 P77 P97 P136)

児童遊園、児童館といった児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設です。

社会的養育 (P19 P81 P86 P87 P91 P115 P121 P122)

保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（P121）

家庭環境を失った子どもを里親や児童養護施設職員など経験豊かな養育者がその家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」です。養育者の家庭の中で、5～6人の子どもを預かり、子ども同士の相互の交流を活かしながら、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることに主要な目的があります。

青少年指導委員（P131）

地域内における青少年活動を主としており、青少年育成の推進役として、青少年育成への地域住民の参加促進、地域の教育力の活用などコーディネートの役割を担っています。

ソーシャルワーク（P87 P121）

社会福祉援助のことであり、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活を支援します。

<た行>**地方裁量型認定こども園（P48）**

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、幼稚園的な機能と保育所的な機能を備えることで、認定こども園として機能を果たす施設です。

地方単独保育施策（P58 P60 P61 P62 P63 P64）

地方公共団体が一定の施設等の基準に基づき運営費支援等を行っている保育施策のことで、相模原市認定保育室等が当てはまります。

等価可処分所得（P35）

世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割った所得です。

特定妊婦（P70）

出産後の子どもの養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいいます。

＜な行＞

認定保育室 (P94 P128 P150)

認可外保育施設のうち、相模原市が定めた保育内容や施設基準などの条件を満たしている施設を「認定保育室」と認め、入所児童の処遇向上を図るため、市が運営費の一部を助成している施設です。

＜は行＞

パブリックコメント (P147 P151)

行政機関が規則あるいは命令等の類のものを制定するに当たって、広く公（パブリック）に、意見・情報・改善案（コメント）を求める手続のことをいいます。

パーミル (P28 P29 P34)

1,000分の幾つであるかを表す語。1,000分の1を1パーミルといいます。

保育所型認定こども園 (P48)

認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす施設です。

放課後子ども教室 (P97 P99)

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業です。

＜ま行＞

民生委員 (P107 P131)

地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進に努めており、「児童委員」を兼ねています。

＜や行＞

幼稚園型認定こども園 (P48)

認可幼稚園が、保育が必要な子どもも受け入れるなど、保育所的な機能を備えることで、認定こども園としての機能を果たす施設です。

幼保連携型認定こども園 (P47 P48 P59 P90 P93 P128)

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たす施設です。

さがみはら 子ども応援プラン
第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画

発行者 相模原市こども・若者未来局 こども・若者政策課
住 所 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11-15
TEL 042-754-1111 (代表) FAX 042-759-4395

さがみはら 子ども応援プラン

